

1. 日本国憲法と憲法改正論議——改憲論の“正”・「悪」の判断基準

1. **パークの保守主義**
2. **哲人？狂人？ルソーの『社会契約論』**
3. **フランス革命の真実**
4. **人権・人民主権・平等主義**
5. **進歩主義とマルクス・レーニン主義**

上記1～5まで、読破し、内容を理解いただいた方は、**エドモンド・パークの保守主義（伝統主義）**とは何か、**ルソーとはどのような狂人（＝統合失調症であった）**であり、そのルソーの教理が**フランス革命**をどのように導き、（世界中で日本でのみ、讃美されている）**フランス革命の真実（ロベスピエールのジャコバン党独裁）**が、いかほどに残酷で暗黒であったかを理解いただけたと思います。

また、革命の教理である「**（自由ゼロの）自由**」、「**（貧困の）平等**」、「**博愛（など微塵もなかった）**」、「**人権（＝自然社会の野蛮人の権利、文明社会の人間の権利と相容れない）**」、「**人民（国民）主権（実際には立憲主義において主権など存在しえない概念）**」、およびフランス革命から派生した「**社会主義教（＝革命教理のうち、平等と人権を精鋭化）**」、「**デモクラシー（＝大衆政治参加制度、多数者の専制から全体主義へ至る可能性を含む概念）**」これに「**進歩主義（＝人間精神や政治社会は進歩しないく逆に、退歩しているのが現実＞**」であり、**進歩し得るのは科学技術の技術知だけ**」、「**未来主義（ユートピアは実は暗黒の逆ユートピア）**」が化合した最悪の**共産（マルクス・レーニン）主義**の持つ意味を理解いただけたと思います。また、上記1～5の文中の**青色（濃紺色）文字**で示した思想が、**パーク保守主義（伝統主義）思想**であり、**保守主義の真正の本流思想**です。日本の「保守主義者」と呼ばれる論客の中には、これらの本流から大きく脱線した論客も多く存在します。パーク保守主義から大きく脱線する思想は保守主義の名を語るに値しません。保守思想家といわれる論客の著書やエッセーを読むときはこの点に注意が必要です。

また、文中の**赤色（濃赤色）文字**で示した思想を一般に**左翼思想・極左思想**そのような思想をイデオロギーとする人々を**コミュニスト（共産主義者）・社会主義者など**と言います。左翼の中でも、どの思想に傾倒するのかあるいはどの程度強く信仰するかによって様々な論客がいますが、日本の政界・官界・学界・マスメディアに占める左翼の大半は、コミュニストです。これらの論客の多くはコミュニストであることを公にすることは好まず、新聞・雑誌・テレビ

等の論説のなかで、オブラートに包んだ言葉や転倒語法を用いて知らず知らずのうちに、読者や視聴者を左翼思想に誘い込む卑怯な手法を用います。

健全な日本国民が、これらの左翼論客に騙されないよう、左翼思想や左翼用語を十分理解してもらうことが、このホームページ開設の目的の一つでもあります。

例えば、気をつけるべき、**左翼用語**の一例を挙げます。「**人権**」「**死刑廃止**」「**平和**」「**市民**」「**地球市民**」「**市民団体**」「**NPO**」「**環境**」「**環境保護団体**」「**ゆとり教育**」「**男女共同参画社会**」「**少子化対策**」「**アジア共同体**」「**平等**」「**基本的人権**」「**国民主権**」「**女系天皇**」「**女性天皇**」「**開かれた皇室**」「**皇室典範改正**」「**個人の尊厳**」「**両性の本質的平等**」「**地方分権**」「**ジェンダー・フリー**」「**夫婦別姓**」「**ジェンダー**」「**子どもの権利**」「**人権教育**」「**福祉国家**」「**福祉社会**」「**階級闘争**」「**唯物論**」「**南京大虐殺**」「**従軍慰安婦**」「**戦争責任**」「**改革**」「**構造改革**」「**平和憲法**」「**進歩的**」「**進歩主義**」「**格差社会**」「**ユートピア**」「**平等社会**」「**搾取**」・・・など、まだまだたくさんあります。これらの用語を使用する人すべてが左翼人というわけではありませんが、これらの用語を頻繁に、信念のように語る人は、極めて左翼人の傾向が強いと言えます。

パーク保守主義と**左翼・極左（共産主義・社会主義）**どちらが正論かどちらが安全か危険か、よく考えてみてください。

以下では、**パーク保守主義の観点から**、GHQ 欽定憲法である現**日本国憲法**（1947年5月3日施行）についてこの憲法が、世界的な常識である“正しい憲法原理”に基づいた、“日本国民の正統な憲法”と言えるのかどうかを検討しながら、昨今の改憲論議において、様々な方面で試案されている改憲案が“正しい憲法原理”に基づいた“改正”であるのか、「革命の教理の反・憲法原理」に基づいた「改悪」であるのかを判断する基準を国民に提供することを目的として論及するものである。

内容項目	(1) 正しい憲法原理の概説
	(2) 日本国憲法の絶対三条件——皇室・国防軍・家族の紐帯
	(3) フランス革命の教理の排除——国家篡奪・大量殺戮の思想の排除
	(4) 亡国に至る憲法改悪の思想——一院制、首相公選制、地方分権

(1) 正しい憲法原理の概説

① 憲法の二大目的

“自由社会”である国家の憲法とは、次の二大目的に奉仕するものでなくてはならない。また、そうあるものをもって憲法と言う。

- A) 過ぎしの幾多の時代、幾多の世代を経て祖先より相続した、歴史と伝統と慣習の宿る誇りある国家を未だ生まれていない未来の子々孫々に引き継ぐべく、国家にひそむ永遠に“永続させうる生命源”を守り、たゆむことなく再活性化を図るものであること。
- B) 国民一人一人の“美德ある自由”を擁護する、または国民一人一人を“美德ある自由”に教導する、働きをなすものであること。

憲法の最高目的が、この二大目的、“**国家を永続させうる生命源**”と“**美德ある自由**”にあるのであるから、“正統な憲法”とはこの二大目的を害する概念や思想を排撃したものでなければならない。

② 憲法が排撃すべき四つの革命教理

国民を無制限に殺戮した、血塗られたフランス革命の、この大量殺戮（テロル）を推進し正当化した宗教的教理（ドグマ）である「**人間の権利（人権）**」（≠「国民の権利」とは別次元）と「**国民（人民）主権**」であり、これらは生命という自由の根幹すら尊重しない「反・憲法」を極める狂気のドグマであり、悪魔の思想であるため、われらが日本国憲法から完全に排撃されなければならない。

また、フランス革命とは無神論・理神論を背景にした擬似宗教国家（≠真の“宗教を尊重する国家”）の創造運動であり、それは“約 1800 年の信仰の歴史と伝統を有する真の宗教であるキリスト教”を尊重し事実上それと一体化したフランス王国からキリスト教を篡奪し、撲滅する野蛮で残虐な「政教分離」革命であった。「政教分離」こそは、教会を破壊しその財産を没収し、国民の信教の自由を否認し弾圧した、反宗教のドグマであった。このキリスト教という既成宗教撲滅を推進した「政教分離」は、ロシア革命でもレーニンに継承され、あの残忍で陰惨な教会破壊と大量殺戮へと発展した。「政教分離」は自由社会にとって赦しがたい最も野蛮な「反・憲法」の暴力破壊主義の教理であり、憲法から排撃されなければならない。

宗教に関しては、それぞれの民族なり国家なりが数百年あるいは一千数百年以上の歳月をかけて試行錯誤した叡智において、国家との関係が定まっているのであって、この関係にある世代の浅薄な知力による人為的・強制的な改革を

加えてはならない。

宗教はすべて、脱会の自由と私有財産の尊重の二つの条件を満たしている限り、その活動に国家権力（政治）は介入してはならない。

英国においてはマグナ・カルタを始めとする中世ゲルマンの法思想から発展した正しき憲法原理、「法の支配」から誕生した「法の前の平等」を例外として、憲法的基本文書のどこにも「平等」は存在しない。米国憲法にもそのようなものは全く存在しない。米国憲法に「平等」の二文字が例外的に挿入されたのは、憲法制定から約九十年を経た、修正第十四条で 1868 年であった。南北戦争（1861～65 年）で解放された黒人にも米国籍であることにおいて法的保護等の「平等」な適用を定めた「平等」であった。

「平等」のドグマはルソーの『人間不平等起源論』（1755 年）において初めて提唱され、それがフランス革命の教理となり、ついには階級間不平等、生まれによる不平等、物質的不平等、・・・などのあらゆる不平等の除去を国民が国家に要求し、国家権力の行使でもって実行することを正当化するドグマとなった。かくして、その後の人類史はこの「平等」によって、ロシア革命に見るような阿鼻叫喚の「世紀の蛮行」が歴史を汚すこととなった。「平等」の強制は、ホロコーストに至る。正統な憲法は、この故に「平等」を断固として排斥するのである。米国の憲法にも英国の憲法にも、“法の前の平等”はあっても、いまだ平等主義の「平等」は皆無である。

要するに、次の四つの革命の教理は、とんでもない反憲法のイデオロギーである。正統かつ正常であるべき、我が日本国憲法から完全に排除されねばならない。

イ) 「人間の権利（人権）」

ロ) 国民主権

ハ) 政教分離

ニ) 平等権（ただし、「法の前の平等」を除く）

③ 憲法が危険視すべき、二つのイデオロギー

「民主主義」と「平和」という、二つの言葉は、日本ではイデオロギー化しており、憲法の用語としては明らかに適さない。そもそもデモクラシーとは、デモス（民衆）のクラシー（制度）であるから、「民衆の政治参加制度」と正しく訳すべきものを「民衆」を「民が主体・主人」の意になる「民主」と意

図的に誤訳し、あげくに「制度」を「主義 (ism)」としてくっつけたから「民主主義」というイデオロギーとなってしまった。

また、ソ連も北朝鮮も人民抑圧というより、“人民殺し”の体制であった（ある）が、それらの政治体制を「**人民民主主義**」と呼んでいたように民主主義は悪逆残忍な暴政の政治になりうる政治制度である。ナチ・ドイツのヒトラーとその全体主義も民主主義から誕生したのが現実である。

米国憲法は、デモクラシーの危険性を熟知したうえで、いかにそれを制限(抑制)するかに細心の注意をはらって起草され制定された。英国憲法もデモクラシーを政体の一部にとどめて、それを手放しで称賛するようなことは決してしなかった。

日本では、国会が国民一般の投票による代表（国会議員）によって投票される以上、デモクラシーは憲法上認められた制度になっている。しかし、**デモクラシーは、正統な「憲法の原理」ではない。**デモクラシーにかかわる**正統な「憲法の原理」は、あくまでも、自由を圧搾して専制や全体主義に至らしめる危険なデモクラシーの暴走をいかに阻止（抑制）するか**である。デモクラシーによって発生する国民の墮落と腐敗をいかに防止するかである。

「**平和**」という概念は、古来より、かつ世界広く普遍的に二つの対極的意味があるので軽々に用いることができない。二つとは、**「奴隷の平和（自由と独立のない平和）」**（=他国の占領下における隷従的な平和）と**「自由（独立）ある平和」**である。このため、「平和」がどちらを指しているかは、「平和」という言葉だけではわからない。

日本国が「自由ある平和」を望んで、一方周辺の侵略国が日本の「奴隷の平和」を望んだ場合に、仮に日本国が「平和」という二文字だけ唱えるなら、侵略国は日本が「奴隷の平和」に同意したとして、日本を侵略することを正当化するものとなる。**自由と独立**にとって、「**平和**」は危険な言葉である。このために、諸外国では通常、「平和」を用いず、「自由と独立」とか「独立と安全」という言葉を用いるのである。

さらに、**レーニン**が得意の転倒語法で**「平和（ミール）」＝「世界共産化（ミール）」**というイデオロギーの意味をもたせたから、日本でも共産党は**「共産化運動」**のことを**「平和運動」**と称しているので、良識ある国民は騙されてはいけ

ない。

③ “美德ある自由”と“国家永続の生命源”の擁護——憲法上に聖別されるべき「五つの制度」

自由は、「法の支配」のほか、「中間組織」の存在の最も擁護されるが、君主制の働きも極めて大きい。天皇を戴くことによって、日本国民の享受する自由が“高雅なる自由”となるばかりではない。自由が国家的な（＝国民全体の）「相続（世襲）」によって、ある特定な国民の享受されるものとなるのは、君主制における「世襲」の法理が援用されているからである。自由と君主制の不可分性は、近代的自由が英国という君主制国発生した世界史の常識においても明らかである。「皇室（天皇）は、日本国民の自由の淵源である」といって間違いないのである。

美德（美しき道德）は、伝統と慣習の土壌に咲いた美しき人間の感性に基づく行為であるが、それが「自然成長的な制度」に高度に発達したのは、日本においては、武士階級という担い手によってであり、ヨーロッパでは貴族によってである。そして、封建制度の終焉に伴う近代以降にあっては、軍隊が武士階級を、軍人が武士（サムライ）を代替して倫理・道德を顕現する新しい担い手となった（*ルソーやマルクス等の思想の影響で、陸軍・政府首脳に社会主義者や共産主義者などソ連と通牒するものが徐々に多くなり、その影響で軍隊の規律が乱れ、倫理・道德が形骸化していったのは残念なことであったが・・・）。

すなわち、名誉や大義のために自らの生命も犠牲にする覚悟をもつ究極の美德を担う国家的組織と職業が国防軍と軍人である。国防軍と軍人なくして、一国における美德は確実に萎えて枯れていく。

美德はまた、社会全体に、美德を讚美し子々孫々に語り継ぐというような、伝統と慣習が共有されていなくては、棲息していけないから、具体的には家族にその自覚がありそれを子弟に教育することがない限り、美德もその感性が磨かれず開花することはない。

一般的にも、最も発展した伝統と慣習が世代を超えて民族全体に共有されるには、家族という世代間をつなぐ臍帯（パイプライン）が不可欠である。要は、家族とは、国家全体の倫理・道德にとって基盤的な土壌である。

いかなる国家も、憲法において“家族”が重視されて特段の保護を受けるものと定める理由の一つはこれである。

また、未来の子々孫々にわたる国家の連綿たる連続は、祖先から子孫に至る血統の連続においてしか維持できないから、墓石と仏壇に象徴される家族による**祖先の祭祀こそは国家永続の最重要な生命源**の一つである。

国家は、内的には精神や特性の衰退を招かないようにすべきだが、外的にも国家を物理的危険から守り続けられない限りその生存は危殆に瀕する。国家防衛への自己犠牲の魂が民族全体に漲って初めて国家は最小限の安泰の状況を獲得する。“靖国で再び会おう”と約束して、日本国を守らんとして散っていった多くの祖霊が眠る神域である**靖国神社の社**こそは、**日本国民の最も高貴な精神と魂が凝集しており、それこそ国家永続の生命源の一つでなくて何であろうか。**

以上述べたとおり、**日本国として聖別すべき「制度」は五つある。天皇、国防軍、家族、墓石、靖国神社である。**これらは、憲法において、その旨と精神とが、条文において闡明されていなくてはならない。

(2) 日本国憲法の絶対三条件——皇室・国防軍・家族の紐帯

①「世襲の共同体」日本の皇統——天皇への崇敬は悠久の日本の礎

(A)「女系天皇」か、旧十一宮家の皇族復帰か

日本人の知的教養の低下と品性の劣化は今日甚だしく、その度合いは年々ひどくなっている。まずは、「女性天皇」などという奇妙な言葉の氾濫であり、それを咎めようとしない問題である。次に「女帝」などという、中国の西太后のような、非日本的な二文字でもって、最も尊い地位の天皇を表現するのは、天皇を貶めようとする悪意があるからだが、これを咎める声すら皆無である。

皇室典範第二条が、皇位は「男系の男子」に限ると定めるのは、古来より日本の天皇は“男系において万世一系であり、過去百二十五代を通じて一度として「女系の天皇」の即位がない不易の伝統を順守せよとの旨である。「男性優位」などという思想とは全く次元を異にする。

二千年近くに及ぶ皇位の伝統こそは、“法（Law）の中の法”であり、この“法”をくつがえす法律その他を制定することは違“法”である。二千年にも及び無数の試行錯誤と無数の賢者の介在によって積み重ねられ磨きに磨かれた、祖先の巨大なる叡智よりも優れた判断が選挙民に阿諛叩頭する日常に明け

暮れる現世代の国会議員や幼稚的思考しかできない憲法学者やジャーナリスト
トごときにできるとでもいうのだろうか。できると思うのは、今日の日本に増
大する下劣な日本人たちの傲岸な思い上がりである。「**男系の天皇**」は、**わが**
皇族の“永久不変の真理”であって、**われわれ現世代の日本国民に許されて**
いる選択肢はただ一つ、この“永久不変の真理”を、敬意をもって未来永劫
の子々孫々にわたって遵守し続け継承していくことのみである。

皇婿は、日本の天皇二千年史に存在されたことはない。すなわち、「女系の
天皇」を議論することは、伝統を全面的に否定するという暴言・暴論の類であ
る。

「女系の天皇」という、“法”に背反する伝統破壊をせずとも、皇族の男子
は敗戦のどさくさにまぎれての赤い大蔵官僚の暗躍で臣籍降下を余儀なくさ
れた旧十一宮家を復活すれば何ら問題はない。すなわち、旧十一宮家の皇族復
帰で皇統正しく皇位継承者の問題が解決するのに、そのような方策が論議され
ていないのは、**天皇制廃止**＝「**コミンテルン三十二年テーゼ**」を信奉する共
産主義者もしくはその思想に汚染された人々が今も根強く政界・財界・学会・
マスメディア界に蟠踞しているからである。現に、「女性天皇論」が天皇制廃
止の共産党系やアナーキストから盛んに喧伝されている。「女性天皇」論の多
くは、日本の皇統を確実に絶やす策略である。このことにすべての正しい日本
国民は気付いて欲しい。

天皇（皇室）を護持する“日本国民としての義務”において日本は国をあげ
て旧十一宮家の皇族復帰を直ちに決断し実行しなければならない。

当時の僅か十四宮家しかないのにそのうち、八割を廃止するという 1947 年
10 月の革命は、敗戦のどさくさで **日本政府部内に潜む赤い政府高官たちの暗**
躍でそうなったのである。GHQ（**連合軍総司令部**）は「皇室財産の解体」と
「皇室の特権の廃止」を命じたが、**十一宮家の皇族離脱には全く関与していな**
い。そして、これらは 1947 年 2 月までに完了していた。

1946 年 2 月 3 日、**マッカーサー**が**ホイットニー**民政局長に手渡した**憲法改**
正三原則のうち、「皇族」に言及したのは第三項の「皇族を除き」だけであっ
た。「宮家皇族の削減」など、**GHQ は一言もいっていない。**

「(第三項) **華族の権利は、皇族を除き、現在の一代以上には及ばない**」

1947年2月13日に日本側に渡された **GHQ 憲法草案**にも、次の第十三条の文中にある「皇族のそれを除き」のみであった。

「第十三条 **華族**としての権利は、**皇族のそれを除き**、現在の一代限りとする」

また、**皇室典範**が現行憲法の施行（1946年11月3日公布、1947年5月3日施行）の直前に改正されたが（1947年1月16日、施行は憲法施行日と同じ）、皇族については「附則② 現在の皇族は、この法律による皇族とし、……」とあり、あの十一宮家は、いまだ皇族であった。つまり、この十一宮家の臣籍降下は、不自然にも新・皇室典範の施行から半年もたつた後のことである。十一宮家の臣籍降下を画策した犯人たる日本政府高官はいったい誰なのであろうか。これぞまさしく国賊の類である。

また、GHQによる「皇室財産の解体」の理由は、いろいろ憶測されているが、それによって、1947年2月20日に皇室は財産税として三三億四二六八万一二九〇円という巨額を納付した。お手元には僅かしか残らなかった。

このGHQの皇室財産解体の方針は現憲法にそのまま記載された。**現憲法8条の「皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基づかなければならない」と第88条の「すべての皇室財産は、国に属する。すべての皇室の費用は予算に計上して国会の議決を経なければならぬ」**である。この両条の存在は、現在の憲法が、皇室の私有財産は一切認めず国の管理下に置くことを、GHQと占領下の日本政府との間で密約した“契約書”であったことを示している。日本国憲法は、通常憲法でなく、あくまでも占領行政当局と被占領国の間の“契約書”である。

この皇室財産の解体によって、皇族全体の財政が逼迫し、この事態が日本側の赤い官僚に悪用されて十一宮家の臣籍降下が余儀なくされていった。1947年5月3日施行の新憲法と皇室経済法に従い、1947年4月からの国の予算の中にこの十一宮家の経費を皇族費として計上すれば何ら問題は生じないのに、**日本政府の大蔵省**は、十一宮家の皇族費を政府予算の中に一円も計上しなかつた。十一宮家が臣籍降下せざるを得ないよう、**大蔵省主計局**がペン先一つで追い込んだのである。**十一宮家つぶしの真犯人、それは大蔵省であった。**

大蔵省の皇室に対する、このような嫌がらせは戦後一貫して今も続いている。

高度成長で物価が上昇しているとき、また他の予算額が急上昇している時、宮廷費も内廷費も皇族費（この三つを合わせて皇室経費という）も事実上据え置いて、毎年毎年、皇室の生活を実質的に大幅に低下させるという悪辣極める策を遂行した。

さらなる大蔵省の極めつけは、何といたっても昭和天皇の崩御に伴い、1989年に皇室に相続税を適用した暴挙である。今上天皇は、約四億二千八百万円を納税されたという。

「**ノーパン・しゃぶしゃぶの課長補佐事件**」で朝日新聞等が始めた、“大蔵叩き”の後遺症で、1999年には「財務省」へと名称変更させられ、1869年からの百三十年間に及ぶ「大蔵省」の栄光の歴史に幕が落とされたのは、この皇室への課税という暴挙への天罰だったのであろう。

*そもそも「大蔵省」という名称は 701 年の大宝律令の律令体制下での官制で既に用いられた名称であって、その官制の頂点は当然のごとく天皇であった。その旧き歴史と伝統を誇りに持っていれば、このような皇室への執拗な嫌がらせができるであろうか。今後もこのようなことを続けていけば、今度は天罰でなく天誅が下るであろう。

(B) 「開かれた皇室」論——生きているコミンテルン（1932年テーゼ）

●大逆事件から首都移転まで

今に続く**反・天皇のイデオロギー**は、二つの系譜がある。

第一の系譜は、明治維新政府のなした、愚昧にすぎた武士階級の解体と秩禄処分などによって身分と収入を喪失した旧武士層の一部によって、反政府・反天皇の怨念がルソーやフランス革命あるいはクロポトキンで理論武装化されてアナーキズムになり、それがさらに社会主義思想と化合して発展したもの。

大逆事件（1911年）の幸徳秋水^{こうとくしゅうすい}らはこれにあたる。1925年の治安維持法の適

用を逃れるために「天皇主権」論で「右翼」を偽装した**上杉真吉**^{うえすぎしんきち}（**東京大学教授、**

憲法学）は、この幸徳秋水の直系である。韓国併合論の嚆矢といわれる『大東合邦論』（1839年）の樽井藤吉もアナーキストであり、大陸浪人の多くはこの種のグループに繋がっている。「天皇主義」であれ、「民族主義」であれ、「右翼」「保守」という嘘ジャケットを着たアナーキストは、現在でも少なくない。

民族系アナキストの^{まつもとけんいち}松本健一（麗澤大学教授）、**ポストモダン思想**の^{ふくだ}福田

^{かずや}和也（慶応大学教授）もアナキストであり、彼は保守主義者では決してない。

第二の系譜は、日本共産党員やそのシンパの、主に**コミンテルン「32年テーゼ」**に従った「天皇制廃止」の革命運動であり、現在も**朝日新聞**や**各主要大学**において大きな勢力を持っている。この意味で、コミンテルン「32年テーゼ」がいずれ出されることをことも予測して、ソ連共産党の管轄下にあった日本共産党員がなすであろう「天皇制廃止」の暴力・非暴力運動を取り締まるべく**1925年に制定した治安維持法**は、自由主義社会の国家であれば当然の法律であった。米国で現在も有効に適用されている「共産主義者取締法」を制定したのは**1954年**であり、日本より約三十年も遅かった。

ただ、日本の法律は社会主義思想そのものを取り締まりの対象としなかったことで、欠陥が大きいものであった。1930年代に社会主義は日本中に蔓延していたが、治安維持法はその全てを放置した。また、日本政府の諜報能力は低く、ソ連と通牒した多くの政府高官や軍人は野放しであったことも、日本で社会主義が猖獗をきわめた原因である。

戦後における「天皇制廃止」は、この「32年テーゼ」を公然と真正面に掲げたもので、四つの戦術からなっていた。

第一の戦術は天皇をどこかの国の、しかも昔の物語の“暴君”のイメージにレッテル貼りをすることであった。1946年5月12日には、共産党は、赤旗を乱立させて皇居内に乱入した。天皇の食生活の贅沢三昧ぶりを暴こうと、台所を探索するためだった。しかし、これらの共産党の反天皇行動によって逆に、庶民並みの質素きわめた昭和天皇の私生活の実体が広く知られ、共産党は戦術を直ちにやめた。

共産党の**第二の戦術**が、大東亜戦争の「戦争責任論」で昭和天皇を裁き、それによって天皇制廃止を実現しようとするものであった。米国主導の東京裁判が天皇を訴追しないとしたことによって戦勝国の手を借りての天皇制廃止ができなかった共産党は、「戦争責任論」のボルテージをあげ、そのキャンペーンをやめなかった。それは、天皇・皇室に対する国民の崇敬の感情を破壊するから、天皇制廃止の運動として効果があったからである。昭和天皇崩御（1989年）以後

の今も、それは散発的に続いている。

現在の反天皇運動は、**第三の戦術**として「政教分離」、**第四の戦術**として「**開かれた皇室**」論と「**敬称・敬語・皇室用語廃止**」、が主戦力である。

共産党以外の「天皇制廃止」キャンペーンで特異なものとして、「民族系アナーキスト」松本健一などの「京都還幸」論がある。「皇居つぶし」論はこの派生体である。^{さかいやたいち}**堺屋太一**が1990年代に声を大にして首都移転構想をぶち上げてきたが、その秘められた目的は東京のど真ん中にある皇居をつぶして、天皇の地位を貶めることにあつたろう。「ポストモダン思想のアナーキスト」福田和也は、つとに「天皇抜きナショナリズム」論で共産党員も驚くほどに天皇廃止を画策してきた人物であり、「僕は杉栄とか幸徳秋水とかが大好きなんです。」と述べ、自ら幸徳秋水の嫡流のアナーキストであることを告白する。

なお、コミンテルンの「32年テーゼ」について。

コミンテルンというのは、どう訳されようともその実態は**ソ連共産党国際部**のことで、その「32年テーゼ」とは、「日本における情勢と日本共産党の任務に関するテーゼ」と題された、ソ連共産党が「**コミンテルン日本支部（日本共産党の正式名称）**」に対して発した革命命令書のことをいう。ドイツ語版からその第一節と第二節を^{かわかみはじめ}**川上肇**（前京都大学助教授、党員）が、第三節を^{むらたよういち}**村田陽一**が訳し、『赤旗』特別号（1932年7月2日号）に載せた。この「テーゼ」の天皇制廃止の箇所は、次のとおりである。

「社会主義の達成を主要目標とする日本共産党は、今日の日本における諸関係の下では、プロレタリアートの独裁への道は、……**天皇制の顛覆**、地主の収奪、及びプロレタリアート・農民の独立の樹立を越えてのみ、達し得られる」

●皇室への崇敬の感情

昭和天皇の崩御に伴い、1989年の「**開かれた皇室**」「**親しまれる皇室**」が大々的にキャンペーンされるようになった。むろん、テレビや新聞から流れる「開かれた皇室」の意味は、キャンペーンする側がその真意を隠すから、さっぱりわからない。皇室（天皇）が国民との距離を縮めよ、皇室（天皇）は視線を民衆の低さまで下げよ、と主張しているのであろうか。

そうではないだろう。他意（悪意）がある。なぜなら、テレビや新聞は、すべてテレビ・カメラとともに取材が許されている天皇陛下の国事行為——国会の開会式、大臣の承認式、外国大使の信任状奉呈式、植樹祭など——をほとんど報道しない。仮にしても一瞬の画像程度である。いわゆる“天皇隠し”である。目的は、天皇の国事行為が「存在しないもの」にすべく、徹底的に無視する「検閲」をしているの（開かれていないの）は、日本の新聞とテレビの方である。「開かれた皇室」論とは、「国民の眼から」閉め出された元首としての天皇」と表裏一体となった、「私人の私生活しかない皇室」という偽イメージをつくる目的である。

また、「開かれた皇室」論による天皇制廃止運動は「もっと見せろ！」の芸能タレントの私事（プライバシー）あばきを皇室に適用し強制して、皇室を芸能タレントレベルに貶めて、皇室からその威厳と高貴性を奪うのが目的でもある。暴力的な天皇制打倒！のコミンテルン「32年テーゼ」を甘いケーキでつつみ直したもの、それが、「開かれた皇室」論である。

“天皇の尊貴”は天皇の正統性をかたちづくっている基盤の一つであり、今日の「開かれた皇室」が、“天皇の尊貴”を傷つけるものであれば、直ちに禁止されねばならない。とりわけ、日本の天皇は、デンマークやオランダ、あるいはベルギーやスウェーデンの君主と異なり、元首という政治的行為だけでなく、「祭祀」という宗教的な神事の諸行為を自らなされる。政治的な至尊性と宗教的な聖性をもつ、世界に類例なき君主である。この故に、しばしば外国の学者は日本の天皇をもって「祭祀王」と呼ぶ。必然的に天皇の神秘性は、英国国教会の首長たる英国などの君主とすら異なっていて、格段に守られていなければならない。

しかも、ヨーロッパの多くの君主国では、あくまでも“威厳”のある君主の制度的伝統が保守されることが国民に要求されるし、政治的な至尊性の擁護に配慮がなされている。とすれば、天皇の“宗教的・神秘的な聖性”を「開かれた」とか「閉ざされた」とかの次元で扱うマスメディアの報道は、法律をもって厳格に排除せねばならない。

とくに昭和天皇の崩御（1989年）と皇太子浩宮徳仁親王殿下のご成婚（1993年）を機に朝日新聞が中心となって、陛下・殿下の敬称を抹殺し、また、敬語使用を積極的に否定するという違法かつ野蛮な行為が公然となされるように

なった。例えば皇室典範第二十三条で定められている、殿下・妃殿下の敬称を皇太子殿下のご婚約発表（1993年1月）と同時に朝日新聞は使用しないことにした。同年六月六日付けの同紙社説はわざわざ、「皇室報道では、まだ敬称や敬語が多すぎる」と述べ、公然と敬称・敬語廃止を宣言した。

敬称・敬語の発展とは文明の発展の高級性を示すものであり、最も人間を柔らかく高雅な人間にする働きがある。最も人間的な社会とは美しい敬語の満ちる世界である。しかし、最も非人道極まる、非人間的な社会である北朝鮮などを支持してきた朝日新聞は、このような文明の高級性の発露である敬語・敬称を認めることができないのである。

だから同紙は、天皇の「崩御」を「死去」と言い、「陛下」という敬称を消して天皇・皇后「ご夫妻」だと、庶民レベルに貶める。しかし、**庶民レベルの天皇や皇室はそもそも存在しない**のだから、「**天皇ご夫妻**」などという野蛮な言葉には、ルイ十六世をギロチンで殺害した“王抹殺の教理”の信仰が秘められている。皇族への敬称・敬語の廃止は、その全存在の否定に発しているので、少なくとも、皇室への敬称・敬語つぶし運動は、「**平等**」イデオロギーを根拠として「**天皇制廃止運動**」の一つとしてなされている。「開かれた皇室」論も、皇室を庶民レベルに近づけるという理屈において、敬称・敬語の違法な不使用を正当化する詭弁となっている。

戦後、司法省（法務省）刑事局によって、**刑法第七三～六条の不敬罪**は、ばっさりと削られた(1947年)。現憲法第一四条の「**平等**」を根拠に、**刑事局の“赤い官僚”**たちがやったもので、GHQは全く関係していない。**朝日新聞**のように悪質な敬称・敬語不使用は、皇室典範に対する無視という違法行為である以上、刑法にこの不敬罪の復活が急務である。それなくして皇室典範は守れない。

ちなみに、刑法第七六条を例に挙げると次のようであった。

「皇室に対し不敬の行為ありたるものは二カ月以上の四年以下の懲役に処す」

(C) 皇位の世襲こそ、「国民の自由」の淵源

真に自由な社会とは「君主制下のデモクラシーはどうあるべきか」を論じても、必ず、「デモクラシー下の君主制はどうあるべきか」という転倒した思想を排除する。なぜなら、君主制は保守し擁護すべき“法の中の法”であるから、“法”を明文化した憲法と同等またはそれ以上の**高級な制度**であるが、一方の**デモクラシー**は憲法下において、制限し抑制されるべき低級な政治制度

の一つにすぎない。君主制は国民が積極的に守るべき「制度」だが、デモクラシーは消極的に容認されて存在が許される現実の政治にすぎない。

この理由は明白であろう。君主制は政治理念たる“美德ある自由”の淵源の一つであるのに、デモクラシーは民衆（デモス）の要求する「平等」という、徳性を喪失した非道徳で反・自由な制度（クラシー）だからである。

現実にも、英国であれ、日本であれ、君主のもつ尊厳と尊貴とが、国中に君主の威徳を満たして英国国民や日本国民の“自由”に徳性を附与してきた。“美德ある自由”が、君主制と封建体制のある国に限定されて発展してきた理由の一つであるが、一方のデモクラシーは（橋・道路をつくってくれ！ 福祉を充実させろくでも消費税は上げるな！ 景気が悪い政府が何とかしろ！ 医者が足りない何とかしろ！ 彼此が不平等だ、改善しろ！・・・等の）数限りない下劣な欲望をすべて政府（国家）に押し付ける無責任を背景とした投票に、政治家が議員になりたいがために屈服する政治制度である。つまり、デモクラシーは民衆のそのような非道徳もしくは反道徳的な政治参加によって国中から美德を破壊して、野卑を蔓延させる制度である。この故に、**君主制は憲法原理であるが、一方のデモクラシーは、「デモクラシーの暴走抑制（たがをはめること）」のみが憲法原理となっても、デモクラシーそのものは反・憲法制度としかかなり得ない**。

このようなことは、「**米国建国の父**」で米国を建国した**アレクサンダー・ハミルトン**やハミルトンとともにジョージ・ワシントンに仕えた初代副大統領（第二代大統領）**ジョン・アダムス**らにとっては**常識**であった。**米国憲法（起草 1787 年、施行 1788 年）は、「平等」を完全に拒絶し、デモクラシーを可能な限り抑制することを根本思想として制定された**。「建国の父たち」の絶対多数意見は、新生アメリカがアナーキーな政治状態に転落することを防ぐことと、古代ギリシャに始まりそれ以降のすべてのデモクラシー国が政治を腐敗させ自壊的に亡国した歴史を繰り返してはならないという反デモクラシーの思想に立脚すること、の二つで一致していた。

●イギリスの「権利の章典」——憲法原理の神髄

国民の“自由”は、デモクラシー（民衆政治参加制度）とは何の関係もない。むしろ、デモクラシーは“自由”を侵害する危険をはらむ。また、“国民の自由”と表現しても、決して「人間の自由」と表現されえないのは、“自由”はそれぞれの国家・民族に固有な“ナショナル”なものだからである。現実にも

世界百九十ヶ国の各国でその“自由”は千差万別で、“自由”は人類に普遍的なものではない。

例えば、全体主義のレーニンやスターリンの共産ロシア時代に生まれた人間は、生まれながらに“自由”がないように、“自由”は“自由”の伝統がない国（“自由”の制度を過去から引き継いでいない国）では棲息できない。“自由”とは人間の智力や制度の移植で簡単に創造することのできないものである。なぜなら、“自由”とは先祖から“相続”した“国家制度”だからである。そしてそれをたまたま享受できた、ある特定の国の国民が、この“相続した自由”を育てている伝統的な“国家制度”を一生懸命に保守する義務を果たしたときだけ、この“自由”が満天の星空のごとく光を放つ。逆に現在の国民が“相続した自由”を育てている伝統的な“国家制度”を人為的に改造もしくは破壊した時、次世代の国民に“自由”が生存できなくなる。このため、伝統的な“国家制度”を現世代の国民の浅薄な知力で軽々に改革・改造することは非常に危険である。経済バブル崩壊後の1990年代より日本は改革ブームで国家制度の改革が嵐のごとく吹き荒れているが、その改革が、必ず未来の発展（進歩）に向かうと狂信しているのではないだろうか。国家改造は“自由の死”に向かう可能性が大であることに、日本国民は目覚めるべきである。

さて、“自由”を擁護する伝統的な諸「制度」には主要なものが三つある。

イ)「世襲（相続）の原理」が機能していること

ロ)「法の支配」が守られていること

ハ)「中間組織」が繁茂していること

である。

世界の近代史を見ても、“自由”と不可分の関係にある生命と財産が擁護されているのが、ヨーロッパ諸国と日本だけに限られていたのは、その双方のみが君主制と封建体制（貴族／武士階級）の二つの政治制度を共通に持っていたからであった。君主制が主としてイ)「世襲の原理」を、封建体制がハ)の階級や家族という「中間組織」を発達させたからであった。

ロ)の「法の支配」は“古き法は良き法”と考え、“法（Law）”を神よりも王よりも上位にあるとし、いわんや議会での立法による「法律（legislation）」は、この“法（Law）という支配者に従う身分をわきまえよ”と考える中世ゲルマンの法思想が、近代ヨーロッパの中で一国だけ残っていた“英国”において発展した。この「法の支配」は、十七世紀のアメリカの英国人植民地人によ

って米国にも継承されていき、「法の支配」が米国の憲法原理として不動のものとなった。

日本にも、この英国に発祥した「法の支配」に類似な思想が、英国の法思想的な表現ではないが、存在していた。皇室（天皇）が連綿として守り続ける「**祖宗の遺訓**」がそれである。明治憲法の告文は、「**皇祖皇宗の遺訓を明徴にし……**」「**皇祖皇宗の後裔に胎したまへる統治の洪範を紹術する……**」としているから、**記録や記憶をこえての「皇祖皇宗の遺訓」こそが、“法”で、憲法とはこの“法”を文字で条文とした最高の法律だと考えていることになる。**

立法に当たって、この立法を道徳その他の上位の規範に従って拘束し無制限な立法を禁じる思想（＝“法の支配”⇒“憲法”）が存在しなければ、立法権力は必ず暴走する。

日本は偶然にも英国に似て、自由の三つの淵源——「世襲の原理」「法の支配」「（階級などの）中間組織」——を成長させていたことになる。日英の相違は、英国では主として**コーク**が「法の支配」と“自由”の関係を明らかにしたのに、日本にはそのような理論的作業が全くなかったという点であろう。ただ、明治憲法の起草者である井上毅^{いのうえこわし}の法思想には「旧慣」という概念など、**エドワード・コーク**や**エドモンド・バーク**を思い起こさせるものもあるが、井上は例外的であった。

1688年の**名誉革命**によって英国はオランダより、ウィリアム国王・メアリ女王を奉戴した時、翌年サマーズ卿が起草した「**臣民の権利及び自由を宣言し、王位継承を定める法律**」（「**権利章典（Bill of Rights）**」）を制定した。この権利章典とは、「英国臣民の権利／自由は「古来より相続した」「家産である」が故に、国王陛下に対してそれらを尊重していただきたいと奏上する形式となっている。」**フランス人権宣言**のように、俺は人間だから人間の権利をもっているぞ！と、アフリカのジャングルで吼えている形式のものではない。

つまり、国民の享受する自由や諸権利は、

イ) 英国の国王（女王）陛下の臣民であること

ロ) 祖先から家産として相続したこと

の二つを法的根拠にして国家より尊重されるものだとする論理である。これが、**マグナ・カルタ（1215年）から権利の請願（1628年）を経て英国を貫く「世**

襲（相続）の権利」という憲法原理である。バークの、次のような説明は、見事にその核心を表現している。

バーク曰く、

「われわれ（英国国民）の自由を主張し要求するに当たって、それを、祖先から発してわれわれに至り、更には子孫にまで伝えられるべき限嗣相続財産とすること、また、この王国の民衆にだけ特別に帰属する財産として、何にせよそれ以外のより一般的権利（＝人間の権利）や先行の権利（＝自然権）などとは決して結びつかないこと、これこそマグナ・カルタに始まって権利章典に至るわが国体（＝憲法）の不易の方針であった」

だから、この自由の権利の要求には、“臣民の義務”として国王への忠誠が発生するのである。“臣民の義務を果たさずして、自由の権利なし”こそ、永遠の真理である。

臣民が国王の王座（世襲）を守る、代わりに国王は臣民の自由（世襲）をまもる、という、このような自由擁護の構造は、名誉革命よりさらに四百五十年以上も昔のマグナ・カルタを踏襲したものである。

つまり、“自由”とは、国王の王位が“世襲（相続）”であるが故に正統性をもつように、父祖から“世襲（相続）”したが故に正統性をもち、王のご加護により、国家（政府）権力の横暴（暴政）から、最大限に保障されるという原理である。

日本にあてはめれば、“世襲（相続）”である天皇に“世襲（相続）の義務”として忠誠を尽くすが故に、陛下の臣民である日本国民は“自由”を“世襲（相続）”として享受できる、ということである。一言で言えば、天皇制廃止の運動をするものに対しては、自由は保障されない、保障しなくてもよいのである。逮捕して牢屋で一生不自由に暮らさせるか、国外追放して外国で天皇制廃止論をいくらでも自由に叫ばせればよい。英国が共産主義者の団体を「非法」としているのは、その憲法原理からも自明の、きわめて正しい立法というべきだろう。

●ウォルター・バジヨットの『英国憲政論』と福沢諭吉の『皇室論』

君主制擁護論として、十八世紀のバークに続く影響のある著作はバークから約百年後のバジヨット著『英国憲政論』（1867年）であろう。バジヨットはま

ず、国家の政治機構を“威厳ある部分”と“機能する部分”からなるとし、この“**威厳ある部分（国王、君主）**”が、とくにその演劇的要素が被治者大衆を動かし忠誠や信頼を獲得し、一方“**機能する部分（政府、議会等）**”はこれを利用して統治をおこなっていると考えた。つまり、「立憲君主制」こそ、理想の統治が可能となる、強権を発動する抑圧を不要とする、正しい統治が体现しうるという。また、国民を統治機構に関心をもたせうる働きをするという。

この“威厳ある部分”が存在すれば、国家権力は国民に対して、秩序や法への従順や遵守に強権をもって強制する度合いは格段に少なくて済むから、そのぶん国民の自由への抑圧が大幅に減ることになる。君主制の国に自由社会が誕生したのは、君主のもつこの働きによる。

同じ頃、日本では、^{ふくざわ ゆきち}**福澤諭吉**がその『**帝室論**』（1882年）で、政治権力をソフトにする天皇の機能について、次のように述べている。

「帝室（皇室）はひとり万年の春にして、人民これを仰げば悠然として和氣を催すべし」

「国会の政府より頒布する法令は、その冷なること水のごとく、その情の薄きこと紙のごとくなりといえども、帝室（皇室）の恩徳はその甘きこと飴のごとくして、人民これを仰げばもつてその慍を解くべし」

これこそ自由の精華であろう。

さて、日本の問題は、今日、日本国民一人一人が皇室の尊貴性と聖性を守る“世襲の義務”を果たしているかである。また、日本は憲法上の制度として、皇室の尊貴性と聖性を守る“制度”をつくっているか。いずれも否である。例えば、**東京大学法学部**ですら、世界の古典であるバークの『フランス革命の省察』もバジヨットの『英国憲政論』も教えていない。いや国会議員ですら読んでもいない。**君主制に関する日本国民の無教養は目を覆うレベルにある。**

(D) 皇位の藩屏をどう再建するか

● 華族制度の復活、とりわけ公家の復活は急務

国民に天皇(皇室)への崇敬が少なく、国家に天皇(皇室)の尊貴性と聖性を守る制度がなければ、皇室の式微は不可避である。とくに、皇室の国民的人気は崇敬とは次元が異なるものだし、移ろい易い人気に皇室の存立の基盤を求める

のは虚空に城を建てるようなもので愚かである。この意味で、今日の皇室は実に危うく脆い事態に陥っている。「天皇危うし」である。

国体護持をもつての敗戦受諾でありながら、元総理の^{このえふみまろ}近衛文麿(=凶悪なコミュニスト)らが昭和天皇の「退位」という中間段階をもって天皇制廃止に至らしめる動きをしていたように、政府の内部、その周辺、そしてマスメディアと学界では大胆かつ巧妙な天皇制廃止の策謀が続いていた。

近衛はまた華族制度をつぶすべく、1945年11月には自ら公爵拝辞を願い出て、その先鞭をつけた。華族制度廃止が一步間違えば皇室廃止にいくことを知った上でのことだった。今日と同じく「天皇危うし」の事態であった。

近衛文麿は共産主義者であり、確信的な天皇制廃止論者であった。

だが、マッカーサーによって天皇(皇室)はかろうじて擁護できたが、日本の左翼勢力は時間をかけた天皇制廃止に作戦を変え、その一つとして“皇室の藩屏つぶし”にとりかかった。

1956年2月13日にGHQが日本側に渡した憲法案には「第一三条 貴族の権利は現存の生存中を限り之を廃止す」(＝一代華族であれば華族制度の存続を認めている)であった。華族は廃止されていない。しかも、昭和天皇は「堂上華族」——「公家」のこと——だけでも世襲として残せないか、と参内した幣原総理と松本内務大臣に直接述べられた。急ぎ閣議にもどった幣原はこの件を諮ったところ、岩田宙造なる弁護士あがりの司法大臣が反対して、閣議として「天皇の御希望は無視する」ことが定まったのである。

が、^{さとうたつお}佐藤達夫(内閣法制局第一部長)らは、世襲の公家の維持どころか、さらにGHQの「一代華族」の第一三条の部分を補則に移した。その代わりに「華族は認められない」に条文を変更する旨をGHQに申し入れている。GHQ案をさらに改悪したのである。

なお、補則にあった「一代華族」を定めた第九七条の条文の方も衆議院の審議の中ですべて削除された。

華族の廃止は、五摂関家出身の近衛文麿が爵位返上などの動きを示したた

めに、GHQ とは無関係に日本側でひとつの大きな流れとなっていた。日本人の方が、英国や米国のアングロ・サクソン系の“伝統を保守する”思想に希薄である。国民の自由や国家の永続性にとっての公家とか華族とかの価値やその働きというものが、日本人の方が英米のエリートほどに理解できない。日本人の感覚における大衆性であり、思考におけるエリート性の喪失である。一言で言えば日本人の方が英米人より無教養である。

皇室の式微を救う方法の**第一**は皇族を可能な限り増やすことである。最小限「宮家皇族三十家」くらいを目途に早急に制度化するべきである。

第二は、皇族の周辺に、旧・公家華族と旧・大名華族を復活させる復活させ藩屏とすることである。仮に四百家がこれに応じたとして、それ相当の邸宅その他に供するために各家に二十億円を下附しても、八千億円にすぎない。**中国共産党が日本に対して今や、約百基の水爆を投下するミサイルを展開しているが、この中国共産党にすでに三兆円ほどの ODA（政府開発援助）を与えたことを考えれば、簡単なことである。**

なお、皇室と皇族と家族への相続税の適用は禁止されねばならない。

公家などを復活して皇室の藩屏を再建することが急務であるのは、現在の皇室は公務を除けば「閉ざされた空間」に拘禁された状況にある。広大な森におおわれた皇居の中の御所にて、外部からの情報が遮断されているからである。摂家や清華家の公家が存在していれば、私的空間においては、この公家たちから主種な情報がもたらされるし、国民もまた、これらの公家を通じて自由に天皇に自分たちの考えなどを伝えることができる。実際にも、公家は古来より天皇と国民の間をつなぐ情報交換機能を果たしていたのである。**“皇室の藩屏づくり”を考えない「開かれた皇室」論こそ虚構の極みである。**

●近衛師団の創設——テロからの皇居防衛、並びに儀容を担う

天皇の威徳を守ることで欠いてはならない制度は、元首として国防軍に対する「大元帥」の地位もしくはそれに相当する国事行為がなされうる制度であろう。天皇（皇室）は「君臨すれども統治せず」の原則に立つので、政治・軍事に直接的な権限を持つことはあってはならない。が、福澤諭吉の「帝室は直接に万機に当たらずして万機を統べ給うものなり」、である。

現在の自衛隊であれば、**統幕議長、陸幕長、海幕長、空幕長**の四名は天皇より皇居にて認証（現在の国務大臣や最高裁判事などの認証と同じこと）されなければならない。また、天皇は軍の儀仗（＝儀式に用いる装飾的で形式化

した武器) を受けられるのはむしろ、軍の連隊旗 (=軍旗) は天皇から下賜されなければならない。 これらは先述の、バジョットの言うところの、**“威厳ある部分”の演劇的要素のこと**である。軍を指揮する権限を持つ“機能する部分”を決して意味しない。

この問題で思い起こされるのは、1989年2月24日の御大葬にあたって、陛下の玉体の眠る靈輦に対して沿道に延々と直立不動の最敬礼で並び立つ自衛隊の諸官の光景である。国をあげての悲しみが、この自衛官の堵列という葬送の儀容において見事に顕現され、日本国の元首の崇高な国葬はその荘厳さをました。昭和天皇は、主権回復から約四十年もの長きにわたって、国民からなる重要な国家機関である自衛隊の儀仗を受けられることが禁止されるという異常を強いられてきた。政府が左翼マスメディアの非難を恐れて「過剰な軍隊アレルギー演技」を天皇に強要したのである。

明治憲法の第十一条「天皇は陸海空軍を統帥す」は、敗戦と同時に軍部の独走を許した諸悪の根源のように糾弾された。しかし、この条項それ自体は、英国、ベルギー、オランダ、デンマーク、スウェーデン等においても、そう定められている。**世界の常識**として、立憲君主国としては至極当然のものであり、君主を戴く国において、君主以外の誰がいったい軍を統帥すると言うのか、である。大統領を元首とする共和国等において、大統領以外にいったい誰が軍を統帥するのか、と全く同一の問題である。

が、日本に限って 1930 年のロンドン海軍軍縮条約交渉を機に、**「統帥権干犯」**などという、この条文が解釈において異様なものへと歪曲された。そして、この歪曲の責任をとらされる形で戦後「統帥」という言葉がタブーとなった。

ちなみに、各国の憲法条文は次のとおり。

スウェーデン憲法（政体書）第一四条「国王は軍の大元帥である」

ノルウェー憲法第二五条「国王は、王国の陸海空軍の総司令官である」

ベルギー憲法第六八条「国王は陸海空軍を統帥し、戦を宣し、・・・」

また、戦時にあって、軍令機構とくに海軍軍令部が「嘘、嘘、嘘、・・・」のあの大本営発表をし続けたのは、明治憲法のこの第十一条を悪用したからであった。これをもって海軍は政府ばかりか「大元帥」の天皇まで徹底的に騙し

続けたのである。例えば、昭和天皇は、1942年5月のミッドウェー海戦の大敗北を戦後に至るまで知らされず（＝連合艦隊司令長官・山本五十六の罪の隠蔽のため）、残存艦艇の正確な数字の報告を受けたのは、やっと1945年4月の戦艦大和の沖縄特攻の直前であった。昭和天皇は、それ以前の「報告」（帷幄上奏）の内容とはうってかわって数分の一にもならない日本海軍の消滅寸前の惨状に驚愕の余り絶句した。

この意味で、「日本の賢者」井上毅が世界的な明治憲法に「戦時内閣」の設置を求める次のような一条があれば、すべてが解決するものであった。

すなわち、

「国防軍の最高指揮権は、天皇により、内閣総理大臣に授権される」

すなわち、軍令と軍政は政府機構において截然と分離されていなくてはならないが、内閣総理大臣においてそれは統合されていなくてはならない。

改憲論の国防軍に関する条項には上記条文の明記が必要である。

これによって明治憲法第三条と第五条に定められているような天皇の無答責（軍令及び軍政における無答責）条項が完全に有効となるのである。

さて、新しく創設される国防軍について、近衛師団の設置を忘れてはならない。任務が二つある。

- イ) サリンなどの化学兵器や天然痘などの細菌兵器を含むテロリズムから皇居を防衛することであり、また、ノドンや東風 21 号などの原水爆から皇居を守る核シェルターの運営をする部隊である。
- ロ) 近衛師団の第二の任務は、「君主（元首）の儀容を担うこと」である。この必要性は、1989年2月24日に十分に証明されたことである。

②美德ある国民、名誉ある国家——道徳の主体としての国防軍

国民の「祖国への献身」なくして、いかなる国家もその生存はいずれ必ず危うくなる。軍事小国であれば、なおさらに、この哲理は真理である。

「祖国への献身」は二つある。

- イ) 自国を（周辺の侵略国から）守らんとする“国防”における、国民の自己犠牲の精神。そして国防は物理的国防と情動的国防があり、軍隊と諜報機関がそれぞれに対応する。
- ロ) 繁栄と平和によって祖国に瀰漫する退嬰と腐敗から、国民精神の高貴性

と健全性とをたえず再生せんとする憂国の至誠を捧げること。

物理的国防を担う、精強たる軍隊と精鋭の軍人こそは、この“国防”において、戦場で自らの生命を国家防衛のために率先して捧げる、その芳醇なる倫理性の究極を実践することにおいて、「祖国への献身」を顕現する国家組織であり、職業である。軍隊なくして、軍人なくして、いかなる国家も、生存はもとより、倫理的・道徳的ではあり得ないことは、明白なことであろう。名誉ある国家と、国防軍や軍人の存在とは不可分の関係にある。

『文明の衝突』（1996年）の著者で国際政治学者のサミュエル・ハンチントンは、『軍人と国家』（1946年）を次のような文言で結んでいる。文中の「アメリカ」を「日本」に置き換えて読めばよいであろう。

ハンチントン曰く、

「軍人的価値——忠誠、義務、自制、献身——はアメリカが今日最も必要としているものであるということを否定しうるであろうか。……もし彼らが軍人精神を放棄するならば、彼らはまず第一に自分自身を破滅させ、究極的には彼らの国家を破滅させることになるであろう」

(A) 吉田茂はなぜ、憲法第九条の堅持を選択したか

軍隊の保有を禁止する憲法第九条は

イ) “国防”を否定する。

ロ) 日本から倫理・道徳を奪う働きのあることは明らかである。

ハ) 日本が自国の未来や子孫のことに責任を果たすという、国家・民族の永続のための現世代の義務を忘却せしめる有害な働きをする。

ということを忘れてはならない。

なお、この第九条について、「日本を亡国へと自壊せしめていくことを狙って米国が押し付けた」というのは反米運動からの牽強附会的な謬説である。占領下の敗戦国は国家主権を喪失しているのであるから、それは物理的な国防（軍隊）も、情報的な国防（諜報・防諜の機関）も占領軍が代行する以上、第九条のような契約（協定）は締結されておかしくない。GHQが、この第九条とともに、日本が占領期間中は諜報・防諜機関をもてぬよう刑法第八三条～八六条の削除も命じたとの話は事実かどうかは別として、主権喪失に伴う占領側の当然の措置と言える。

実際に、1950年の年頭、まだ朝鮮戦争が始まる前、ダレス特使が来日し、米国は、主権回復と同時に第九条の改正をするよう吉田茂総理に迫っている。これを拒否し、日本を占領下と同じ憲法でよいとしたのは日本側（吉田）であって、米国ではない。憲法第九条は、1952年4月28日（主権回復）以降も、日本の自由意思において、積極的に堅持されたのである。

第九条が1952年以降にも存在しつづけたことに関する、すべての責任は日本のみにある。この点で米国を責めるとすれば、自我が未発達の幼児的な精神の未熟からくる責任転嫁である。現に、日本は、主権回復に欠くことのできない、防諜という国家安全保障の要である刑法八三条～八六条の復活すら忘れたのである。日本こそが1952年4月の主権回復で、誰にも干渉されず、“反国家”の道を選択したのである。

ちなみに、削除された刑法八三条～八六条とは次のとおりである。

(第八三条)

敵国を利する為め要塞、陣営、戦艦、兵器、弾薬、汽車、電車、鉄道、電線其他軍用に供する場所又は物を損壊し若しくは使用すること能はざるに至らしめたる者は死刑又は無期懲役に処す

(第八四条)

帝国の軍用に供せざる兵器、弾薬其他直接に戦闘の用に供す可き物を敵国に交付したる者は無期又は三年以上の懲役に処す

(第八五条)

①敵国の為めに間諜（＝敵の情報を集め味方に通知すること、スパイ行為）を為し又は敵国の間諜を幫助したる者は死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処す

②軍事上の機密を敵国に漏泄したる者亦同し

(第八六条)

前五条に記載したる以外の方法を以て敵国に軍事上の利益を与え又は帝国の軍事上の利益を害したる者は二年以上の有期懲役に処す

そして、とりわけこの**第八五条がないから**、日本の政治家や大学教授たちがソ連や中共や北朝鮮のエージェント（工作人員）になるのが少なくないのである。1982年のレフチェンコ証言のあと、この第八五条の復活をしようとし

た自民党その他に対して**法務省刑事局は「法制審議会刑法会は認めませんよ」**と答えて、国会の立法行為の自由を否定した。法制審議会は国会の上位にある機関だというのであるが、どうもこれが現実のようである。三権分立は法制審議会にだけは無力である。

吉田が憲法第九条を維持して国防軍の再建を回避し、警察と軍隊の中間的な実力組織——現在の自衛隊——にとどめようとした理由は明白で、それは旧陸軍の軍人に数多くの共産主義者がいたからである。米軍が日本に駐留しているので、後から振り返れば杞憂であったが、その時点では国防軍の再建がすぐ旧陸軍の赤い将校によるクーデターによる共産政権の樹立になると、吉田はおそれたのである。実際に、日本共産党の中樞は陸士卒の秀才の牙城になっていたから、復活した陸軍が日本共産党と一体となるかもしれぬとの吉田茂の恐怖は根拠のないことではない。

1945年1月の「**近衛上奏文**」のほとんどは、近衛文麿ではなく実は吉田茂が執筆したのであって、そこには次のように書かれている。吉田がその後、陸軍憲兵に逮捕され約一カ月間拘留されたのは、この執筆の件であった。

(上奏文)

「少壮軍人の多数はわが国体と共産主義は両立するものなりと信じおるものごとく……。いはゆる右翼者流なるも背後よりこれを煽動しつつあるは、……つひに革命の目的を達せんとする共産分子なりと睨みをり候。……一方において徹底的に米英撃滅を唱ふる反面、親ソ的空気は次第に濃厚になりつつあるやうに御座候。軍部の一部はいかなる犠牲を払ひてもソ連と手を握るべしとさへ論ずるものあり、また、延安（中国共産党）との提携を考へをるものあり……」

1944年ころからの陸軍は、この「上奏文」のとおり、「革新将校」というよりはっきりと「共産主義軍人」と化した革命屋の巣窟になっていた。彼らは、公然とソ連共産党や中国共産党と頻繁に接触していた。例えば、ソ連一辺倒の共産主義者であった**瀬島龍三**^{せしまりゆうぞう}は、1944年12月に一人でモスクワに二週間も滞在している。瀬島龍三は、東京裁判で「昭和天皇の戦争責任」を追及するソ連側証人として出廷した。そして、1956年夏までの十一年間のシベリア抑留中のほとんどは、モスクワで優雅なホテル暮らしをしていた。

また、陸軍参謀本部戦争指導班長の種村佐孝^{たねむら さこう}（大佐）は、「ソ連側の言いなり放題になって眼を潰」って、満州／遼東半島／南樺太／台湾／琉球／北千島／朝鮮をソ連に貢いで、代わりにソ連と連合して米英との戦争を継続せよと、陸軍省内で公然と主張した。陸軍におけるスローガン「国体護持」も、米英との戦争続行にあつてソ連軍をして日本を占領させるべくポツダム宣言を拒否するための口実であった。天皇制護持など、多くの赤い将校にとってひとかけらの関心もなかった。種村大佐は、戦後、胸を張って日本共産党に入党した。

例えば、1945年8月15日未明に天皇の終戦の詔書（玉音放送の録音盤）を奪い天皇を監禁しようとした共産主義の赤い将校達がいた。ソ連軍に日本を占領させるのが目的の、ソ連軍が日本に到達するまでの対米戦争を続行するためである。陸軍省軍務課の椎崎二郎中佐と畑中健二少佐らである。

昭和天皇と米国が日本の亡国を救ったことは、ソ連軍が占領した東ヨーロッパの諸国の悲劇が証明している。**八月十日の御前会議での「このままでは日本民族も日本も滅びてしまう」との、昭和天皇の御聖断こそ、“日本の永続”という真正の“国体護持”の魂そのものであった。**

ソ連に日本の将校・兵隊を奴隷労働力として差し出すことは、日本側で公然と議論されており、1945年7月に講和仲介をスターリンに依頼すべく訪ソする予定の元総理の近衛文麿が準備したその仲介条件案にはそれが明記されている。「シベリアで凍死・餓死した五十三万人」（拉致された総数百三万人から帰国した五十二万人を差し引く）の第一責任はソ連（ロシア）にあるが、近衛文麿や瀬島龍三らの罪もまた万死に値する。

近衛は、その「犯罪」の全貌があかされる東京裁判を回避するために自殺した。しかし、瀬島は平成にも老残の身をさらして生き続け、「昭和の名参謀」ともてはやされて天寿を全うしつつあるが、あの世で必ず地獄に落ち、その子孫は永遠に呪詛されるであろう。

さて、ダレスがわざわざ来日しての憲法九条改正要求を吉田茂が1950年の年頭に蹴ったのは、共産主義やソ連から日本を守るために、日本人からなる日本の軍隊を信用できず米国を信用したからである。2002年9月に北朝鮮の拉致が公的に確定した後ですら、日本人被害者の奪還で日本の外務省より米国政府のほうが信用できると考えた日本人は多数派ではなかったか。これと同じである。1956年8月にシベリアから帰還した「ソ連の第スパイ」瀬島龍三が陸上自衛隊に入ろうとするのを阻止してくれたのも米国政府であつて、日本政府

ではなかった。日本政府より米国政府の方が日本国を守ってくれているケースは、かなりの数に上る。

ただ、吉田に難があると言え、第三の道——国防軍を再建すると同時に、軍隊内共産主義者を監視する特殊防諜機関を総理大臣直属に設置する——を選択しなかったことである。

大東亜戦争とは、スローガン「東亜新秩序」が叫ばれ大東亜会議（1943年）が開催されるなど、マクロ的にはレーニンの『帝国主義論』に従ったアジア共産化に至るその中間段階的な解放戦争であった。実際にもこの戦争の推進の中枢にいたのは近衛文麿ら日本の共産主義者であり、ほとんどは文民であった。

このような共産主義者の陰謀うずまく戦争の犠牲として陸・海を問わず特攻隊として死地に従容として赴いた、数千名の二十歳前後の若者の勇氣に、そして、そのような人類史上に残る最も美しき徳性ある模範を示した名誉ある祖先を持ったことを日本人すべては涙をもって誇りに思わなくてはならない。

※大東亜戦争については、[7. 大東亜（太平洋）戦争の歴史](#)に極めて詳細に歴史事実を記述しているのでぜひ、参照されたい。[大東亜戦争の驚愕の事実](#)を記載しています。

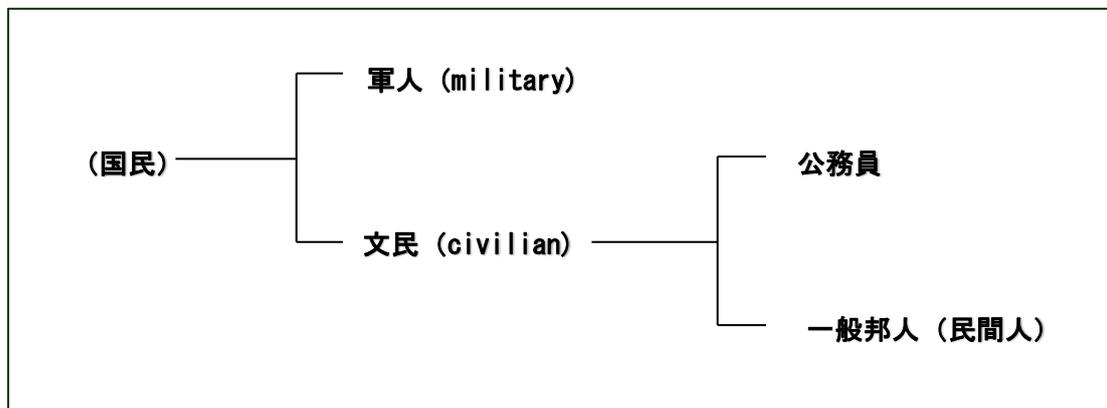
(B) 職務上の戦闘が殺人罪？—— “軍人” でない自衛官の恐怖

自衛隊が軍隊でないのは、自衛官が“軍人”でないからである。“軍人”から成る組織を「軍隊」というのであるから、**公務員が二十万人集まった自衛隊は軍隊にはなれない。**あくまでも警察もしくは警察軍である。この問題は、自衛隊法を大胆にいかにか改正しても解決しない。**憲法第九条**がある限り、**軍人刑法 (the Uniform code of military justice) の制定と軍法会議 (軍事法廷、military court) の設置**ができないからである。

例えば、警察官のような公務員が、職務中に自らに危害を加える相手を殺傷した場合、それは**正当防衛**であり、**違法性が阻却される。**しかし、**戦場における敵兵殺害の戦闘が、この違法性阻却の一般刑法の正当防衛でないことは自明ではないか。**それとも、戦争終了後に、**東京地方裁判所の法廷で**戦闘の一つ一つを正当防衛か否かの事件として裁く**とでも言うのだろうか。**

すべての軍隊保有国が軍人刑法と軍事法廷をもつのは、上記のような問題があるからである。そして、**国際法**もまた、この故に**国民を次の三つに分類す**

る。軍人と公務員（文民）の峻別は国際法の常識中の常識である。つまり、この常識が欠落し、軍人がいないのに、自衛隊をもつ日本は、国際法上も様々な齟齬をきたすのである。



公務員である自衛隊員は文民であり、軍人ではない。

実際に、自衛官の職務行為としての敵の殺傷に関して、殺人罪で刑事告訴しようとした動きがあった。1987年12月のソ連のバンジャー偵察機の沖縄上空の領空侵犯において、航空自衛隊のファントム戦闘機は警告射撃にとどめて国際法上の撃墜をしなかったが、それをしたら刑事告発していた吹聴した、「ソ連よ！わが祖国」の社会党の国会議員がいたのである。

正常な国防を法的に妨害しているほとんどのものは、自衛隊法を徹底的に改正すれば何とかしのげるが、**軍人刑法の欠如のみは憲法第九条がある限り決して解決しない。**自衛隊法をどんなに改正しても軍人刑法の代替はできない。現憲法九条がある限り、軍人刑法は制定できないし、実際できていない。

なお、現憲法は、特別裁判所の設置を認めていないから、軍法会議を設置すべく憲法第七六条も改正の必要がある。自衛隊法でまだ改正をし残している最大のものは、自衛隊を準・警察だとみなしての「武器使用」を規制する第九五条である。その全文削除は急がれる。その条文は「国際法規・慣例に従う」の一行に置き換えればよい。

(C)南下するロシア、東進する中共——迫りくる日本の危機

日本は、自国に国家存亡という重大な危機が迫っているのがなぜ見えないのだろうか。侵略の牙はある日突然襲ってくるのであって、事前に鉦や太鼓で警告しながらの侵略などない。1945年8月の満州の悲劇を忘れたのか。1945

年 8 月 9 日未明の静寂が戦車と爆撃機の轟音となったときは、既に遅かったことを忘れたのか。

百五十五万人の在満の一般邦人に対し、ロシアは国際法もポツダム宣言もすべて無視して殺戮とレイプと強盗を繰り返し、主に婦女子十三万人は日本の故国の土を踏むことはできなかった。佐渡開拓団跡事件、葛根廟事件、などヒロシマ、ナガサキに匹敵する惨劇は幾多も発生したのである。しかし、ヒロシマとナガサキの原爆被害者のみ毎年丁重に追悼されるが、ロシア兵にレイプされあげくに殺された日本の婦女子は戦後六十数年間一貫して、虫けらのごとくに扱われ追悼されることもない。日本人の生命に対する差別である。唯一の正しき平等である、“法の前の平等”に反する行為である。

シベリアに強制連行された 105 万人の関東軍の将兵と一般男児は、うち“五十三万人”が極寒の中で餓死・凍死・病死した。しかし、厚生省引揚げ援護局は、ソ連と通牒して「五万五千人死亡」というでたらめ数字をもって国民をあざむいた。五十二万人の帰還者数は確定しているからシベリアへの拉致数を「57万5千人」と実際の半分にしてあげれば、ロシアが殺戮した日本人数は十分の一になる。ジュネーブ陸戦法規違反の、戦後におけるロシアの日本人大量殺戮——原爆被害の五倍以上——を隠してあげるためであった。

日本の国家官僚の国民騙しは、最近では社会保険庁の年金問題等であらくなってきているが、すでに戦前・戦後から常習化しており、国家叛逆罪に相当するものが非常に多い。特に赤い官僚の行為は、国益に反するため、米国の「共産主義者取締法」や「新・治安維持法の制定」など、何らかの取り締まりをする必要があると思われる。

社会主義思想（特に共産主義思想）は、国家テロルの思想を根底に持っているのは自明なのだから、このような思想に本当に思想の自由を認めてよいのだろうか。少なくとも社会主義思想（特に共産主義思想）・アナーキズム思想等を国民に煽動することができないように危険思想の言論・出版の自由は制限をかけて当然ではないか。

このロシアは日本の固有の領土——樺太、国後、択捉、歯舞、色丹——を日ソ中立条約に違反して侵略し、今も居座っている。このような国家と国交をもつ必要はないので 1956 年 10 月の日ソ共同宣言を破棄して、この現実を正しく反映した日ロ関係を国民に示す必要がある。

しかも**ロシア**は、日本へのさらなる侵略の意図を、ソ連崩壊後も変更しない。

**日本におけるロシア専門の大学教員の九割は、ロシアの“意識した情報工
作員”であるので、決して1990年代以降のロシアの大軍拡を語ることがない。**
が、例えば、ロシアの新型核兵器開発のペースは、ソ連時代と変わらず、日本
の自衛隊に比すれば、巨大かつ加速的である。新型のICBMのSS-27を1997
年には配備開始したし、すでに**数十基**を生産した。航空機もSu-35など新型
の開発に余念がないし、とくに**巡航ミサイル**には資源をかなり投入している。

つまり、ロシアは日本に対する核攻撃態勢を重点的に充実してきている。ロ
シアが**爆撃機バックファイヤー**のほとんどを極東に移駐させたのは、それによ
る対日核攻撃をするためである。現在**バックファイヤー百三十七機**を日本に向
け発進できる。それぞれ、**三機の核巡航ミサイルAS-4**を搭載できるので、こ
れだけで**四百個以上の水爆**を日本に投下できる。

対日攻撃を任務とする太平洋艦隊の**スバラ級巡洋艦一隻は、三五〇キロトン
の水爆**をつけた核巡航ミサイルSS-N-12を**十六基装備**しているが、**これだ
けでヒロシマ原爆の五百倍の破壊力で日本を襲う**ことになる。しかし、日本
には、先の空中発射巡航ミサイルAS-4や、海上発射巡航ミサイルSS-N-
12を撃墜できる兵器は何一つとしてない。米国からMD（弾道ミサイル防御）
——スタンダード・ミサイルやパトリオット PAC3 など——の導入で北
朝鮮のノドン**弾道ミサイル**には対処できても、**MDはロシアの巡航ミサイルに
は全くの無力**である。

日本は英国のように、米国からの“核の傘”には依存し続けるが、**これに
加えて、独自の核を持つ必要がある。そうしない限り、日本の命運は危うい
からである。日本が核を持つことで、報復を恐れるロシアは所有する核を使
用できなくなるから**である。いわゆる**核対核による核抑止論**である。**平和主
義とか非核三原則とか核廃絶などの妄想的理想論**を日本がいくら叫んでも、**上
記の現実**を見れば、相手国（ロシアや中国）が核ミサイルのボタンを押してし
まえば、**数時間後に、1日で、日本のすべてがこの世から、消え去る**のであ
る。**戦争は予告なくある日突然おこるのである。**1991年、イラクが突然クウ
ェートに侵攻したように。その瞬間に、平和主義や非核三原則や核廃絶を叫ん
でいた人々も、その妄想とともに、この世から消え去るのである。戦後六十数
年もたつ。1853年に黒船が来航し、欧米の脅威に日本が慌てふためき、目を
覚ましたように、いい加減に現代日本も**上記の現実**に、目を覚まして欲しい。

日本の現状は、明日この国が消え去ってもおかしくない危機的状況にある。

問題は、ロシアが日本に向けて核攻撃を行った場合、日米安保条約によって在日米軍が対ソ報復を行うかであるが、**常識的には答えは“No”である。**なぜなら、それを行った場合、ロシアから**米国本土**へ大陸間弾道ミサイルが発射される恐れがあるからである。自国の国益を最重視するアメリカが、国益を大きく損失する行動をとる可能性は**ゼロ**である。

日米安全保障条約が本質的に有効なのは、ロシアや中国が日本に戦争を仕掛けてくる直前までの抑止力の効果のみである。相手国がもし、先制の核攻撃を行えば、その時点で日米安全保障条約の役割は終焉する。

この現実を日本国民は真摯に受け止め、「非核三原則」だの「核アレルギー」だの「平和主義」だの、“平和夢物語”を言っている余裕は一刻もないのである。こちらが、“夢”と思っても敵は“現実”に動いているのである。

ロシアは、日本に対して現在一千から三千発の核を投下する体制にある。

同様に**中国共産党も約 100 基ほどの水爆搭載ミサイル**を日本に投下すべく照準を合わせている。日本は核武装を含め、可能な限りの軍事力の強化をしない限り日本の独立と安全はもはや保障され得ない。

「**非核三原則**」を含め、「**防衛費 GNP 1%**」など**日本の国防を阻害する、狂った防衛政策の廃棄は当然**だとしても、このようなものが**再び決定されることの無いように、憲法上ハッキリした条文がある**かもしれない。「**読売憲法試案**」は、逆立ちしているのであろう、「**核武装の禁止**」を定めている（第十一条第二項）。日本の独立と安全を破壊しようとしている、とんでもない「試案」である。

日本の国防と外交に憲法上の制約があつてよかつた時代は、とつくに過ぎ去っている。国民の自由は国家が独立して初めて享受できる。“自由の諸権利を主張する”のであれば、まず“国家独立と安全に最大限の努力をする義務を果たす”ことである。また、**国防政策については、いつでも、いかなる世代でも、その時々の世界情勢に対応して、自由に政策の選択ができなければならないから、憲法にはそれを阻害するような条文は匂いすらあつてはならない。**

②「家族」——家族は祖先と子孫を結ぶ日本永続の臍帯

二十一世紀に入って日本では、親が子を殺す事件が続発する。しかも、母親・父親を問わず親による子殺しが、暴力だけでなく、餓死という最も残虐な殺人方法で実行されるようになった。また、子が母親・父親をたわいもない理由で殺害するという事件も増加している。

人間とは、他の動物と違って、生まれたままでは子育ての知識が全くないという、唯一例外的な生物である。妊娠や出産までは本能と生理でできても、乳児をどう育てるか、幼児をどう育てるか、学童になったらどう育てるかなどの知見はすべて後天的な学習と訓練によってであり、人間の脳には一切のプログラムが入っていない。

つまり、**家族は、遠い祖先から連続した人間が人間らしく生を全うするためにも、種を子孫につないでいくためにも、欠くことのできない「必要情報の蓄積された組織」である。親による子供に対する躰（言葉遣い、立ち居振る舞い）や（子育てを含めた）学習・訓練なしには、人間は人間として成長することは万が一にもない。**人間の誕生と家族の誕生は同時であって、家族がなければ人類は生存していない。**マルクス主義**の筆頭**エンゲルス**の『家族・私有財産・国家の起源』は、非科学にすぎた妄説・謬説のたぐいである。

また、**家族によって伝統や慣習が蓄積・継承されていき、家族の集合体としての社会規模の拡大とともに、文明社会を作り上げたのである。家族は、言語、市場、国家、道徳、法などとともに、自然的に成長・発展した「制度」の一つである。家族なしにいかなる文明もなかったし、“法”の成長もなかった。家族こそがその出発点であった。**

上記のような母親・父親の残虐な“子殺し”が日本で急速に増える実情は、日本の家族の家族性そのものが急速に弱体化しているからである。家族の「制度」としての衰微は、二つの悪い結果をもたらす。

- イ) 家族を通じて訓練され学習される子育てのノウハウを持たない日本人の急増である。**
- ロ) 親となる日本人が人間としてその人格が健全に形成されないという事態の発生である。**

そしてこの二つの欠陥を同時に有する人間が“子殺し”に走るのである。日本の“子殺し”の蔓延は、**家族解体のマルクスの『共産党宣言』の狂気を日本が戦後六十数年間も吸引し続けた成果である。**また、この『共産党宣言』

を下敷きにして書かれた「**子供の権利条約**」を批准した成果である。

家族の「制度」としての衰微は、日本の場合、とくに **1947年12月末の旧・民法の改悪（施行1948年1月1日）** に見るように、**司法省（法務省）民事局** の計画的実行で始まった。法律という国家権力の強制手段で、家族の自壊的消滅を狙ったのである。

日本は民法を、早急に旧・民法にできるだけ近いものに戻さないとすれば、日本の社会は、自壊の度を深めるだろう。親による“子殺し”事件の続発は、五十五年前の民法改悪が日本社会の深刻な崩壊現象の元凶であることを警鐘的に知らしめてくれた。

日本における親による子殺しや子供虐待は、政府が共産党の宣伝に屈して「**児童（子ども）の権利条約**」を批准した1994年5月以降に本格化した。紙切れの文字にすぎない条約が子供を健全に育ててくれるわけではない。1928年の「**パリ不戦条約**」が平和を維持するのではなく、領土拡大欲を捨てた各国の国防努力が平和な安定を持続させるものであったことに似ている。**子供の幸せな成長は、伝統と慣習という規範が宿る家庭で育った親が子供を育てたときであり、家庭こそがすべてである。**日本は家庭重視に反する「**子どもの権利条約**」を破棄する 때가来ている。なお、米国は当初からこの条約を批准していない。条約批准が家族の崩壊を導くことを予見しての米国らしい賢明な判断であった。

(A) 家族解体イデオロギーで改悪された民法——日本の民法学界は共産主義者の巣窟

1947年の**民法改悪**の標的が「**家**」**制度の廃止**であることは広く知られているが、それは、『**共産党宣言**』の**家族解体イデオロギー**を指針としてなされたことを知らない日本人は多い。また、それが、GHQの意向とはまったく無関係であったことも知らない。逆にGHQが民法改正を押し付けたという神話を信じている日本人は多い。歴史の真実は、日本側から民法の大規模改悪をした旨をGHQに申し込んだのである。当時のGHQは民法不干涉の方針であった。

さて民法改悪の「主犯」格の人物には六名おり、筆頭が**奥野健一**（司法省民事局長）。学者には三名、**我妻栄**（東大教授、日共系）、**中川善之助**（東北大学教授、日共黨員？）、**川島武宜**（労農派系、スターリン主義者）である。このほか大審院判事の**横田政俊**と司法事務官の**村上朝一**である。

まず、この**奥野**が職権で、ガイドライン「民法親族編および相続編の改正につき考慮すべき諸問題」を書き、民事局の基本方針を“家制度の完全つぶし”にすることを決定した。そして民法改悪の基本方針たる「民法改正要綱(案)」が司法法制審議会第二小委員会で起草されたが、そのうち、「家、相続、戸籍法」の最重要な部分を担当したのが上記の**横田**、**村上**、**川島**である。それは1946年7月20日には次のようにまとめられていた。

『一 家

- 1 民法上の<家>を廃止すること。

.....

二 相続

- 1 家督相続を廃止し相続は財産相続のみとすること。
- 2 相続人の範囲は戸主に代へて兄弟姉妹を加へる.....

.....

- 10 遺留分は次の通りとすること』

このような「要綱」に従えば、自ずと民法の具体的な各条項の改悪は定まってしまう、現行の民法になっていくのは必然であろう。なお、前述の奥野のガイドラインには、その説明に当たる「事項試案」という文書があるが、そこには旧民法の「家」をマルクス主義に従った表現「封建的残滓」と決めつけ、蛇蠍のごとく嫌っている記述がある。1930年代以降、とくに大東亜戦争を通じて、社会主義を信仰する赤い司法官僚が主流になっていたのである。

また、**我妻栄**と**中川善之助**の両名は коммуニストであったから、1947年5月2日の民法改悪草案の公表後に**日本共産党**の**野坂参三**からの一枚紙の下記の「意見書」(5月12日付)に感激して褒めちぎっている。

「我妻.....この内容もしっかりしたものですね」

「中川.....この問題については共産党が一番勉強していたといえますね」

「全体として、.....進歩的(=共産主義的)法案というべく、関係者の努力に深く敬意を表する」

「民法民主化(=家族解体、共産化)の最大の眼目である封建的<家>制度

の除去がなお、不徹底」

我妻らがどういう思想の持ち主であったかを紹介しておこう。

中川善之助の「家」を破壊せんとする呪詛的な、その否定論の第一は、国民の中には民法上の「家」とは全く無縁もしくは乖離している者もいるから、というものであった。そして民法をこの後者の実態の方に合わせて書き直せというのである。なんと**いう暴論**であろうか。「所得がない人がいるから所得税は不要！」「相続する財産がない人がいるから、相続税は不要！」という共産黨員らしい詭弁である。

旧・民法は、両親のいない、両親の名すらわからない、財産もむろんない、天涯の孤児にすら、新戸籍を編成した。この孤児一人だけの戸籍つまり「家」をつくった。どんな下層民であっても、すべての国民に名門明家と同等な「家」を法律上附与した。「法の前の平等」である。国民すべてに法的には「上層における平等」を与えたのである。一方、ソ連などの共産諸国では「貧困における平等」「最下層における平等」を理想としたから、下に、下に下降して暗黒の“最低の社会”となった。

中川善之助はまた、旧・民法に規定された戸主権が濫用されたという。しかし善之助のあげる戸主の居所指定権も婚姻の同意権も、それと衝突する家族の意志の方が絶対的に優先され、事実上死文であった。実際に、旧・民法が民法の戸主権の規定をもって婚姻の自由を奪ったケースは一件もない。このケースで、戸主と衝突して婚姻する家族に対して戸主に実際に附与されていた対抗措置は「離籍」だけであった（旧民法第七五〇条）。**民法上の「家」制度の規定の中のこのような死文は、しかし全国民の家庭を名門明家に扱うからその精神を高雅にさせ、また、そのような名門明家になろうとする向上を激励するすばらしい効果を発揮していた。「家」制度の定めが、日本国民全体に、努力して財をなしたいとの意欲の向上や、あるいは倫理・道徳を向上させる機能を果たしていたのである。**

戦後の新民法でつくられた**核家族制**とは、すべての人間がバラバラに社会に浮遊する“**個体（単体・アトム）**”となる究極の共産社会（コミュニン）への中間段階として考えられたものである。善之助の主張は、ただソ連を憧憬する共産主義革命家としてのレトリックだけしかなかった。その「学問」はすべて政治的なものであり、事実をことごとく恣意的に無視した。

川島武宜は、我妻や善之助のような自らの信条マルクス・レーニン主義を狡智にカムフラージュすることはしなかった。堂々と日本を共産社会に改造するために、『共産党宣言』をむき出しにしたまま家族解体せよ！と正直に叫び続けた。だから、川島の言う「民主主義」はデモクラシー（民衆の政治参加）という意味ではなく、**共産主義の「人民民主主義」**のことを指していた。

川島は言う、

「(日本の) 民主主義（＝共産主義）革命は、民族の絶対的信仰の対象であった家族制（の解体）・・・を見逃しては達成されえない」

「日本の社会・・・で支配する家族的原理は民主主義（＝共産主義）の原理とは対立的なものである。・・・この家族的な生活原理・・・の否定なくしては、われわれは民主化（＝共産化）をなしとげえない。だから、民主化（＝共産化）はわれわれにとって、・・・革命を意味するものであり、革命でなければならない」

共産主義者は公私の区別がつかないし、「私」を認めない恐ろしい思想である。「私」のなかの「私」である家庭のなかに、政治社会の政体の一つたる「民衆参加制度」（デモクラシー）を平気で持ちこむ愚に気づくことがない。

我妻栄は言う、

「日常生活の最も基本的な家庭生活が、民主的に営まれることこそ、日本民主化の出発点でなければならない。・・・我々の家庭生活の裡に、いかに多くの封建的なものが根をはっていることであろうか。それを規律する民法の規定の中に、いかに多くの非民主的なものが残存していることであろうか。

我妻は、個人的で私的領域の家庭生活を、法律をもって国家権力を介入させ恣意的に改造しようとした。私的領域に属する自由を、国家はどのように侵害してもよいという思想の持ち主であった。私的領域の擁護こそが自由社会の法的ルールだということがわかっていないし、それを逆さにした思考しかできなかった。

家族が民族固有の伝統と慣習で運営されていることは、自由社会の一大原理であり、憲法の擁護する憲法原理である。国家権力が家族から一定の距離以上は近づけないようにする民法こそが真正の民法である。

要は奥野らは、『共産党宣言』や『家族・私有財産・国家の起源』と、旧民法とがあまりにかけ離れているから、旧民法の方を前者のマルクスらに近づけようとしたのである。

マルクスの家族解体・消滅は、人類の消滅を究極に見据えてのものであるが、日本はマルクスの希望通りになりつつある。出生率の大幅低下である。日本国内の家族解体論者の絶滅を急がないと日本の人口は減り、日本は亡国に至る。マルクス主義の一扫、それは出生率の回復にも欠くことができない。

(B) 「婚姻は両性の合意」——スターリン憲法に魅せられたロシア人女性の起草

日本政府が、GHQ の存在を全く無視して強引な「家」制度の廃止に暴走している時、当然それに反対する声も大きいものがあった。例えば、裁判官の圧倒的多数は「家」制度の存続に賛成であったと、前述の大審院判事の横田政俊は認めている。そこで、民法改悪派が葵の御紋として持ち出したのは、言うまでもなく、GHQ 憲法であり、**現憲法の第二十四条と第十三条**であった。

(憲法第二十四条)

「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」

(憲法第十三条)

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

この二つの条項ともホイットニー民政局長の下に設置された「公民権 (civil rights) 小委員会」に属する三人のメンバーが原案起草者である。**ロウスト陸軍中佐** (インド専門の民族学者、菜食主義者)、民間人**ワイルズ**博士、民間人**ベアテ・シロタ**嬢である。具体的には、第十三条はロウストが、第二十四条はベアテが書いた。

ベアテが GHQ 民政局に入ったのは 1946 年の暮れであり二十二歳であった。日本で言う女子短期大学程度の、法律学には無教養な単なるタイピストである。両親はウクライナ生まれのロシア人でユダヤ教徒。国籍はオーストリア。一家全員が社会主義者というより共産主義者だった。ベアテは、**スターリン**の書いた**ソ連憲法**と、社会主義思想を基調とした**ワイマール憲法**について次のように述べている。

ベアテは言う、

「ワイマール憲法とソビエト憲法は私を夢中にさせた。……ソビエト憲法は、……社会主義が目指すあらゆる理想が組み込まれていた」

現憲法第二十四条は、ベアテがソ連のスターリン憲法第二百二十二条とナチス下でも有効に生き続けた社会主義思想のワイマール憲法第九條、第一百九條を下敷きにして書いた、と考へてまず間違いないだろう。自由社会が決して参考にしてはならない憲法を母胎に**第二十四条**は生まれたのである。ベアテは、「男女平等」も「平等」思想も存在しない“米國憲法”をなぜ参考にしなかつたのだろう。

この第二十四条には法律学的にはなじみのないというより、尋常でない文言が二つある。一つは「**婚姻は両性の合意のみ**……」であり、もう一つは「**個人の尊厳と両性の本質的平等**」である。

「両性の合意」の定めとは、両性の合意のない、レイプ婚や掠奪婚がこれまでの日本の風俗・習慣であった、としてそれを禁止する規定となっている。

実際ベアテは「見合い結婚の禁止」を企図したものというが、そんなものを憲法の条文にするとは非常識ではないか。また、もしそうであれば、**そこそ自由の一つである「民族の伝統・慣習・文化・しきたり」の破壊となるから、いわゆる自由侵害の反・憲法原理の規定である**。しかも、**外国の一般の人々がこの第二十四条を仮に読めば、戦前までの日本ではレイプ婚や掠奪婚が盛んであったと解する**であろう。なぜなら、憲法とは自由侵害を禁じる基本法だから、レイプ婚や掠奪婚の横行が激しい国の場合、その禁止を憲法条文とすることはありうるからである。一方、「見合い結婚の禁止」は、見合い結婚という私人や家族間の自由の禁止だから、憲法はそれを定めることはできない。この点からも「婚姻は両性の合意」という文言は、憲法がそれを定めてはならない、「とんでも条項」であろう。

なお、ベアテは「婚姻は両性の合意で成立し」と書いたのに、GHQ からそれを渡された**日本政府の方が**帝国議会に提出する直前、そこにさらに「**のみ**」を挿入した。「婚姻は両性の合意**のみ**に基づいて成立し」にさらなる改憲をしたのである。**佐藤達夫**（内閣法制局第一部長）であった。当時の日本政府の中枢には、ベアテよりもはるかに過激な共産主義者が潜んでいたと言える。また、**佐藤達夫**はGHQ 憲法草案にあった「家族は人類社会の基底にしてその伝統は善かれ悪かれ国民に浸透す」の方を**逆に削っている**。しかし、「**家族は、……国民に浸透す**」の方こそ、**表現を修正すれば憲法的な内容である**。「両性の合意」や「両性の本質的平等」の方こそ、憲法にそぐわない暴論・戯言のたぐいではないか。

次に、全く理解不能な文言「**個人の尊厳と両性の本質的平等**」は、いったいどこから発想したのだろうか。「**個人の尊厳** (individual dignity)」はロウスト中佐の書いた第十三条にある「**個人として尊重される** (be respected as individuals)」から持ってきたのだろうか。「**両性の本質的平等** (the essential equality of the sexes)」は、**世界の誰が読んでも笑止千万の妄語**である。**男女が社会的権利の享有で平等、あるいは法の前に平等**とは言えても、**男と女が本質的に平等だ**などという思想はこれまで地球上にあったためしはない。

フランスの**アレクセス・ド・トクヴィル**は次のように述べた（1840年）。

トクヴィル曰く、

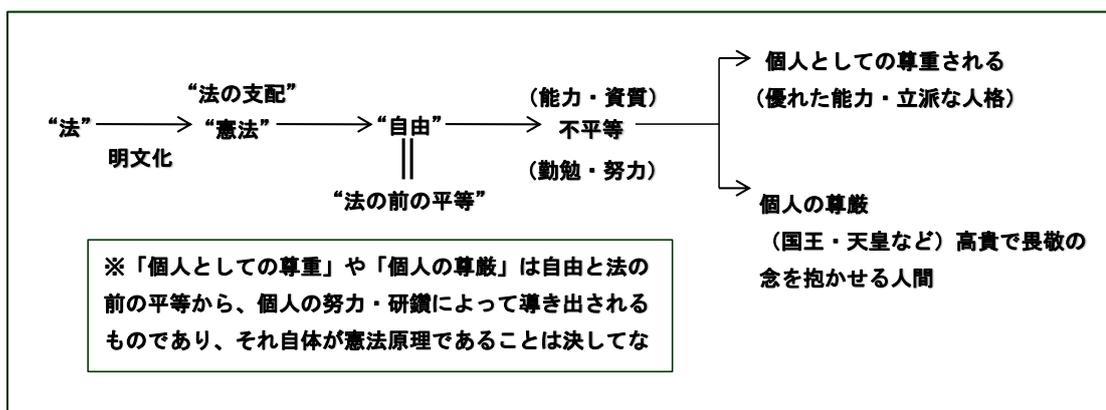
「両性のそれぞれ異なっている諸特性を混同して、男女を平等なもの……とする人々がいる。……彼らは両性をともに墮落させている。……弱い男性と恥知らずの女性だけが出てくる……」

それから約百年を経て、米国では**ウーマン・リブ運動**（女性解放運動）が1960年代に発生したが、1970年代半ばからは**全米の女性の過半数が反ウーマン・リブ**となって、その**ERA（憲法に「男女平等」の規定を設けること）運動を粉砕**してしまった。米国では今でも「男女平等」という四文字は、おおかたの女性に不評で嘲笑され、警戒される。

男と女は相違し不平等であるが故に男女関係が成立するし、この差異が文明社会の文明的な発展にそれなりに貢献したのである。「**男女の本質的平等**」は、**医学的・生物学的には狂気だし、社会的には幻覚以上の何物でもない**。ベアテ自身も、自著の冒頭に「この本をお読みになる男性は、そういう女性を支え

てくださいますよう……」と男女の本質的不平等を前提とした“お願い文（男性に女性がお願いしている）”をかいている。ベアテのこの“お願い文”は、「男女の本質的平等」を否定している。自分が起草した日本国憲法第二十四条の「本質的平等」に違反する文言である。

さて、第二十四条の「個人の尊厳」と第十三条の「個人として尊重」は、いずれも、文明的人間のその自由にとって危険な思想である。人間の自由とはまず、「法の支配」において擁護されるから、「法の支配」がなければ、「個人の尊厳」「個人としての尊重」などは絵空事の呪文にすぎない。人並み優れた能力とか熟成した人格など質的不平等において人間は尊重されるがそもそも「個人」であるが故に尊重されるような現実は決して存在していない。尊厳は、「国家」「国王」、あるいは「立派な人間」には属性として存在しうるが、単に「個人」だからという理由で「尊厳」などありえるはずはなかろう。そんなものは単なる言葉上の遊びであり、憲法条文に適さない。削除されねばならない。以上を図示してまとめると、次のようになる。



国家権力は両刃の剣であって、米国や日本のように個々の国民の自由を擁護もすれば、ソ連や北朝鮮のように自由を剥奪する場合も多い。その境の一つは、国民がいくつもの「**中間組織**」——家族、ムラ（地域共同体）、カイシャ（職場共同体）、教会（宗教共同体）、階級——の中で複雑な人間のしがらみを有しているか否かである。つまり、**個体（アトム）**になっていないことである。

自由社会とは、その自由を擁護するために、人間が「個体」になるのを回避する「中間組織」の存在の自由を認める社会のことである。「個体」とは、人間が確実に隷従や牢獄に至る道である。

問題の第十三条の原案起草者である **ロウスト** 陸軍中佐は **ルソー直系のアナ**

一キストとして、第十一条と第九十七条の「**人権** (human rights)」の起草をした。さらに、“**レッド条項**”として GHQ 民政局の中ですら大問題となったために、すぐに削除が命ぜられた「**土地の私有財産権を否定する条項**」もついていた。しかもそれはスターリン憲法第十一条を盗用したものであった。**ロウスト**は、ルソーの『人間不平等起源論』と**マルクス**の『資本論』を継承する、無私有の社会を夢想する極度なコミュニストでもあった。

(憲法第十一条)

「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」

(憲法第九十七条)

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に耐へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

(マッカーサー草案第二十八条) = “レッド条項”

「土地およびすべての天然資源の究極的所有権は、人民集団を代表する国家に帰属する。」

ロウストがルソーの『人間不平等起源論』を信奉するアナーキストであろうとの推定の根拠は、もう一つある。現憲法第十四条の「すべて国民は……」と日本側が修正した部分は、その原案では「**すべての自然人** (natural persons)」と書いていたからである。日本国民をルソーの「自然人」という、国家喪失状態にもっていこうとロウストが企図していたことは明らかである。**これほど極端なルソー原理主義者の書いた日本国憲法第三章は、その全てを削除か大修正しない限り、憲法としての健全性をもつことはできない。**自明であろう。

(C) 夫婦別姓という「親子別姓」——戸籍の廃止と“家族解体”を狙う法務省民事局

世界と時代に逆行する、日本の 1990 年代の共産革命運動は、1991 年に静かに始まった。

なぜなら、1991 年 1 月、法制審議会民法部は夫婦別姓の民法改正への作業

を開始した。法務省民事局は1991年9月18日付の、奇々怪々の文書を、「参事官室」の名で国会議員にバラまいた。そのタイトルは「夫婦の氏及び待婚期間の改正問題について」であった。「待婚期間」とは女性が婚姻の解消・取り消し後（離婚後）再婚が禁止されている期間を言う。そして、この法務省民事局の動きと連動したというより、明らかに共謀した報道や出版が目立つようになった。

例えば、ぎょっとする異様な内容の**福島瑞穂（現社民党党首）**の『結婚と家族』（岩波新書）が前年末のソ連崩壊の大騒ぎがまだ収まらず興奮の続く1992年1月に店頭に並んだ。さらに『楽しくやろう夫婦別姓』（明石書店）が、そして同年7月には『産まない選択——子どもを持たない楽しさ』（亜紀書房）など、**福島瑞穂**がからんだ本がつづいて出版された。

特に、『結婚と家族』で**福島瑞穂**は次のように語り、**ソ連の悪と非が暴かれてなお「レーニン崇拜者」**であるのには驚くばかりである。

レーニンとは、チェーカー（KGBの前身）と強制収容所をつくり、**大量殺戮（約五百万人）**をなした「テロリズムの狂人」「共産革命の祖」である。

福島は言う、

「ソ連は、1926年**<婚姻、家族及び後見に関する法典>**で、事実婚を採用している。……ロシア革命の後、さまざまな政策が根本から見直され、一時的であれ、事実婚主義がはっきり採用されていたことはすばらしいことだと思う」

何から何まで**レーニン**を厳格に踏襲した**スターリン**だったが、たった一つだけ例外的に**レーニンの政策を間違いだとして変更した、あのおぞましい結末を招いたレーニンの家族解体**をもって、**あろうことか「すばらしい」と絶賛しているのである。**

マルクス／エンゲルスの信徒であったレーニンは、1917年の革命前後から、離婚を奨励し、刑法から重婚／近親相姦の加罰規定条項を全面削除した。レーニンの命令としての家族制度破壊の総仕上げが（1924年のレーニンの死後となったが）1926年の**福島**が引用する**<婚姻、家族及び後見に関する法典>**であった。しかし、**この家族制度の廃止は、凄まじい数の重婚とレイプの大洪水となった。**当たり前であろう。事実婚になれば、モテる男はとっかえひっかえ若い「妻」を二十名から三十名持つことができる。若さと性的魅力を失った女

性はことごとく捨てられる。また、レイプを、短期間の事実婚と法的に区別することは困難である。

このレーニンの史上最悪・史上最愚の実験によって逆に判明したのは、**法律婚や慣習の儀式を経た婚姻こそが“女性を守る”ことを「第一の目的」として、自生的に発展してきた人類最高の智恵に基づく制度であるということであった。**“女性を守る”とは、①少女や若い女性をレイプから守ることであり、②中年以上のおいた女性が（男に捨てられて）孤独や貧困に陥ることから守ることである。

また、**法律婚や宗教的・慣習上の儀式を経た婚姻の「第二の目的」とは、社会秩序が維持された方が是であり倫理・道徳のある社会のほうが是であるが、これらを具現するためであった。**社会秩序と倫理・道徳を支える基盤として婚姻制度は自生的に発生してきたのである。

現実には、レーニンの家族破壊後に生じたのは、掠奪・殺人を含めた非行少年の爆発的な増加であり、また、全国的な犯罪発生率の急騰であった。「家族の存在」において、「子どもは躰けられ社会秩序の基本や倫理・道徳が教育される」のである。

だが、それなしには、社会は文明の社会としての機能を全面的に麻痺させていくしかない。かくして、**数千万人の自国民の殺戮をしたあのスターリン**ですら、（これ以上、いくら殺戮してもきりがないと諦めたのだろう）、1934年頃から1944年にかけてこの**犯罪の余りの激増に懲りて、「家族破壊を聖なる正義とみなしたレーニンの法令」を廃止して、婚姻関係の法令をほぼ皇帝時代のものに戻した**のである。

福島瑞穂を筆頭として、1990年代から跋扈する「**夫婦別姓**」運動とは、**法律婚主義を全面否定する思想**に立脚しているから、この史上最悪の「レーニンの実験」を日本にもう一度復活させることを目的としている、非常に危険な運動である。このことに日本国民は早急に気づくべきである。

一見、チャーミングなオバサンに見える、福島瑞穂の仮面の下の素顔は「本物のサタン」である。

話を、**法務省民事局参事官室名**での1991年9月18日付の**怪文書**に戻そう。

それは一流の詐欺師も顔負けの、狡猾なトリックと虚偽で塗り固められている。法と正義を担う法務省として、断じてしてはならない偽情報（嘘）宣伝であるから、一種の「犯罪」といってよい。この参事官室のスタッフは全員、職権濫用であることをもっても分限免職に相当しよう。

まず、そこの第二節は「2 諸外国の立法例」というタイトルで、英米仏独中韓の六ヶ国を挙げている。だが、アングロ・サクソンの英米に夫婦別姓などあろうはずもなく、また、慣習優位の法思想において、夫婦の姓（氏）をわざわざ法律にする発想はない。それなのに、さも英米にも何とはなく夫婦別姓の法律があるかのようなムードをかもし出す表現をしている。フランスについてもそうであって、子は父の姓とすることを定める、父母を差別する法律はあるが、夫婦の別姓など定めている法律はない。節タイトルの「立法例」という言葉自体、そんな立法は一つもないのだから、あきらかにペテン師と同じ詐欺語である。ドイツは、妻が結婚以前の姓を称したいときは、夫の姓の前にそれをつけて夫の姓とともに用いてもよいことになっているから、「夫の姓を共通とする」原則に立っている。ドイツにも夫婦別姓はない。つまり、**英米仏独に、夫婦別姓の法律は全く存在していない。**

漢族及び朝鮮族は、血統系図を明らかにするため、古来より、妻は生家の姓を生涯用いるが、それは近代民法とも近代家族とも何の関係もない

法務省民事局が国会議員に配布した（1991年9月18日付）怪文書の六ヶ国のうち、「英米仏独という四ヶ国は虚偽の例、中韓の二ヶ国は空体の例」であった。**百パーセントの嘘**であった。**ほとんどが共産主義者の官僚という法務省民事局の偽情報宣伝の狡猾ぶりのひどさは想像を超える。**

それから四年、1995年9月12日に法制審議会（民法部会）はついに法務大臣にこの家族解体と戸籍廃止を狙った答申を出した。

この夫婦別姓に伴う戸籍法改正を、法務大臣のもう一つの諮問機関である民事行政審議会も、上記の法制審議会の答申の一ヶ月前の1996年1月30日に答申していた。そこではまだ戸籍の廃止を明確には打ち出してはいないが、夫婦別姓の本当の狙いが、まず、「戸籍上で家族の分解」をして、次に「（日本国民をバラバラの個体に分解して一人ずつの）個人登録制」にすることであることを鮮明に示唆していた。なぜなら、戸籍において父母の姓がそれぞれ異なり、子供たちの姓がその父もしくは母の姓と異なるならば、これらを一つの戸籍と

しておくことの意義はなく、(戸籍がバラバラの) 他人同士の同居と差異はない。必ず、この形の戸籍になれば、時間を経過したあと、戸籍不要論が法務省からキャンペーンされてそれへと確実に暴走する。実際にも、民法部会のメンバーのほぼすべてがこの恐ろしい戸籍廃止論者である。

まとめると、「**夫婦別姓への民法改正⇒戸籍法改正⇒戸籍上での家族解体⇒戸籍不要論のキャンペーン⇒戸籍の廃止と個人登録制⇒<家族の解体(国民の個体化・アトム化) = 最重要の中間組織の解体>⇒全体主義化(共産主義化)**」である。これが、『共産党宣言』をバイブルとする、その信徒たちが牛耳る法務省民事局／法制審議会民法部会／民事行政審議会が三位一体となつての、「**家族解体**」という、**日本を非暴力で共産社会に改造する共産革命運動プラン**の全貌である。

「家族解体」を、家族単位の戸籍を個人別戸籍にすることによって実行しようとした、日本の“家族解体革命家”の第一号はどうも我妻栄のようである。彼は、1946年に早々と、戸籍を家族単位から個人単位にしようと試みたからだ。共産主義者であるのに世間にはそうとは指弾もされず、実に要領よく生きたこの**東京大学**の民法学者は、今日の日本の国家的衰退をリードした「悪の知識人」というべきであろう。

それにしても、**東京大学法学部**は**共産主義者の生産工場**であるかのように思えるのは、私だけであろうか？

ではこれから日本としては、この「夫婦別姓」の狂気をどう鎮圧したらよいのであろうか。一つは、刑法や民法の改正を審議する法制審議会は、「刑法や民法の改正案」を内閣提出法案とするからとの理由において法務省にあるが、今後は民法と刑法に限ってこの内閣提出を禁止して、法制審議会を無用にし、廃止することであらう。**刑法や民法の研究は、あくまでも国会の専管である**との新しい定めをつくり、制度化するのである。とくに、法務大臣が法制審議会という共産主義者の学者や弁護士のためろする機関に左右されているのは自由社会の国家としてあるまじき事態であらう。民法部会のメンバーの過半を超える共産主義者は追放されねばならない。とすれば、**法制審議会民法部の全廃**こそ最善かつ確実な方法であらう。

また、「夫婦別姓」を画策する現在の人々は**嘘をつくのが日常である**から、その嘘をすぐ見破る知見を豊富に持っていないてはならない。例えば事実婚の

夫婦を法律婚の夫婦と法的に同等に扱ったら出生率が向上するという嘘をスウェーデンを例として彼らはあげる。確かに一、二年そのような傾向があったが、スウェーデンの出生率はすぐに元に戻った。**福祉国家を含め、今日のスウェーデンは何から何まで反面教師であって参考にならない。**

(D)「家族は保護され尊重される」——正しい憲法条文（憲法原理）

憲法は、国家永続にとって“柱の中の柱”たる家族について、「保護され尊重される」ことが明記されていなければならないし、それが憲法である。

それなのに日本は、1946年の帝国議会で、この「家族尊重」を現行憲法第二十四条に挿入することが衆議院・貴族院で提案されたが、いずれも賛成多数（三分の二）をえられずに却下された。

さて、**元来の憲法は、上記の「家族の保護・尊重」の規定で十分**であるが、世界で日本のみ、『共産党宣言』の家族解体の教理に国民の多数が汚染されている状況を鑑みれば、自由の擁護とコインの裏表である、家族の尊重に反する立法の動きを禁止する必要がある。それは、**「家族を尊重しない、いかなる立法も許されない」**という憲法条文になるだろう。

さて、家族は文明の社会において絶対に重視されるべき理由が三つある。

- イ) **伝統・慣習・しきたりその他の古きものが棲息している家族**から、さまざまなそれらの情報を得ないとすれば、人間は自我を形成できないし、人間として生きていくに必要最小限の指針を身につけられない。家族の弱まりが「根無し人間」「無気力人間」「無規範人間」を増大させていることは、二十世紀後半の日本が世界の嘲笑をあびつつ実験している。
- ロ) **家族は、民族・国家の、自由と道徳と文明性と文化を決定的に支える伝統と慣習を宿し、育む最良質の温室である。また、それらを後代に伝えていく唯一のパイプラインである。**ノーベル文学賞を受賞したT・S・エリオットも、「**文化の伝達にとって基本的な役目をつとめるものが家族である**」と述べている。そして、伝統と慣習も家族の中で育てられて生命を得ているから、家族なしにそれらは後代に伝えられていくことはない。必ず腐敗し、消滅していく。そのとき自由は萎え、道徳は雲散霧消する。“**美德ある自由**”の社会をつくり維持するのに、家族が最大の機能を持つことは、**家族否定の二十世紀の社会主義国の実験が反面教師となって証明した。家族の絆が拒絶され、家族を通じて訓練される歴史的な道徳の規範とか因習から、“解放”されたからといって、個人が自由となり自己を発見し歓喜を持って創造へと歩むことになるだろうとの**

考えは進歩主義的な「絵に描いた餅」である。幸福が倍加すると思うのも妄想である。逆に、魂の孤独に恐怖する“疎外”という精神の空洞化を必ずや手にするだろう。自らの存在が「個体（アトム）」となって社会に浮遊し社会にとって無意味になっていることの無力さに絶望することになるであろう。自ら生きていく能力も意志も失って、自殺や精神病へと誘われていくのは、すでに統計的にも十分に証明されている。要は、伝統や慣習・因習を教育してくれる家族という場こそ、人生において正常に生きる指針を培ってくれる、人間として書くことのできない最良の“人生の学校”である。

ハ) 親による子供に対する言葉遣いと立ち居振る舞いの躰である。

(3) フランス革命の教理の排除——国家篡奪・大量殺戮の思想の排除

①「国民主権」は暴政・革命に至る——デモクラシーの制限と抑制こそ憲法原理

(A) 英米憲法が、「国民主権」を完全排除している事実を日本国民は全く知らない

日本の憲法学は、授業でも教科書でも、**米国憲法に事実上、全く触れない。避ける。**東京大学法学部ですらしかりである。この理由は明確で、**米国憲法に言及した瞬間、日本の憲法学者の九割が虚偽とプロパガンダの常習者、つまり詐欺師とわかってしまうからである。**

例えば、**米国憲法には「国民主権」などというものは匂いほども存在しない。そんなものは積極的に排斥され否定されている。**とくに米国は、その憲法制定によって「**立憲主義 (constitutionalism)**」を**憲法原理**としたから、いかなる権力も憲法によって制限される。このため、「制限されない権力」の意味である「主権」は、当然に憲法違反であり、完全に排撃される。「立憲主義」と「国民主権」は水と油で両立しないから、米国は「立憲主義」を採用して「国民主権」を追放した。日本の憲法学者が「立憲主義」と是とし、「**国民主権**」を称賛しているのは、自己矛盾的思考であり、デタラメである。

バジヨットは、米国憲法の起草者たちは「どこにも主権を置かないようにしたのである。それは、主権によって暴政が生じることを恐れたからである」と、米国憲法を正しく観察している。**ハンナ・アーレント**も次のように述べている。

アーレント曰く、

「政治それ自体における偉大な、そして長期的に見ればおそらく最大のアメリカ的革新は共和国の政治体内部において主権を徹底的に廃止したということ、そして、人間事象の領域においては主権と暴政は同一のものであると洞察したこと」

統治に関する「主権」の廃止は、英国本国の**コーク**以来の伝統であって、「アメリカ的革新」ではない。また、「主権」と“暴政”の同一視も英国本国の常識であって、「アメリカの発明」ではない。このような、小さなミスはあるが、アーレントは米国憲法のコアを正確に把握している。ノーベル経済学賞受賞の政治哲学者**ハイエク**は、次のように「国民主権」のことを「迷信」という。その通りであって、政府の統治を受けている被治者である国民を「主権者」(=無制限の権力者=統治者の発する憲法・法律等を自らの権力で無視できる)などとは、酔っ払いの寝言か戯言かであろう。あるいは迷信とか妄念上の幻覚としか言いようがない。

ハイエク曰く、

「主権がどこにあるかと問われるなら、どこにもない……というのがその答えである。立憲政治は権力が制限される政治であるので、もし主権が無制限の権力と定義されるなら、そこに主権の入り込む余地はありえない……無制限の究極的な権力が常に存在するに違いないという信念は、……迷信である」

統治において「主権を」排除するのは、自由にとって最高の憲法原理である「法の支配」のもとで憲法を成長させてきた英国においても同様である。英国の「法の支配」の原理にあつては**ブラクトン**の法諺のとおり、「法」は神よりも**国王よりも上位にあつて神や国王を支配するから、神や国王ですら主権者になりえない。かくして、「何にも支配されない権力」という意味である「主権」は英国では、“法”に支配される国王にすら適用されなかった。**

むろん、英国にも、ボーダンなどの『国家論六書』(1576年)などによって「主権」というフランス生まれの思想が上陸していから、国王周辺の臣下の中には国王に阿諛すべく「国王主権」を言い出す者は少なくなかった。だが、英国は幸運なことに「法の支配」を死守せんとする**エドワード・コーク**卿という**コモン・ロー**(=英国で古来から通常裁判所により判例の形で集積された法体系)の大法曹家が存在し、「国王主権」論を断固排撃した。例えば、チャールズ一世時代の1628年の「権利の請願(Petition of Right)」の草案に貴族院が

「国王主権」の文字を挿入した時、当時下院議員であったコーク卿は「主権は国会の用語ではない」とぼつさりと削ってしまった。現代風の表現では、「主権は憲法に背反する」である。

今日に至るも、英国に憲法を含め国家の統治関係に「国民主権」という概念が全く存在しないのは、コークに代表される「法の支配」を守らんとした多くの英国の法曹家と政治家の汗の結晶による。かくして、英国には、**ブラックストーン**の「“法”主権」や**ダイシー**の「国会主権」の概念はあっても、「国民主権」も「人民主権」も存在しないのである。

政治先進国の英米の憲法が“正統な憲法”として世界的にもそのモデルになっている事実については、**国際的に（＝日本でも）広く知られている**。この点からでも「国民主権」が存在しないか、否定されているのが“正しい憲法”であるのは自明であろう。つまり、自由を擁護する「立憲主義」国家において、「国民主権」は「非・憲法原理」であり、憲法から削除されねばならない。

米国社会から排除された、“アメリカのはぐれ者”たちの巢窟であった GHQ 民政局では日本国憲法を書くに当たってスターリン憲法やワイマール憲法を参考にしたように、彼らは通常の“米国人”ではなかった。そのことは、**非英米的な「国民主権」が前文や第一条**にあることですすぐわかる。彼らは「英米の憲法が正統」であることに耐えられない“アメリカの異分子”たちであった。

ところで、明治憲法は「天皇主権」の憲法であるというのが定説であるが、明治憲法の条文の中に「主権」の文字は一文字もない。「天皇主権」は、いわゆる「**天皇機関説論争**」で東大教授である**美濃部達吉**の「**天皇機関説**」に対して、同じく東大教授である**上杉真吉**の「**天皇主権説**」から発生した**造語**である。また同じく東大教授である**宮沢俊義**は、自らの天皇制廃止のイデオロギーから、明治憲法的一条～三条を講義しなかったのは有名である。ところが、大東亜戦争が勃発するや否や、1942年（昭和17年）の著書『憲法概説』で「天皇主権」論の上杉真吉を超える「**神勅主権**」論を展開している。そして、天皇を「**神の子孫**」とか「**現人神**」とまでいう。

宮沢は言う、

「（憲法第三条は）天皇が**神の御裔**として、**現人神**としてこれを統治し給ふとする民族的信念の法律的表現である。神皇正統記の著者がく大日本は**神国**なり」と書いた所以もここに存する」

明治憲法の第三条「**天皇は神聖にして侵すべからず**」とは、ヨーロッパ諸国の憲法における君主の無答責を定めるごく平凡な、世界共通の普遍的表現にすぎない。日本固有のものではなく、憲法起草者の伊藤博文も井上毅も「神の御裔」「現人神」など述べたこともないし、考えたことすらない。**宮沢**はまた、「**神勅**」とか「**神孫**」とか「**神**」という漢字を乱発する。

宮沢は言う、

「(憲法第一条は) 皇孫降臨の**神勅**以来、天照大神の**神孫**この国に君臨し給ひ、長へにわが国土及び人民を統治し給ふべきことの原理が確立し、それがわが統治体制の不動の根底を形成してゐる」

宮沢のこのような「神がかり的解釈」は「天皇主権」論を超える「**神勅主権**」論であり、戦争へ国民を煽動する魔語というべきものである。そして驚くべきことに**戦時中は**宮沢流「神勅主権」論でいったん**明治憲法を歪曲解釈**しておいて、**戦後に**宮沢は**事実無根の自論**こそが「**明治憲法の実像**」だとすりかえて明治憲法を悪の根源であるかのように罵倒する。「**虚像の明治憲法**」を**創作**してこれに**悪罵**を投げつける。

ところが、この宮沢の「明治憲法つぶし」の詭弁——いわゆる**八月革命説**——は、戦後日本において左翼勢力の支持の下に広く定着した。そして現日本国憲法は**明治憲法に存在もしなかった**「主権」の文字を「**天皇**」の**高貴性や威厳性など全くない、ただの「国民（民衆＝デモス）」に単純にくっ付けて「国民主権」として憲法に明記したのである**。大東亜戦争で「特攻」や「玉砕」時の合言葉「天皇陛下万歳！」が「天皇主権論」や「神勅主権論」に起源を発し、政府及び軍部が国民を煽動するのに利用されたとすれば、大東亜戦争の戦争責任において、これらの**東京大学法学部教授**らも思想的指導者として「重要戦犯」に値するであろう。

話を戻して、米国憲法が「国民主権」を排しているのは、米国がイギリス十七世紀の法思想で建国されたからである。**独立戦争**（1775～83年）とは、この十七世紀という百年ほど昔の**古き英国の法思想**（＝“法”主権的思想）で武装したアメリカ植民地に住む“古い英国人”と、議会在強くなりすぎた（＝“国会”主権的）十八世紀後半の英本国に住む“新しい英国人”との闘いであった。

また、建国当時のアメリカのエリートたちとは主として大農園主であるが、

コークの『英国法提要』とこのコークを継ぐ**ブラックストーン**の『イギリス法釈義』を座右の書とする、高い教養人であった。コークとブラックストーンこそは「法の支配」の法曹家であるが、アメリカ「建国の父たち」は主としてこの兩名の法思想を学び、そこから「立憲主義」とか「違憲立法審査」とかを「発明」した。

十九世紀において、英国では「**ベンサム⇒オースティン**」らの命令法学に汚染され、「法の支配」が衰退していった。しかし、米国は十九世紀末までは継承し続けた。二十世紀に入って米国でも「法の支配」は衰退した。しかし、「**国民主権**」などという、暴力とテロルを生んだ革命の、国民一人一人を「主権者」という名の暴君に仕立て上げてこの凶暴な暴君に自分たち自身の自由を侵害させる狂気のドグマは、全く芽すら出ることなく今日に至っている。「国民主権」という言葉は、米国では今でも火星語のようなもので誰も理解できない。

一方、**英国**とは、**マグナ・カルタ**に代表される中世封建時代からの**コモン・ロー**と、それと不可分な関係にある自由擁護の憲法原理「**“法”の支配**」とを死守すべく、**フランス**から流入する「**主権**」思想を撃退するに血を流した歴史を持つ国家である。**革命フランス**に宣戦し、**二十二年戦争（1793～1815年）**を戦ったのである。英国にとって「国民主権」は、英国に上陸してはならない、根を張ってはならない、有害な教理として合意され現在に至っている。

「国民主権」が米国にも存在せず米国人の関心の対象にもならなかったことは、米国に**ルソーやその他のフランス啓蒙哲学（モンテスキューのみ例外）**がさっぱり流入せず、革命フランスの革命思想も簡単に排除されたこととも関係している。英国では**エドマンド・バーク**を先頭にして国をあげて革命フランスの革命思想の流入阻止に血眼にならざるを得なかったが、米国はそんな苦労はなかった。

英米憲法の思想は、**革命フランス**の思想とは水と油のごとく対立的である。フランス自身が、十八世紀の「フランス革命の思想」こそが“**本当の憲法**”を蹂躪すると悟って、英米系の憲法思想の正しさにやっと気付いたのは、1875年の第三共和国憲法からであった。**フランス人権宣言**の狂気から正統な**第三共和国憲法**に目覚めるまで、実に八十六年の歳月を要した。

米国憲法に「国民主権」がはっきりと不在になっているのは、憲法起草者が一致して民衆（demos）というものに「潜在的専制者」を透視し警戒したから

である。育ちも教養も高い君主ですら「専制君主」になると恐れるならば、その逆の、育ちも悪く教養も低い民衆は主権を与えられれば直ちに“暴君”になるだろうと恐れることは、「米国の建国の父たち」にとって当然であった。教養の低い民衆が多数を恃んで（＝多数決の原理で）その意志（＝低教養のために悪意となる）を強制力（国家権力）に転換したならば、それは必ず国民の自由を侵害するものとなるのは自明であった。

「建国の父」の一人で、米国憲法の起草者であった**マディソン**は、この「多数者の専制」を次のように恐れている。

マディソン曰く、

「民主政治（popular government、民選政府）の下で多数者が一つの党派を構成するときは、党派が、公共の善と他の市民の権利のいずれをも、その圧倒的な（多数者の）感情や利益の犠牲とすることが可能となる」

このようにデモクラシーへの警戒感、権力を握った“人間というものへの不信”という、正しい人間観に基づいている。

マディソン曰く、

「そもそも政府とはいったい何なのであろうか。それこそ、人間性に対する最大の不信の現れでなくして何であらう。万が一、人間が天使でもあるというならば、政府などもとより必要としない」

「建国の父たち」の筆頭**アレクサンダー・ハミルトン**も、**デイビット・ヒューム**の影響もあるが、「**すべての人間は悪漢（a knave）と見なすべきである**」と、**政治家が持つべき正しき人間観**を持っていた。

ニューヨーク邦（建国以前は州でなく邦）での米国憲法批准会議で、ハミルトンは次のように演説した。

ハミルトン曰く、

「純粋デモクラシーは、歴史を紐解けば、これほどの政治における偽りは他に類を見ない。古代デモクラシーでは市民（国民）自身が議会に参加するのが決して良き政府を持ったことがない。その性格は専制的であり、その姿は奇形（異常）である」（1788年6月21日）

国民の自由擁護は、民衆の政治参加を警戒し、その代表者の議会に対してすらさらに警戒し、デモクラシーを制限する「制度」をつくることであるが、これが「建国の父たち」の一致した意見であった。マディソンは、民衆が選出した代議士たちの議会（立法府）に対して、この議会が国家権力（行政・司法をも）を篡奪しないかともおそれた。

実際に革命フランスでは、「議会」が権力を篡奪して、国民を好き放題にギロチンその他で殺害するに至った。ジャコバン党独裁下の「国民公会」は、単なる“殺人許可証を発行する村役場”であった。

日本の憲法学者のほぼすべては、**米国憲法**の解説の書『ザ・フェデラリスト』（＝**明治憲法起草者の筆頭、伊藤博文の座右の書であった**）をその教科書でまともに取り上げないし、逆に、**フランス革命憲法（人権宣言）**を称賛する。

(B) 「フランス革命の教理」を“憲法原理”だと詐言する憲法学者たち

日本の憲法学者の多くは、一種の詐話師である。いかに言論・思想の自由があるとはいえ、何らかの刑法上の犯罪になるのではないかと思われるほど、彼ら書き散らした教科書は嘘とトリックだらけである。「国民主権」を例とすれば、英米憲法はそれを排除している。現代フランスの第五共和国憲法（1958年）は“蟬の抜け殻”のようにその形骸を残してはいるが、憲法として何かの意味を持たせているわけではない。つまり、フランスは、「国民主権」を実態上、死刑にしているが、その屍を埋めた跡に「国民主権」という名の墓を建ててあげた。それが、第五共和国憲法の第三条に当たる。

ところが、日本の憲法学は、**プリンセス天功・Mr. マリック・セロ**などのマジシャンも顔負けに、まず現実の自由社会の世界地図から英国も米国も現代フランスも、主要三ヶ国を消してしまう。次に、歴史のかなたにとつくの昔に葬られたはずの、1785年～1794年にかけての血塗られた革命フランスを「現在」に存在する、「世界の唯一の憲法先進国である」という“大幻想”のスクリーンを映し出す。例えば、**杉原泰雄**の『国民主権の研究』や**辻村みよ子**『フランス革命の憲法原理』などは、彼ら自身が「**ジャコバン**」になりきっており、彼らの思考も時間もこの十八世紀末のフランスに止まっている。そして、この十八世紀が、「二十世紀後半である」「二十一世紀である」とマジックに専念している。

なお、フランス革命のフランスに**憲法原理**などまったく存在しないから、こ

の辻村の著書『フランス革命の憲法原理』のタイトル自体がすでに虚偽広告に当たる。

なぜ、日本の憲法学者の九割がこれほどまでに虚偽と欺瞞に狂奔するのか。その理由は、彼らは**マルクス・レーニン主義者とそのシンパ**であり、**日本を何としても社会主義化したい、共産主義国にしたい**という「**革命**」の執念のみに生きている宗教信者であるからであろう。そして、革命を排除する正しい“憲法原理”が憲法に宿っていなければならないのに、革命に誘導する革命の教理（=反・憲法原理）を、あろうことか憲法学だと詐言的に転倒する。このように、「虚偽=真実」と転倒させて人を欺く発想自体がすでにルソー主義・マルクス・レーニン主義の系譜であることの証明である。

辻村みよ子は、フランス人権宣言（1789年）や1793年ジャコバン憲法に関して荒唐無稽かつ出鱈目なプロパガンダ（嘘宣伝）をなす人物である。先述したその作品『フランス革命の憲法原理』で、辻村の嘘は「はしがき」の冒頭の一行目から始まる。そこでは、「（フランス革命二百年目にあたる今年）フランスをはじめ世界の国々で、大革命の偉業を讃え、その意義を考える記念行事……」としているが、**実際には、フランスにおいてすら、フランス革命離れは決定的**である。フランス政府は、革命記念行事その他を今では可能な限り低調化（控えめに）している。フランス革命は二百年祭を機に、老人役者のごとく静かにそろりそろりとフランスから退場しつつある。**フランスは東欧の解放（1989年11月）とソ連の崩壊（1991年12月）をもって、フランス革命記念日の安楽死を模索している。**世界のどこにもフランス革命の「偉業を讃える」、そんな国は実態としては一ヶ国もない。辻村の虚偽記述はジャコバン・ウィルスに侵された革命病である。また、「フランス憲法学の最近の傾向、すなわち1789年宣言の憲法規範性を認め、……」などは無視すべきレベルの妄言である。人権宣言はフランス王国を新宗教国家に改造する宣言で、“モーゼの十戒”などをモデルにしたカルト宗教の戒律・呪文の性格を持つことは、今では世界の定説であろう。かくも憲法から程遠いものが、どうして「憲法の規範性」を持ち得ると言うのか。また、「近代市民憲法原理ないし近代立憲主義の基本原則を確立したのは、人権宣言かジャコバン憲法か、あるいは1791年憲法かジャコバン憲法か」などと言い、それが「<新しい問題>である」などと述べている。「**立憲主義**」とは、**憲法に従っていかなる権力も制限されることを指すから、「国民主権」などという「主権」が高らかに謳いあげられた革命フランスには存在しなかったのは明々白々ではないか。**

例えば、ジャコバン憲法は制定されたが施行されなかった。そればかりか、この憲法に定められていない“無法組織”たる**公安委員会**と**革命裁判所**をもって独裁とフランス国民の大量殺戮が実行された。「立憲主義」とは対極的な“憲法破壊主義”がジャコバンの本性であった。だから、自由、生命、財産への大々的な侵害という蛮行が実行されたのである。フランスが米国生まれの「立憲主義」を理解したのは、約百年後の1875年であった。

しかも「フランス人権宣言」こそが“憲法破壊主義”を牽引し正当化した。その第三条が「国民主権」を定めたからである。この「国民主権」によって、人間を無制限に殺戮したいという、一部の国民の“意志”に“正当な権限”が与えられたからである。これが大規模テロルに至った主要な理由の一つである。このように、「国民主権」が反・憲法原理であることは、このフランス革命史が百パーセント以上に証明している。

樋口陽一は、**東京大学教授**として最も強い影響と深い傷跡とを日本に残した憲法学者である。この樋口もまた、時間がフランス革命で止まり、事実上、それから現在に至る二百年間の歴史が抹殺されている。

具体例をあげると、樋口陽一の主著『憲法Ⅰ』は英国憲法を全面無視し歪曲する、米国憲法は完全拒否する、オランダ、ベルギー、北欧の立憲君主国憲法はないことに処理し、現代フランス憲法は隠す、・・・。マジックショーのトリック以外の記述が全くないという奇本、それが樋口著『憲法Ⅰ』である。別の表現をすれば、憲法としてはとっくの昔に死んでいる革命フランス憲法とカルト宗教の経典であった人権宣言だけをもって、「樋口流の世界の憲法理論」を創り上げる

まず、第Ⅰ部では、主に「立憲主義」をとりあげる。(第一章第三節、第四章その他)。ところが、そこでは、米国の「立憲主義」にはまったく言及しない。

次に、近代憲法の基本構造が「主権」と「人権」だとする(第二章第一節)。ここでも、樋口は卑劣なトリックで論述していく。なぜなら、そのタイトルは一般的な「近代憲法の基本構造」としているのに、実際には、「身分秩序を否定する国家＝国民主権原理によって、人権主体としての個人が成立した」などと、革命フランスのみに限定してその「憲法」なるものを記述しているだけだからである。羊頭狗肉である。また、この第一節のタイトルを「主権と人権――

その近代性」としているのは、革命フランスのみに特殊であった「(国民、人民) 主権」と「人権」が当時の欧米に一般的にも存在し、「近代的」であったかのように学生が誤解するよう誘導するためである。

近代の英米憲法には「国民（人民）主権」も存在しない。「人権」も存在しない。が、この事実について、樋口は一文字も書いていない。「抹殺」である。次に、ここまで米国憲法を抹殺するのも極端でまずいと思ったのか米国に言及するところがある。が、米国憲法とは何の関係もない、1835年のトクヴィルの作品を出して誤魔化すのである（三十頁）。

英国については、十七世紀の“主権つぶし”のヨークなどには一言も言及せず、それから二百年以上もたった十九世紀のダイシーの『憲法序説』のさわりにちょっと触れておしまいにする（二十五頁）

全体を通して見ると、結局、**革命フランスの部分だけで「全世界の憲法と近代以降二～四百年間のすべての憲法の話をした」**ことにしている。レトリックというより、低級な詐言としか言いようがない。

「立憲主義」に話を戻せば、樋口は次のように、出鱈目も度が過ぎた虚偽定義をする。

「近代立憲主義は、人権主体としての個人の尊厳という究極的価値を前提にして、権利保障と権力分立をその内容とする」

「立憲主義」は統治機構内のいかなる権力をも憲法に従って制限される（＝権力抑制による国民の“自由の保障”を目的とする）という、1788年の米国憲法を嚆矢とするアメリカ的な憲法原理である。が決してこれには触れない。また、マディソンらの「建国の父たち」が起草した米国憲法には「人権」は匂いすらなく、「個人の尊厳」もない。当然、「権利の保障」とも無関係である。いったい、「人権主体としての個人の尊厳」と「立憲主義」とがどう関係するのだろうか。

次のような、もう一つの虚偽定義も全くの意味不明である。

「近代立憲主義の想定する個人は、ひとことでいえば、強い個人である」
なぜなら、「立憲主義」は「国民主権」や「絶対君主」を排撃するものである

が、単なる「個人」を対象とはしないからである。

樋口の「強い個人」の意味ははっきりしない。が、おそらく、樋口の意味する立憲主義は個人の権利保障を謳っているから、権利を保障された守られた個人というくらいの意味であろう。

ただ、「権利を保障される」＝「権利を立法者に譲渡する」、「個人」＝「アトム化された個人」と理解するのであれば、ルソーの『人間不平等起源論』からうまれた、平等主義と表裏一体を為す概念となる。

つまり、樋口はこの一文で「立憲主義（米国憲法思想）」＝「平等主義（フランス啓蒙哲学）」が成り立つというミラクル・マジックショーを展開している。

樋口陽一の「憲法学」は“憲法学”ではない。「法の支配」など、自由を擁護する憲法原理を完全に無視するか、歪曲している。ひたすら、フランス革命を日本に起こすことのみを執念を燃やす煽動のパンフレットである。

● **国民主権に係る読売憲法試案（2004年5月3日）について**

読売憲法試案（2004年5月3日）は、樋口陽一や辻村みよ子の直系の、フランス革命イデオロギーまたは共産革命のロジック、それが冒頭に展開されている。「日本国民は、日本国の主権者であり、……」が前文の最初に書かれているからである。

その意は、日本人は「一億二千六百万分の一の絶対君主」になったとでも言いたいのであろうか。しかも、一般に日本人のほぼすべては被治者であるから、この主権者（立法・行政・司法に関わる一部の統治者）に絶対的な服従を強いられる「一人の奴隷」になったとの宣言である。「立憲主義」に相容れない反・憲法原理である「主権」を憲法に明文化するのは、憲法の自己矛盾であるのは明白であるから削除すべきである。**そればかりか、わざわざ「第一章 国民主権」を新しく設け、それを現憲法第一章「天皇」の前に持ってきている。天皇は、「主権者」たる国民の下にある、と言いたいのである。読売憲法試案より、現GHQ憲法の方が日本国にとって何倍もましである。**読売憲法試案は「憲法“改悪”案」である。

② 「人権」というテロルの教理——文明と人間を破壊した「フランス人権

宣言」

フランス革命において数十万人がギロチン、溺死刑その他で殺されるという大量殺戮（大テロル）は、「フランス人権宣言」（1789年8月）がもたらした必然の暗黒であった。「人権」、それは自由社会の個々の国民が祖先より相続している自由、生命、財産の権利を粉砕すべく、新宗教国家建設のカルト教の「暴力の教理（ドグマ）」の一つとして誕生した。

しかし日本では、「人権」がさもすばらしい近代の哲理とみなされ、「人権」が“自由”を擁護する魔法の力をもっているとの、転倒した錯覚が広く共有されている。このように逆立ちした異様な「人権」妄想は、「人権」を発明したフランス自身ですら今では実態的には存在しない。

フランスは、このおぞましい「人権宣言」を、その約九十年後の1875年第三共和国憲法ではいったん葬儀に出した。現在の1958年第五共和国憲法では、前文で一言高らかに触れることで一種のモニュメントに扱い、敬して遠ざけることにした。現代フランス憲法は、「フランス国民の権利」を擁護して、「人間の権利」などはできるだけ思考の外に出てもらおうことにしている。

日本の狂ったような「人権（人間の権利）」信仰は、ルソー主義者で、スターリン憲法こそ“理想の憲法”だと考えていたロウスト中佐（GHQ 民政局所属）が、1946年2月に、現在の日本国憲法の「第三章」の起草を担当したことに始まった。もちろん米国憲法には「人権」という概念は匂いすらなく皆無だから、ホイットニー民政局長のような“リベラル（＝左翼的自由主義者）の中のリベラル”米国人にとってすら、「国民の権利」より一ランク下にある「civil rights（公民権）」を発想するのがやっとならであった。ホイットニー准将は、ロウスト中佐にあくまでも「公民権（civil rights）の章」の起草を命じたのである。

だが、ロウスト中佐は、命令の「civil rights（公民権）」を無視して勝手に「fundamental human rights（基本的人権）」などという、非・米国的な思想、つまり屍と化したフランス革命時の純フランス的概念を墓場から掘り出してきた。フランス人権宣言とはフランス国民に「文明的フランス国民を棄てて自然状態（無国籍）の自然人になれ！」を呼びかける呪文であったが、ロウスト中佐はルソー主義であったから、これに共鳴し、これを日本に再現しようとしたのである。そして、これがそのままGHQ憲法となった。

ロウストはまた、ルソー主義者であったから、現憲法の第十四条になっている「**すべて国民は**」のところを「**すべての自然人は** (all natural persons) are equal before the law」としていた。「自然人」という概念も、それこそを“理想の人間”だとしたのも、オランウータンを“人間の理想”だと妄想したルソーから生まれた。そしてこの「自然人」という言葉にはアナーキズムの核心部分たる、【**“文明的人間” = “国民”**】⇒【**“人間” = “非・国民”**】⇒【**“自然状態の人間” = “自然人”**】と蛮行させる、日本人へのルサンチマン的な呪詛が漂っている。

しかしなぜ、このような戦勝国の、敗戦国への侮蔑と復讐に燃えたロウストの造語「基本的人権」を「日本にとって屈辱である」「国家として死活的に有害である」とは捉えずに、日本の憲法学者のほとんどは1946年から**歓喜し絶賛し続けたのだろうか**。また、この狂気がなぜ沈静化せず、二十一世紀に入ってもますます炎上しているのだろうか。

GHQ 憲法に秘めた、GHQ あるいはその民政局の意図には、「軍国主義の復活の芽をつぶす」など複数ある。が、**宮沢俊義（東京大学教授）**らの憲法学者を含めて当時の**日本側の極左勢力**は、GHQ 憲法を日本が「**共産社会に至ることを正当化する天の賜物（手段）だ**」と考えた。

- イ) 現憲法第九条の武装解除条項は、日本をソ連軍が無血占領させるに好都合なものであった。日本の現左翼勢力が単独で暴力革命をおこし成功するにも好都合であった。
- ロ) 現憲法第一条の「**国民主権**」は、フランス革命、ロシア革命を再現するに不可欠な、**天皇制廃止に転用できる“武器”**であった。
- ハ) 現憲法第十一条の「**基本的人権**」も、日本人を「**文明的で高級な日本国民**」から、「**自然的で低級な人間**」に落とす定めだから、このような「**低級な人間**」からなる社会は日本国ではなく**非ナショナルで未開・野蛮な「共産社会」**に時間の経過を持って改造される。（実際に戦後六十数年かけて、**二十一世紀の日本国民の精神的側面はこの経過をたどりつつある**。国家・国民意識の著しい低下、道徳の崩壊など。）

つまり、日本国憲法で**共産革命の遂行に最も都合のよいところは、第九条、第一条、第十一条（及び第九十七条）**であるから、日本の憲法革命屋たちはそれらをそれぞれ、**「平和主義」「国民主権主義」「基本的人権主義」の三大原則**として強調することにしたのである。憲法の定めには仮にも“主義”などが

あろうはずがない。**憲法には正しき「法」の原理のみが明文化し規定されるべき**であって、それはあくまでも特定のイデオロギーに基づく“主義”とは無縁のものである。

それなのに非学問的で政治運動用表現の「……主義」にした理由は、キャンペーンするのに、この方が絶大に効果的だからである。

このことは、例えば**日本国憲法を「世襲の天皇主義（第一条）」「議会主義（第四十一条）」「私有財産（＝自由）主義（第二十九条）」の三大原則と言わないか**と考えればすぐ理解できよう。こちらの方がはるかに日本国憲法の“正しい憲法原理”と言うのにふさわしいのに、である。

つまり、「平和主義」「国民主権主義」「基本的人権主義」をキャンペーンするのは、日本の憲法学が革命に奉仕する政治パンフレット学だからである。共産革命に都合のよいところだけつまみ食いする「プロパガンダ（嘘宣伝）憲法学」だからである。

(A)偉大なるエドモンド・バークとその人類初の「人権」批判

1789年秋頃、「フランス人権宣言」という美名の、邪教の「福音」が英国に上陸せんとしていた。このとき、ドーバー海峡の水際で**フランス革命思想の上陸を阻止せよ**と、英国中にこだまする大声をもって立ち上がった**“知の巨人”**が**エドモンド・バーク**である。その『**フランス革命の省察**』（1790年）は、フランス革命思想の排除に決定的な働きをなした。その後にあっても人類に多大の影響を与え続け、**世界史的な古典**となった。この『フランス革命の省察』のなかから、バークが「人権」の核心を最も正しく観察した、そして「フランス人権宣言」の批判となった部分を例示しておこう。

バーク曰く、

「人間は（「人間の権利＝人権」などの）**自然権**という**非文明社会の権利**と（**国民の権利**という）**文明社会の権利**の双方を同時に持つことはできません。……文明社会の政治は、**自然権**によって形成されたのではないし、**自然権**は**文明社会の政治**とは全く**無関係に存在しているものです**」

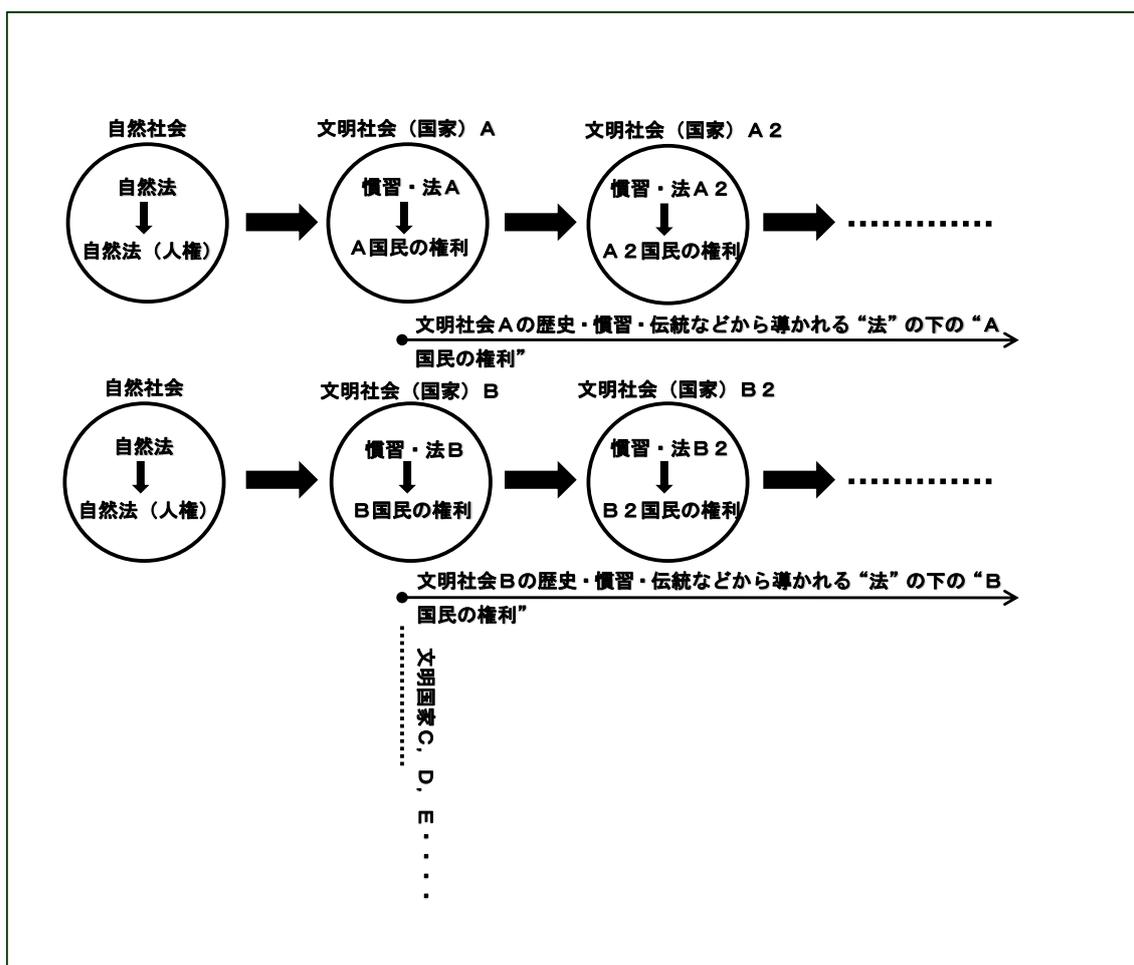
「人間の権利」は、文明社会の文明的な（＝自由と法秩序をもたらす）**「国民の権利」**とは対極的もしくは対立的なものである。バークはフランス人権宣言が、文明社会のこの文明性（＝自由と自由を擁護する法秩序）に対する憎悪

感が基調になっていることをすぐ喝破した。

パーク曰く

「**文明の社会とは慣習の上に発展してきたものです。だから、慣習こそは文明社会の“法 (Law)”でなければならないのです。……文明社会の慣習つまり“法”がさも存在しないと仮定しての(=“法”を否定しての)人間の権利**——文明社会の慣習の積み重ねがあって初めてつくられえた国の基本政体等と絶対に両立できない人間の権利——などいったいどうして要求できるのでしょうか」

“自由”とか“権利”というのは法秩序が存在して保障されうるものであるし、要求できるものである。法秩序の形成以前の未開・野蛮な自然社会を理想としての、「人間の権利」という言葉自体形容矛盾である。**パークは正しい。**
なお、パークの主張を以下に図示する。



トマス・ペイン著『人間の権利』（1791～92年）は、バークの「人権」批判などに対して、反論というより単に口汚く罵声を浴びせたものである。当然、フランス革命のすべてを否定する英国政府によって悪書『人間の権利』は1792年12月には販売禁止となった。しかし、日本の学界・教育界は、**平然とペインの方のみ何か高邁な学説のごとくに教えている。**それが標的とした、世界随一の古典バークの『フランス革命の省察』の方は**存在しないもの、読む価値のないものと扱い隠しに隠した。**

米国の大学では、すべての政治学科でバークの『フランス革命の省察』は何らかの形で講義されているが、**ペインについては語られることもない。**アナキストで無神論のペインは米国には存在していない。英国も同様である。確かに1775年に独立戦争が始まるやペインの『コモン・センス』（1776年1月刊）はアメリカ植民地の英国人を「独立」へとふるいたたせはした。が、のちに、「人権」を含め「反・キリスト教」などのペインの政治思想を知った米国民はペインを決して許さなかった。初代大統領ジョージ・ワシントンは、ペインの名を聞くだけですぐ嫌悪の感情をあらわにしたという。そして、米国人はペインの骨まで米国から追放せんとして墓をあげようとしたため、友人が慌てて骨を英国に持ち帰った。が、英国も国をあげてペインの墓を拒否した。その友人の死とともにペインの骨は散逸してしまった。つまり、英国、米国においては、悪書『人間の権利』とともにペイン自身の存在も跡形もなく消滅した。

英米で単なる“ならず者”と目されているペインの方のみを教えて、数百年に一人の天才で「政治家必携の、政治的叡智の不朽の手引き」と世界最高の評価を受けているバークを隠すのは、**東京大学法学部**を始めとする憲法学の教官が、教育者としても学者としてもひとかけらの良心もないからである。

ナチの迫害と恐怖にあつて、また二十年間に及ぶ国籍喪失にあつて、「人権」というものが、自由にも権利にもまったくの空疎で無価値であることを体験したこともあつて、ヤスパース、ハイデッカーの愛弟子**ハンナ・アーレント**は、その著『革命について』（1936年）で**バークを支持**して次のように述べた。

アーレント曰く、

「人権に対するバークの有名な反論は、時代遅れなものでも＜反動的＞なものでもない」

さらに、日本の憲法学者が米国にも人権思想があるかのような虚偽を捏造するために、フランス人権宣言は、統一国家以前のアメリカの諸邦にあった権利章典を模倣としたのだという嘘を言い続けている。が、アーレントは次のように否定する。この方が事実に即している。また、形式の模倣は、思想の模倣ではない。

アーレント曰く、

「人権宣言がモデルにしたアメリカ（諸邦）の権利章典と異なって、フランス革命における人権は、人間の政治的地位（=**国民の権利**）ではなく、人間の自然に固有な基本的・実体的権利（=**自然権**）を明らかにすることをその目的としていた」

そしてバークと同じく、アーレントは、文明の「政治」を文明以前の未開の「自然」に退行させようとしたのが人権宣言であったと指摘する。

アーレント曰く、

「(フランス革命による)この人権は実際、政治を自然に還元しようとした」
フランス人権宣言を読んで、どこかの未開人の、文明を呪う“経文の声”に聞こえないとすれば、それこそ無教養の極みであろう。アメリカ独立・建国の思想とフランス革命の思想を比較したアーレントの『革命について』は、この分野での入門書として第一級である。

アメリカという英国の植民地における諸邦のエリートは、英本国のジェントリー層（=英国の大地主のこと。貴族とヨーマン（中産農民）の中間に位置する）と同一の感覚をもち同一の生活をしていた。ほとんどが高い教養と知力に抜きん出た大富農であった。そして、英国の**コーク卿の『英国法提要』**と**ブラックストーンの『イギリス法釈義』**を座右の書とし、英本国の法曹家に準じる法学と法思想の教養を身につけていた。フランスの啓蒙哲学に傾倒するものはほとんどいなかった。非コーク卿的、非ブラックストーン的な**ジョン・ロック**に魅せられた**トマス・ジェファソン**や理神論の**ベンジャミン・フランクリン**などは、当時の米国エリートのなかでは例外的な少数派であった。

「人権」などというのは「動物愛護協会のパンフレットと大して変わらぬ」との**アーレントの「人権」批判**は、ガス室で大量殺戮された同胞ユダヤ人に思いを馳せつつ、また、ドイツの故郷を喪失して二十年もの歳月を経てやっと米国籍をとった、この二十年にわたる無国籍の自分の体験に照らして、**「人権」とい**

虚構と欺瞞を衝いているのである。

なぜなら、「人権」は「人権」を奪われた無権利状態（＝「人権」を保障する主体である「国家」を失った状態）の人々を救済はしない。

「国家」は「人権」など無くても成立する（法の支配の下に“国民の権利”や“公民権”が擁護されればよい）。が、逆に「人権」はそれを保護する主体である「国家＝政治社会」がなければ、全くの“無力”であり、人間の知性がつくり出す“絵空事”にすぎない。つまり、国家 A における「人権」とは「国民 A の権利」であり、国家 B における「人権」とは「国民 B の権利」であり、国家 C における・・・である。近代政治社会において、自然状態の「人間の権利」＝「人権」など何の効力も持たない妄想である。

従って、国家の基本法たる憲法にとって「人権」は反・憲法原理であることは明らかであろう。正しい憲法原理は、その国家固有の歴史・伝統・慣習など（＝“法”の支配）を基盤として成立する“国民の権利”である。

満州国が崩壊し、また邦人保護権をもつ「在外の陸軍部隊」となった関東軍がシベリアに拉致されたあとに満州の邦人 155 万人がロシア軍にどんなに「われわれには人権がある、人権を保障せよ!」と叫ぼうと、「人権」は保障されないのは明白であろう。自由とか生命は、“国家”ならびにその“国家”において、成長した法秩序の二つがあって保障される。“国家（ナショナル）”である以上それは、「国民の権利」である。つまり、自由は「国民の権利」としてのみ要求しうるものであり、「人権」は自由をわずかも保証しない。

つまり、自由を含めて実体ある諸権利は“ナショナルな権利”（＝「国民の権利」）とならなければ体现されない。かくも「人権」とは虚構である。非実在の蜃気楼に描いた空無である。アーレントは、「人権」という教理が、国家の法秩序との関係を転倒させた、その自家撞着性を次のように述べている。

アーレント曰く、

「人権は譲渡することのできぬ権利、奪うべからざる権利として宣言され、従ってその妥当性は他のいかなる法もしくは権利にもその根拠を求め得ず、むしろ原理的に他の一切の法や権利の基礎となるべき権利であるとされたのであるから、・・・人権を守るための特別な法律をつくったとすれば理に反することになる」

実際に、革命フランスには「人権宣言」のみが存在し、それを保障する法も

法秩序も瓦解した。よって、フランス人は無法において勝手放題に殺戮された。

「**人権→無法（＝人権を侵害する法は無用）→殺戮（人権の喪失）**」という“魔のサイクル”は、「人権」のドグマから生じたのである。**人間の自由も権利も、古来からその国に“世襲”されてきた“法”と“慣習”によってしか保証されることはない。これのみが真理であり、また真実である。**

だから、コモン・ローの母国である英国も、その継承国家の米国も、この程度のことは常識にすぎないから、憲法思想の中に「人権」が匂いすらなく皆無である。フランスも時々先祖返りときがあるようだが、今では反省して英米を模倣している。日本のみ世界で事実上一ヶ国「人権」を崇拝している。

(B) 日本国民を騙し続ける日本の憲法学

日本の憲法学が、学問ではなく、フランス革命教の宗教教理のような状況を呈するに至った元凶の一つはカルト的な「人権」崇拝にあるだろう。カルト宗教ならば、真実かどうかではなく、信仰するか否かであるから、どんな嘘でもかまわない。**宮沢俊義**らが編集した**岩波文庫**の『**人権宣言集**』（1957年刊）は、この嘘の中でも嘘がひどく、特段に伝染力の強い経典となった。

なぜなら、例えばイギリスのところでは、マグナ・カルタや権利章典や王位継承法など七つの制定法を収録しているが、むしろこれらの中に「フランス人権宣言」に類するものは一つもない。すべて「**英国国民の権利**」を定めたものである。より正確に言えば英国王（女王）陛下の臣民であるが故に、臣民に限定されて附与される「**臣民の権利**」を定めたものである。要するに、極めて“国家的（ナショナル）”なものを喪失し、伝統や慣習と無縁となった、「フランス人権宣言」のような「裸の（無国家的な）人間」の権利を定めたものは英国の憲法文書は一つもない。一例として「**権利請願**」（1628年）の核心部分をあげると、そこには次のように、「国王陛下の臣民は・・・」とある。

「**国王陛下の臣民は、国会の一般的承諾に基づいて定められない限り、税金、賦課金、援助金、その他同種の負担の支払いを強制されない、という自由を相続しております**」

「人間としてこの地球に生まれたが故に有している権利」というフランス人権宣言の「人権」の意味は、英国では完全に否定されている。**英国における自由の権利はすべて、①英国国民で②国王（女王）の臣民で③祖先より相続したから、という三条件を満たしているが故に享受できる権利**だと定められている。

1689年の**権利章典**もこれと寸分違わぬ思想の法律である。そもそも、その正式な法律名は「**臣民の権利および自由を宣言し、王位継承を定める法律**」である。英国には今日も、憲法的文書の一つとして、「人間の権利」を宣言したようなものは皆無である。 **宮沢俊義らは事実の捏造に長けた人物であった。**その『人権宣言集』（岩波文庫）は、計画的なトリックとマジックでつくられた“**世紀のプロパガンダ本**”でしかない。

米国についても同様であり、**米国憲法（1787年起草、88年制定）**には「**人権**」の文字も概念もどこにもない。あくまでも英国と同様、「**国民の権利**」しかない。いや、英国よりもはるかに中世封建時代的であった。なぜなら、「国民の権利」ですら、憲法に定めることにハミルトンら「建国の父たち」は反対であった。英国並みの「国民の権利」を憲法に定めることに反対して、ハミルトンは次のように述べた。

ハミルトン曰く、

「権利の章典を、憲法案の中に入れることは不必要であるのみならず、かえって危険ですらある……。もし権利の章典を入れるとなると、それは元来連邦政府に附与されていない権限に対する各種の例外を含むことになり、その結果、連邦政府に附与されている以上のものを連邦政府が主張する格好の口実を提供することになる」

ただ、中庸的な性格の**マディソン**が妥協して、建国してから二年後の1791年12月、（フランス革命に対する世論の広まりによって渋々）**憲法に修正の形で十項目を追加した。**これが、**修正第一条から第十条**である。だが、それはフランス人権宣言とは似ても似つかぬもので、あくまでも「アメリカ国民の権利」であって「人間の権利」ではなかった。あげくに、「**反戦・反軍備＝ソ連の日本無血占領**」の**日本の極左憲法学者**がとまどい目を閉じ口ごもる「国民の武器を保有し携帯する権利は、これを侵してはならない」が**米国憲法修正第二条**である。

さて、この「**人間の権利**」のない**米国憲法**に困惑した宮澤俊義らは、その『人権宣言集』にどういふ**歪曲や嘘**を細工して、**米国にも「人権」があるというプロパガンダ**に成功したのだろうか。これには三つのトリックがある。

イ) **米国が建国される以前の十三邦の憲法文書にすりかえる。**

ロ) **独立戦争に在植民地イギリス人を駆り立てた煽動パンフ「独立宣言」に**

すりかえる。

ハ) **憲法修正第十条、第十三条～第十五条、そして第十九条が米国憲法の「人間の権利」を定めているという嘘をつく。**

まず、ハ) についてであるが、**修正第十三条～第十五条**について言えば、米国憲法の起草、制定から九十年が経過した、この1868～70年の追加条項をもって、**米国憲法の（制定時の）精神**を語ることはできるのか。また、それらの修正条項は、南北戦争（1861～65年）後の黒人解放による、**黒人への法的保護の附与の条項**である。つまり、**黒人もアメリカの「国民（citizen）」と認め**たうえで、「**国民の公民権（civil rights）**」が附与されると定めたものであった。「人間の権利（human rights）」とはしていない。

修正第十条は、連邦の権限と定められていないものは州または国民に留保されているというもので、中央政府の統治権力を制限する“**立憲主義**”の定めの一つであり、「人間の権利」とも「国民の権利」とも何の関係もない。

修正第十九条は、**女性参政権の附与である**。それは、「The right of citizens（国民） of United States」で始まるように、**米国籍をもつ成人女性に限っての参政権**であり、「国民の権利」だと明記されている。外国人の投票権を排除しており、「人間の権利」条項ではない。

米国憲法は修正（追加）条項のどれに言及しようと、「**人権**」はどこにもない。**皆無である**。岩波文庫『人権宣言集』の第二章は、見事なまでに**宮沢俊義らの常軌を逸した詐言性を示すもの**となっている。

東京大学法学部の憲法学教室は、学生を騙し、国民を騙すための研究をしているのだろうか。これが、日本法曹界のトップに位置する者の本質であれば、日本の憲法学は死んで腐っているとしか形容できまい。

次に、イ) については、例えば**マサチューセッツ邦憲法**（以下、マ邦憲法）は1780年の起草にあたって**ジョン・アダムス**がその指導的立場にあった。このジョン・アダムスは、「すべての人々は不平等に創られている」という政治信条の持ち主であった。だから、このマ邦憲法はアダムスの信条に従って「邦民の不平等」が中核となっている。それなのに**宮沢俊義**らは、表向きの化粧で飾りにすぎない、このマ邦憲法の第一篇第一条「all men are born free and equal（すべての人は、自由かつ平等に生まれた）」をもって、この憲法の精神

＝「人間の権利」だと喧伝する。しかし、マ邦憲法はその第二編で、財産無きものの政治参加を禁止し、次に財産の多寡をもって議員に立候補できる資格の要件とした。このようにマ邦憲法は財産による人間の不平等と差別を普遍的原理と考えるものであった。この第一篇と第二編の矛盾を解く鍵は、マ邦憲法の起草（1780年）が独立戦争中だったことにある。アメリカの植民地の“英国国民”は、独自の政府を樹立する目的でこの戦争をしているのであり、それは自らの政府をもつ英国本国の“英国国民”との「平等」を要求することに他ならない。すなわち、マ邦憲法第一篇の「平等」は、植民地の“英国人”と英本国の“英国人”との間の「平等」を正当化するためのレトリックにすぎない。フランス人権宣言が立脚する、自然法論に厳格に従う全人類の人間としての普遍的な「平等」＝「人権」を意味しない。要は、マ邦憲法の「平等」は、生命／自由／財産／安全／幸福における、マ邦英国国民の権利は英本国の英国国民の権利と「平等」であるべし、という以上の意味は何もない。

そもそもフランス人権宣言とは、思弁上の抽象的「人間」を想定し、**全人類に共通するこの「人間」の権利**を宣言したものである。つまり、**フランス人権宣言とは、「フランス人の主張する権利が全人類普遍の権利である」との主張（勝手な決めつけ）であるから、裏返せば、「フランス人の世界人類の中で最高優越性」を主張しているに過ぎない。**一方マ邦憲法の権利章典は、そのタイトルが「マサチューセッツ邦民の権利の宣言」とあるように「英国国民の権利」と同一の「国民の権利」を自分たちも持っている**と主張しただけである。**とすれば、マ邦憲法第一条「すべての人々は……」は、「マ邦の英国系住民も英本国の英国国民も……」という意味である。また、前文でも「マサチューセッツ邦民」が「自分たちとその子孫のために」諸権利の宣言をなしたと明記してある。これは、普遍的な「人間の権利」ではなく、**明らかに「マサチューセッツ邦の人々」のみに差別的に適用された憲法（権利章典）である。**よってイ)についても宮沢俊義らの説は謬説である。

最後に、ロ)については、1788年の米国憲法が1776年の独立宣言の思想をほんの僅かでも継承しなかったのは、独立宣言が独立を実現するための一時的な方便だったからである。いわば、J・ロックらの自然法思想の「借物」であって、米国固有の「本物」の思想でなかったからである。

このため、米国では、独立を達成するや、米国人の思考と記憶の中から独立宣言の思想があつという間に消えてしまい雲散霧消してしまった。米国人全体がアダムスのようにそれを**独立のための政治的方便に過ぎない**と考えて

いたからである。独立宣言の第二パラグラフ冒頭の著名な一節「all men are created equal (すべての人々は平等につくられる)」＝「人間の権利」は「アメリカンマインド (米国人の精神)」ではなかったからである。そして 1788 年の米国憲法が、真の「アメリカンマインド (米国人の精神)」であり、そこには「人権」の文字も概念もどこにもない。つまり、アメリカ独立宣言の思想と米国憲法の思想は米国の独立をもって完全に断絶しているのであって、独立宣言をもって米国憲法に「人権」の概念が存在するとするのは、宮沢らの恣意的な歪曲であり、虚構である。

さらに言えば、米国という統一国家の憲法に「人権」が完全に排除されている現実の状況下で、米国誕生以前の十三邦の「憲法」や独立宣言をもち出して強引に歪曲した解釈で仮に「人権」があると証明したところで何の意味があろうか。邦の憲法は邦の憲法であって、独立宣言はあくまで独立宣言であって、米国憲法ではない。自明ではないか。宮沢ら日本の憲法学者の、マジック・ショー的な詭弁には呆れるほかない。

日本で「人権」というドグマが瀰漫してしまった原因であるが、第一はフランス革命を美化してフランス人権宣言について宣伝してきた効果であろう。第二は、国連が 1948 年に総会で採択した「世界人権宣言」が、これまた、日本で大々的に宣伝された。この効果も大きい。

なぜなら、「世界人権宣言」も、冒頭の第一条より、許しがたいほどの嘘を掲げているからである。

「第一条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とにおいて平等である」

北朝鮮に生まれた子供たちは、生まれながらにして飢餓と圧制の下でいっさいの自由をもっていない。内戦に明け暮れるアフリカのいくつかの国では小学生でさえ武器弾薬の運びや殺しをしなければ生きていけず、子供たちに自由はない。「生まれながらの自由」など「すべての人間」には与えられていない。飢餓や殺人を強制されていて尊厳などどこにあるのか。自由はあくまでも“国家”ごとであり、自由ある国に生まれられない限り自由の享受は不可能である。

つまり、自由とはその“国家”からも賜物であり、「祖先から”相続”したから享受できる」ものである。現実とは、「人間は生まれながらにして自由が

なく、尊厳もなく、<権利の平等>などという言葉が戯言以上の何物でもない」人々が、世界には何億人もいるということである。国連の「世界人権宣言」の真っ赤な嘘は、第二条にも続く。

「第二条 すべての者は、……この宣言に掲げる権利と自由とを享有することができる」

例えば、北朝鮮の人々のうち、数十万人は日々、食料にあり付くこともままならず、ついには餓死を余儀なくされている。「この宣言に掲げる権利と自由を共有できる」などというのは、**悪質な虚言**であろう。そして、日本の憲法学の欺瞞性は、第一条から第三十条まですべて嘘、嘘、嘘の、この「世界人権宣言」を、あるいは「人間人格の固有の尊厳及び平等の権利」を前文に掲げる「国際人権規約（1966年）」を、その文字面のままに事実だと詐称して「人権」を論じていることである。

しかし、虚偽や事実誤認に発した前提に立つ、自由や権利のアピールをしたところで、自由や権利が擁護されるわけではない。つまり、そのような前提の下でそれらを楽しむことは決してできない。**人間の自由や人格の尊厳は、憲法が“国家”毎であるように“国家”という枠組みのもとで擁護される。これが唯一の真理である。だが、この真理を冒瀆して、それらが“国家”の枠をこえて地球あまねく普遍的に存在しているなどという「世界人権宣言」は悪質な虚構である。憲法学がもし、“学問”であろうとするならば、「フランス人権宣言」をまず、拒絶するとともに「世界人権宣言」や「国際人権規約」も全否定することから出発しなくてはならない。**

③自由と人間性を侵害する「平等」——倫理・道徳の死滅を夢想したルソ

憲法において定められるべき「平等」の二文字を冠した条項は、もしそれをどうしても明記したいのであれば、次の一つのみである。

「**日本国民は法（法律）の前に平等である**」

これ以外の「平等」は決して憲法に規定してはならない。なぜなら、「法の前の平等」は“自由”を擁護するが、それ以外の「平等」は何であれ、“自由”を侵害する、もしくは侵害するに至るからである。このことは、「平等主義」を革命の大義としたレーニンの共産ロシアや、金親子による「平等のパラダイ

ス」北朝鮮が自由ゼロの暗黒の社会になった、いくつもの歴史的事実において完全に実証済みである。

米国憲法は、抜きんでた賢者が起草しただけあって、「平等」は排除された。「平等」の字句は、**南北戦争後に黒人への「法的保護」を定めた** 1868 年の**修正第十四条一節**の「その州の管轄内にある何人に対しても法律の平等な保護を拒んではならない」が最初であった。米国憲法の制定からちょうど九十年という歳月が経っていた。

しかも、この黒人への白人へのそれと同等（平等）な法的保護は、あくまでも**憲法原理「法の前**の平等」の適用の拡大であった。**「黒人＝白人」の“平等イデオロギー”**からのものではない（＝白人・黒人のいずれにも人種固有の長所・短所があり、**人種の本質的平等などは想定していない**）。これは女性への参政権を定めた**修正第十九条**（1920 年）においても同じで、「**女性が男性と平等（＝両性の本質的平等）**だから女性に参政権を附与した」のではない。成人男性に与えられている選挙権を、米国籍の成人女性にも与える、つまり**米国籍に伴う法的権利は「法の前**の平等」において**「性差に優位する」との定め**である。

しかし、1970 年代の米国で沸騰した、憲法への男女平等条項の追加 ERA (Equal Rights Amendment) は「男女差別をするな」という“平等イデオロギー”から発したものであった。**このため、最終的には全米の保守系の女性たちが猛反対し、つぶしてしまった。**米国の女性の過半は「男女平等」という**“平等イデオロギー”に拒絶反応を示す**。「自由の王国」である米国には「平等主義の平等」思想は、建国から長く存在しなかったが、1960 年代に入り、**キング牧師らの公民権運動**の高まりの中で初めて発生した。それでも、この「平等主義の平等」が、米国民の過半に受容されることはなかった。だが、2004 年 5 月のマサチューセッツ州の同性婚の許可はこの平等イデオロギーの「平等」からのものであるので、「平等」嫌いの米国が全体的にはこれをどう処理するかは、米国思想の推移や変化の一つのメルクマールとなる。

なお、日本における「男女平等」は、「法の前の平等」からのものではなく、「平等主義の平等」から生まれている。しかも、**この「男も女も同じ」という一種の共観妄想**は、1990 年代から、「男は女、女は男」という**「ジェンダー・フリー」という狂気のカルト宗教**へと発展して日本列島を席卷している。日本の「男女平等」は、脳科学などの科学すら全面的に無視しており、人類史上

に前例がない。過激さを乗り越えて狂気である。

(A) 日本はなぜ「フランス人権宣言」を嘘解釈するのか

フランス人は、自由がいっさい理解できなかった。ハイエクが「自由理論の発展は・・・イギリスとフランスの二ヶ国で始まった。イギリスは自由を知っていたがフランスは知らなかった」、と指摘するとおりである。一般通念上の“自由”の概念をもって体系的な哲学思考をした最初のフランスの哲人は、アレクシス・ド・トクヴィルである。『米国のデモクラシー』（1835年、40年）は、その作品で世界的古典となった。トクヴィルのあと、フランス人は“自由”を徐々に理解するようになった。1875年のフランス第三共和国憲法は、英米と同じ“自由”の思想に立脚していた。

すなわち、1789年の『フランス人権宣言』は、フランス人が自由を全く理解できなかったことを示す、その笑うべき無知の証拠でしかない。ところが、日本の憲法学者は“自由”が全く理解できないか、“自由”を許すことのできない闇の精神に病んでいるのかであるため、『フランス人権宣言』に対して「間違った解釈」を加えて経典として崇めるのが一般的である。例をあげる。

『自由とは、他人を害しないですべてをなしうることである』というフランス人権宣言第四条の規定は、自由と平等が同根の原理であることを示している」

これは、小林直樹監修の『現代憲法体系』第三巻の、平等の権利（1984年刊）のなかの一文である。著者は阿部照哉（京都大学教授）と野中俊彦（金沢大学教授）である。この極めて短い文に、阿部らは次の二つの嘘をついている。

イ) フランス人権宣言第四条には、「平等」の文言はない。第四条とは、自由の意味を死ぬまで理解できなかったJ・S・ミルの『自由論』に継承される“間違った自由”を述べているが、自由と平等の関係については何も述べていない。おそらく阿部らは「他人を害しない限り、万人に平等に自由が与えられる」との解釈に立って自由と平等が同根だと歪曲しているのだろう。

ロ) この第四条は革命フランスが自由を理解できなかったことを示す証拠の一つであるのに、それを逆立ちさせていることである。

「他人を害しないですべてをなしうること」は“自由”とは何の関係もない。なぜなら、この定義では「何が他人のを害することなのか」を規定していないから、人間は自分の行為が「他人を害しているか否か」の判断が不能となるの

で自他相互に自由の侵害が生じ、弱肉強食の無法に至らしめる。つまり、**むしろ自由の消滅をもたらす**。「他人を害しない」と言うが、例えば「日本人が日本国内で牛や豚を食することは他人（日本人）を害しない。しかし、日本人がインドで牛を、イスラム諸国でブタを食すれば明らかにインド人またはアラブ人の信仰心を害するのである」。

つまり、それぞれの国家の慣習・道徳・法律・宗教などのルールを知って（守って）初めて「他人を害しない」の客観的判断ができるのである。しかし、フランス人権宣言第四条には、そのような客観的ルールが一言も書かれていない。だから、人は「何が人を害することなのか、あるいは何が人を害しないことなのか、の判断ができず、自由の行為が全く不能となる。**ゆえに、この条文は自由を保障する条文ではなく、自由を圧搾（消滅）する条文である。革命フランスは自由を理解できていなかったことを明示している。フランス革命で約50万人のフランス国民が殺戮されたのは、革命に反対する人を殺すことは、神聖な革命を正義と考える人々に対して何も害を与えていないので自由であると理解されたからである。**

そもそも、**フランス人権宣言第一条**とは“差別するぞ（不平等に扱うぞ）！”との**差別（不平等）宣言条項**である。「社会的差別は、共同の利益に基づくものでなければ、設けられない」とは、裏返せば「共同の利益に基づくものであるならば社会的差別が設けられる」という意味である。ロベスピエールのジャコバン党独裁が、恣意的に、自分たちの権力（=ジャコバンの利益が「共同の利益」）に刃向かう（=「共同の利益」に反する）ものを「反革命罪」として次々にギロチンで殺害する「差別（不平等）」をなしたが、この**第一条を根拠とした**のである。

しかも、「法律は社会に有害な行為しか禁止する権利をもたない」と定めた**フランス人権宣言第五条**とは、法律さえ制定し、そこに「社会に有害な行為」だとさえ、どんな理屈でも書き込めば**何でも禁止できる**ということである。ジャコバンによる圧制宣言の条項である。**だから、「社会に有害な行為」とは何か、について人権宣言は一言も書かなかった**。それは、人権宣言が、圧制・独裁・大量殺戮をする企図をもつ一握りの革命屋によって起草されたからである。

たった、この数条の条文を見るだけでも、「フランス人権宣言」とはその見かけの装飾的な文言とは全く逆の悪意を隠し持ってフランス国民を革命に煽

動した「フランス大虐殺宣言」とも形容できよう。

1215年のマグナ・カルタは、正しく“自由の大憲章”であった。一方、1789年のフランス人権宣言は第一条、第五条で「自由の剥奪」を定めた、「テロルの宣言」であった。「平等」をアピールすることにおいて“自由”を圧搾するとアピールしたのである。この事実においてフランス人権宣言は自由と平等は両立しない（対立的である、対極的である）ことの、最高の証拠である。

阿部らがフランス人権宣言を指して、「平等を確立することは自由を実現すること」と述べているが、これも百パーセントの虚偽である。「平等」が百パーセント達成された社会は、ソ連や北朝鮮のように、“自由”は必ずゼロパーセントとなる。いっさいの根拠なく阿部らは自由と平等の関係で転倒の誤解釈を出鱈目の限りでなしている。

「自由と平等は、二つの異なる歴史的起源から出発し、発展した自然法思想ではなくどちらも近代的な人間の尊厳、個人の尊重に同じ根をもつのである」という阿部らの主張もまた、歴史事実を無視した架空の捏造である。

- イ) フランス人権宣言の前文には「人の権利」について「人の譲り渡すことのできない神聖な**自然的権利**を、厳粛な宣言において提示する……」とある。そして「第一条 人は、**自由かつ、権利において平等なものとして生まれ、生存する**」とあるから、人権宣言のいう自由と平等とは歴史的起源はともかく、**自然法思想における自然権である**。
- ロ) フランス人権宣言の前文から第十七条までのどの条文にも「**人間の尊厳**」とか「**個人の尊重**」という文言は一言も出てこないし、**自由と平等との関係も記されていない**。例えば、「**個人の尊重**」で言えば、「**個人の自由を尊重**」すればその社会の「**個々人の間には必ず不平等**」が生じる。**自由と平等が「個人の尊重」に同じ根をもつというのは論理矛盾である**。
- ハ) フランス革命の現実を見ても、数十万人という人間が権力を握ったジャコバン党の独裁で勝手気儘に殺される状況が「人間の尊厳」「個人の尊重」の社会と言えるのか、ということである。

阿部らが、自由と平等の対立性という、自明の真理を何としてもくつがえそうと執念を燃やして、事実無根の嘘を重ねるレトリックを展開する理由は何か。言うまでもなく反・憲法原理である「平等」を、憲法原理だと言いたいからである。

“正しい自由”は価値であり、憲法はこれに奉仕する手段である。しかし、「平等」は「法（法律）の前の平等」を除いて“自由”を侵害するから憲法

原理ではない。むしろ米国憲法のように「平等の否定」こそは、憲法原理である。しかし、日本の憲法学者が、あらゆる歪曲と捏造をもって「革命のドグマ」にすぎない「平等」をもって、「憲法原理」である“自由”と同格にしようと躍起になる理由は、「自由ゼロこそが理想」と心底では考えている「フランス革命教＝ルソー教」の信徒だからではないか。

話を**平等主義のレーニンのロシア共産革命**に移せば、このときモスクワに住みレーニン革命を直接自分の眼でつぶさに観察した**ベルジャーエフ**は、次のように述べた。ソ連の七十四年史も、今まさに崩壊せんとする北朝鮮も、**暗黒の中の暗闇社会**であるが、ベルジャーエフはたった一年間の観察でそう正しく観察した。

ベルジャーエフ曰く、

「絶対的平等を求める要求は、始元的な未分化のままの混沌的暗黒状態に復帰せよという要求である」

「混沌的暗黒の底部に淵源をもつ、そこからの平等化強制の要求は、不平等の中に生まれた人間人格そのものを破壊しようとする企図である」

しかし日本では、「平等」は「差別」の反対であり、「差別」が“悪”だから、「平等」は“善”であると小学生以下の幼稚な発想に思考が停止したままにある。(小学生レベルで正しく思考すれば、「平等」は「自由」の反対であり、「自由」が“善”だから、「平等」は“悪”である)とすべきである。なぜ平等主義は必ず暗黒の社会をつくるかを二十世紀の世界史（ソ連、東欧、毛沢東の中共、ポル＝ポトのカンボジア、キューバ、北朝鮮）の事実の中に追及することすらしない、日本人は知力も知性も全く喪失した。

国家権力が「平等」政策を実行することは、不平等に創られている現実を平等に扱う強制行為をすることであるから、それは国家権力が個人の自由を一切認めなくて良いというドグマなくしてはできない。国民の自由を僅かでも尊重しなければならぬとなれば、いかなる平等政策も遂行できない。所得の差は能力の差と幸運の差によって必ず生じるのに、「所得の平等」を図ることは、貧困者以外の所得から貧困者の水準以上のものをすべて国家権力が強奪して「貧困の水準における平等」を強制することである。実際にレーニンはこれをテロル（大量殺戮）をもって強制した。「平等」要求が、「平等こそ正義」と考える狂気が、自由の圧搾と殺人を正当化したのである。

自由も美德も法秩序も、文明社会の文明性のすべては不平等の中に育まれて成長したものであるから、「平等」の強制は、“自由の死”“美德の死”“法秩序の死”を不可避とする。「平等」をもって「近代的」「進歩的」「善なるもの」と錯覚するのは、今や世界広し、といえども日本しかない。

人類の「平等」思想は、ルソーの『人間不平等起源論』（1755年）で初めて唱導された。ここでルソーは、事実の間違ひは多々あるが、全体のモチーフには首尾一貫していて論理明晰である。ルソーは、オランウータンなどの野生動物をもって「理想の人間」と妄想しつつ、これらが家族も私有財産も法律（民法、刑法）も皆無（ゼロ）であることをもって「理想」と考え、このような野生動物と化した「新しい人間」が創る社会をもって、「理想の社会（ユートピア）」「自然」と叫んだ。

そこはまた、“財産ゼロにおける平等”、“無家族における平等”、法律の廃止によって合法と違法に差別されない“無法における平等”の「平等の社会」であった。また、ルソーの描いた「理想の社会」＝「自然」は真善美のいずれも存在しないから、「真偽の平等」「善悪の平等」「美醜の平等」が体現された社会でもあった。つまり、無法と野蛮において野生動物並みとなった、人間が相互に「平等な社会」である。それが暗黒なのは、もはや自明ではないか。それとも真善美が全く消えた社会が「明るい」とでもいうのか。

レーニンは「経済」を**マルクス**に学んだが、「政治」は**ルソー**に学んだ。ベルジャーエフがモスクワで直接その目で観察したレーニンの革命社会が、ルソーの『人間不平等起源論』を忠実に再現していたのは、レーニンがルソー教徒であったからだ。なお、ルソーからレーニンに至る「**ルソー→フランス革命→マルクス『共産党宣言』→レーニンのロシア革命（＝第二フランス革命）**」という系譜は、思想の血統においては一直線につながった嫡流である。

かつて社会主義者であったベルジャーエフは、1917年から約一年間のレーニン革命をつぶさに観察して、すぐに『不平等の哲学』（1918年執筆、1923年刊）という世界的に有名な古典を書いた。

「平等」が、“自由”を侵害し、「不平等」が“自由”を擁護する、あるいは自由と平等は万が一にも両立しえない、という真理をベルジャーエフはレーニンを反面教師として初めて知ったのである。『不平等の哲学』は**ベルジャーエフ**

フの転向声明でもあった。

ベルジャーエフ曰く、

「平等に対する渴望は、人間の自由にとって常に最大のおそろしい危険である」

「平等は何よりも自由に対する侵害であり、自由の制限である」

「自由と平等の間にあるものは、調和ではなく、和解できない敵対的矛盾である」

「平等は自由を貪り喰ってしまう」

「民主主義的平等は、精神的生命の質を識別する能力（＝自由）の喪失である」

「創造は不平等と向上を要求する」

(B) 自由喪失の危機に立つ「平等教」の日本

日本の憲法学者は、実は本心では、自由が平等と万が一にも両立しないことを十分に熟知している。このために、日本の憲法学者の教科書のほぼすべてが、一般通念上の“自由”を擁護する思想や憲法的制度をさも存在しないかのように「抹殺する」。徹底した検閲である。もし彼らが、「平等」は“自由”を破壊しないと考えていたならば**パークやハイエクなどの“自由”に関する主要な思想や、コークなどの自由擁護の「制度」論**について、存在しているままに教科書に紹介し、自信をもって論破しておくだろう。（ある哲学思想を紹介して論駁せずに、それを紹介することを避けること自体が、その哲学思想の不戦勝を認めていることである）

例えば、“自由”のために「法の支配」の近代的理論化をなした史上最高の法曹家コークに言及して、それを論破するはずである。「自由の騎士」で天才哲学者の**パーク**をとりあげ、パークの自由論を非難するはずである。さらに、**平等主義が匂いすらない米国憲法とその解説書『ザ・フェデラリスト』**を真正面から否定するはずである。また、二十世紀における**自由の哲学で燦然と輝く「知の巨星」ハイエクの自由論**を俎上にあげるはずである。

しかし、「平等」を狂信する前述の阿部、野中の憲法教科書をみてもわかるように、他の諸外国の憲法学講座では決して欠くことのない、以上の世界的な思想上の業績や古典については口をつぐむ。「バーク」について、阿部らは次のように**一箇所のみ触れている**。**が、バークを百八十度逆に転倒したトリックとして紹介する**のである。

「古くはバークをはじめ、現在なお広くいきわたっている（自由と平等は両立しないという）このような考え方は、自由と平等の内容の捉え方によっても異なるが、抽象的であり、非歴史的である」

バークは下院議員という政治家であり、現実にはしか関心がない。そのいっさいの**抽象思考を排した哲人として世界史に名を残した大哲学者である**。また、**アクトン卿にヒュームの『英国史』に代わるべきであったと称賛されたバーク著『イギリス史略』があるように、歴史学においても天才にふさわしい水準の造詣であった**。

一方、**ホッブスにしろ、ルソーにしろ、彼らの方が、抽象的な思弁に徹し、歴史事実を全否定した**。ルソーは『人間不平等起源論』で「すべての事実を無視してかかろう」と述べている。阿部と野中は、意図的に、現実と歴史重視のバークを、抽象と反歴史のホッブスやルソーの同類だと、マジック・ショーさながらに、つくり話をしている。

また、阿部と野中は、「自由と一体となった平等表現はすでにフランス革命に先立ってヨーロッパに共通の近代自然法思想のなかに根付いていた」と、事実に反する虚説を神託のごとく大仰に述べる。だが、例としてあげるホッブスもルソーも自由を全面的に否定して、“自由ゼロの全体主義社会”をユートピアだと妄想した先駆者たちである。「自由の全否定」という信じられない狂気は平等主義の思考からうまれて展開されたことを、ホッブスやルソーほど端的に明らかにしたものは他にいない。

ホッブスは、平等について、次のように言う。

「人々はうまれつき平等である。自然は、人間を、心身の諸能力において……平等につくった」

そして、自由については、一般通念上の“自由”を転倒させる。人間の“自由”が侵害されてついにはその人間が殺害されるというまったくの“自由”ゼ

ロの状態について、このような「死」という“自由”の完全な喪失も「自由の行為である」と詭弁を駆使して「自由である」といってくるめようとする。黒を白だと言う、バカバカしい、悪ガキの強弁そのものである。

ホブズは言う、

「臣民各人は、主権者がおこなうすべての行為の本人であり、したがって主権者は、……どんなものに対しても権利を欠くことは決してない……。国家において、臣民が主権者権力の命令によって殺されてもいいということがありうるし、またしばしば生ずる……。そのようにして死ぬものは、その行為をする自由をもったのであり、……殺されても（自由への）侵害（をされたの）ではない」

ホブズは具体的には、次のようなことをイメージしているのである。英国の**ピューリタン革命**（1640～60年）後の共和制の独裁者**クロムウェル**に**無実の罪で処刑された英国国民は多いが**、これらの英国国民は主権者クロムウェルと一体であるから、主権者クロムウェルがおこなった処刑という行為は、処刑された英国国民本人の行為（＝自殺行為）であり、英国国民が自殺という自由を行使したのであり、主権者に自由を侵害されたのではない、と。この『**リヴァイアサン**』は、亡命中のホブズが独裁者クロムウェルの歓心を買いたいばかりに、クロムウェルたった一人に献上する予定で書いたものである。**人格破綻者ホブズの売春的な阿諛が『リヴァイアサン』のすべてである。**

ルソーは、ユートピアとして世俗的な絶対独裁者の全体主義体制を構想したホブズをさらに過激にエスカレートさせ、カルト宗教の教祖を絶対神的な独裁者とする宗教団体としての全体主義体制（＝「契約社会」）を提唱したのである。それが、『**社会契約論**』（1762年）であった。無所有（私有財産ゼロ）と無家族において完全平等な人間を理想としたルソーの絶対平等主義を論じたのが『**人間不平等起源論**』（1755年）であったが、このような完全平等な人間が集合して「社会契約」によってつくる人工国家が「契約社会」であった。

歴史もなく伝統も慣習もない、人工国家において、ルソーは自由ゼロの論理を次のように説く。社会契約によって、確かに“自由”をいっさい喪失する。しかし、代わりに「一般意志」（＝「立法者」＝独裁者）に支配された「市民的自由」を獲得するから、“自由”を喪失したことにならない、と。

あげくにルソーはあからさまに「市民」は恣意的に無制限に殺されるべし、

と説く。

ルソーは言う、

「統治者が市民に向かって『お前の死ぬことが国家に役立つのだ』というとき、市民は死なねばならぬ」

「この教理（＝「社会契約」）を公に受け入れたあとで、これを信ぜぬかのように行動するものがあれば、死をもって罰せられるべきである」

このルソーやホッブスでわかることは、両名とも「人間は平等⇒人間の“自由”はゼロであるべし（＝“自由”の喪失は「自由」という詭弁）⇒独裁者は人間をいくら殺してもよい（＝人間の“自由”はゼロであるから“生存の自由”もゼロ）」という論理を貫いている。「平等」の絶叫がこだました革命フランスがテロルの巷と化したのは、「平等の宗教」が「テロルの宗教」とコインの裏表の関係であったからである。そして、この阿部と野中だけでなく日本の憲法学者の多くはルソーやホッブスの大量殺戮（テロル）の論理を崇拝して「憲法学」をつくりあげている。辻村みよ子のような、フランス革命の大量殺戮の指導者であるロベスピエールに心身を捧げている憲法学者が次々に輩出するのはこのためである。

生命の尊重に逆行し生命の軽視や生命の無視を原点とする「平等主義」においては、当然に「人間の尊重」など初めから弊履のごとく棄てられていて存在していない。真に「人間の尊厳」を考えるならば、「平等主義」の排撃がまず出発点とすべき一大前提であろう。「人間の尊厳＝個人の尊重」は、「平等主義」があっては棲息できないし、人間の差別化において初めて現実となりうる。「人間の尊厳」は“不平等が大切にされ、人間の絆が伝統と慣習につながれた社会”において初めて顕現されうる。

英国も米国も、憲法において「平等」を排撃するし警戒を怠らない。「平等」は、自由ばかりか、生命や財産（幸福追求）まで危うくすることを知っているからである。フランスも第三共和国憲法以降になると、「平等」を敬して遠ざけて、1789年のフランス人権宣言を、どこか外国の歴史であった他人ごとかのごとくに扱っている。世界広し、といえども、フランス人権宣言のままの「平等」にはしゃいでいるのは、今や日本一ヶ国である。

(C) 「個人の尊重」——倫理・道徳と自由を剥奪する思想

日本では、憲法学者のプロパガンダの効あって、「**個人の尊厳**」とか「**個人の尊重**」(現憲法第十三条)とかが、何か高慢な思想のごとく錯覚されている。そして、その第十三条にある「個人の尊重」について様々な“学説もどき”が賑わっている。が、「個人の尊重」も「個人の尊厳」も、実は憲法としてはきわめて有害無益で危険思想である。

(憲法第十三条)

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」

(憲法第二十四条第二項)

「2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」

なぜなら、この第十三条(ルソー教徒のロウスト中佐起草)でいう「個人」は、個人が皆バラバラで対等なルソーの「平等」思想から生まれた、アトム(原子・個体)となった「個人」を指している。**ハイエクの言う「偽りの個人主義」の「個人」である。**伝統や慣習と一体となった人間と人間の間の紐帯をもつ「正しい個人主義」の「個人」ではない。そのようなアトムの個人は、複数の「**中間組織**」(家族、階級、ムラ、カイシャ、教会、・・・)に包まれていないから、伝統や慣習や権威の宿る情報の継承がなされないため、自由や幸福を追求していくガイドラインすら欠く。このため、自由や幸福とは無縁な人生しか歩むことができない。

「個人の尊厳」「個人の尊重」のアトムの個人は必ず、根無し草的・夢遊病的な人間いわゆる、(幾つかの「中間組織」のどれにも貴族できない人間である)「**マージナル・マン**」に堕ちてしまう。自由以前のヒトへの転落である。アメリカの著名な社会学者**ニスベット**は次のように述べている。

ニスベット曰く、

「家族、宗教団体、そして地方共同体・・・の(中間組織の)絆から人間が解放されたあとに得るものは、自由と諸権利ではない。耐え難い孤独と恐ろしい不安と悪魔的劣情への従属である」

要は、個人を尊重してくれる「中間組織」から解放されたら、当たり前だが、

「個人の尊重」そのものが生じる基盤が全く消えているので、「個人として尊重される」ことを望んでも不可能である。つまり、「個人の尊重」を欲するならば、この個人を包む伝統と慣習の「中間組織」が大切に保守されていることがまず絶対的前提となる。

すなわち、**憲法原理はあくまでも「中間組織（特に最も重要なのは“家族”）」の保守**であって、**「個人の尊重」は憲法として排除すべき、危険な反・憲法原理である。**

このことは、ヒトラー・ドイツやレーニンのソ連の惨たる歴史において証明された。

レーニンもヒトラーも徹底的に「中間組織」を破壊したが、それは国家権力が国民一人一人を直接的に支配することを可能とする、個人を“裸の個人”にするためであった。個人が家族や教会やそのたの中間組織から「解放」された時、個人は自由を手にしたのではなかった。巨大な全体主義という機械の、“小さな歯車の一つ”になっていた。すべての自由を喪失していた。

各個人が、国家権力の前に「平等」に並べられたら、個人はこの全体主義国家という機械を動かす、「献身」と「熱狂」とを強制される、小さな“一個の歯車”になるしかない。**「個人の尊重」を定めた現憲法第十三条は、日本を全体主義に移行せしめる危険条項の最たるものである。アーレント**は、ヒトラーやスターリンの体制と個人の間を次のように言う。

アーレント曰く、

「共通の世界（＝「中間組織」）が完全に破壊され、（個人が）内部に何らかの相互関係をもたない大衆社会、（つまり、個々の個人は）単に孤立しているばかりでなく、自分自身以外の何物にも頼れなくなった相互に異質な個人が同じ型にはめられて形成する大衆社会、が成立した時初めて、全体的支配は、全権力を揮^{ふる}って何ものにも阻まれずに自己を貫通し得るようになる」

現憲法第十三条の危険性は、以上のことばかりでない。「個人の尊重」が日本人をして、無道徳国家・無道徳人間に墮していき、悪魔的な負の働きをするからである。家族のない、伝統や慣習のない社会では個人にも社会にも、倫理や道徳は全く存在せず、ゼロである。第十三条を書いたロウスト中佐は実際に

ルソーの“理想の人間”である「倫理・道徳を失った野蛮な個人」から、この「個人の尊重」を考えついたのである。

なお、**ルソー**は、このような「個人」を再集合させて「契約社会」をつくることを考えついた。それが『社会契約論』である。**J・S・ミル**も個人単位で人間社会を観るが、ミルもまた、ルソーと同じく無道徳社会や無道徳人間を理想だと妄想した。「平等」は、反・倫理と反・道徳を前提としない限り実現しないから、この「平等」と不可分のアトム化した個人もまた、倫理や道徳から「解放」された野蛮人とならざるを得ない。

しかし、国家も個人も、倫理・道徳的であることが正しく、憲法とはまさしくそれを定めるものである以上、憲法から「個人の尊重」が排斥され、「中間組織（特に家族が重要）の保守」が明記されるのが、正しい憲法である。

この意味で、「個人の自律」や、このような非常識で間違った「個人」を再集合させる「相互の協力」という、ルソーの社会契約論の亜流をもって「理想である」として、それらの文言を前文に入れてはしゃいでいる**読売憲法試案**とは、何のことはない、その本心においてレーニンやヒトラーの全体主義体制を理想としているからである。

このような**読売憲法試案**とは議論されるまでもなく**廃案**である。迫りくる日本最大の危機は、全体主義の煙が濛々とたちこめている読売憲法試案に、何の危険すらも嗅ぐことのできない「無教養民族・日本人」に日本人全体が知的劣化してしまったことの方かも知れない。

➡リンク：**読売憲法試案**

④大量虐殺を生んだ「政教分離」——無神論による神道・神社の絶滅運動

(A)世界が拒絶する「政教分離」

「**政治（国家、政府）と宗教の分離**」などという、フランスにおける1789年の不可解で奇怪な政治教理（ドグマ）は、フランス革命を巨大な炎となつてつつみ、それを凄惨な殺戮の「宗教内戦」へと牽引した。このように「政教分離」は血塗られた出生をもつ。このようなものを近代の憲法原理だと考える国は、あえてあげるとすれば、小声でつぶやく程度のフランスヶ国を除けば、日本だけしかない。それ以外の世界の百九十ヶ国においては全く存在し

ない。妄理の最たるものだからである。

ところが、米国が、このフランスとともに、数少ない「政教分離」の国であるとの謬説を唱える憲法学者が日本に多い。現実には、米国憲法のどこにも「政教分離」などは存在しない。しかも、それは修正第十一条だという。
(米国憲法 修正第一条)

連邦議会は、国教を樹立し、若しくは信教上の自由な行為を禁止する法律を制定してはならない。また、言論若しくは出版の自由、又は人民が平穩に集会し、また苦痛の救済を求めるため政府に請願する権利を侵す法律を制定してはならない。

つまり、修正第一条には「国教の樹立の禁止」と「信教の自由の保障」としか明記していない。つまり、「国教の樹立の禁止」をフランス革命で生まれた「政教分離」と言葉をすりかえているのである。

イ) 米国の場合

国教とはその国の国民が信じるべきものとして、国家が認め、法律によって保護などの特権を与えている宗教 (=信教の自由を侵害する)
⇒「国教樹立の禁止」と「信教の自由の保障」⇒**「国家の非宗教化」を意味しない＝国家と宗教の関わりを否定していない。＝「政教分離」ではない。**(つまり、**国家が特定の宗教(キリスト教等)と関わりを持つと、国教化して国民に強制せず、国民の信教の自由を認めるならば、「合憲」である。国家と宗教を分離せよ、などとは一言も言っていない。)**

ロ) フランスの場合

(フランス憲法第一条)「フランスは、不可分のライクな(=国家は**非宗教化されて＝宗教から中立して**)、民主的かつ社会的な共和国である」⇒**「国家は非宗教化されている」＝国家と宗教の関わりを否定している。＝「政教分離」である。**

日本の憲法学者の多くは詐言とトリックの名手である。

“国家の宗教的中立化が今のフランスの「政教分離」であり、その内容は全四十四カ条からなる1905年の「政教分離法」において明示されている。

以上のことから、日本の憲法に「政教分離」条項が必要であるという主張とは、世界的には例外中の例外である、フランスの「政教分離法」を日本国憲法上の規定とすべきである、という主張である。がもし、そう主張するならば何故そうしなければならないのかの理由が必要である。だが、四文字スロ

ーガン「**政教分離**」を鉦や太鼓で喧伝する、日本の憲法学者のその教科書のどこにも、この理由について書かれていない。

あるいはなぜ日本は、フランスではなく**英国国教会を“国教”とする英国を参考にしてはいけないのか**、同じく国教をもつスウェーデンを参考にしてはいけないのか、これも説明がない。あるいは、**輸入すべき憲法思想はなぜ、米国の「国教樹立の禁止」だけではないのか**、これも説明がない。つまり、国際的に例外中の例外たるフランスの特殊ケース、しかもフランスも振り返りたくない 1789 年革命段階の「政教分離 (=キリスト教潰し)」をもって、普遍的に近代憲法の原理だと強弁している憲法学の教科書とは、明らかに、真つ赤な嘘をついている。これほどの嘘をつかなければならないのは、日本の憲法学者が本心を隠しているからである。

日本の憲法学者の約九割は**マルクス・レーニン主義**の信者か少なくともそのシンパであるから、「宗教は熱狂的な信仰を生み、**その団体は結束力ある中間組織となる**」と考え、あるいは「特に**神社神道の復興は、皇室神道＝天皇尊崇の強化となり、天皇制の廃止の『コミンテルン 32 年テーゼ』に逆行する**」と考え、宗教（特に**神道**がターゲット）の絶滅が絶対的真理であると信仰している。いわゆる無神論もしくは理神論（＝無神論の分派、人間の理性を神とする邪教）者である。そして、フランスの「**政教分離**」は、1789 年の革命とともに発生したが、それは、**ヴォルテール系の無神論や、ルソーとロベスピエール系の理神論**の立場から、実態的には国教の状態であった、キリスト教（カトリック）絶滅の論理としてつくられた。「政教分離」は、既成宗教を根こそぎ破壊する「革命の教理」であった。

だから、日本における「政教分離」の運動は、この革命フランスと同じく、日本土着で日本の伝統（伝統の中の伝統は皇室・天皇）と慣習と不可分の関係にある**神道（神社神道、皇室神道）**を主としてターゲットとする。神道絶滅の反宗教運動が、「政教分離」の名の下に正当化されている。訴訟となった、津市地鎮祭事件、国鉄南延岡駅神棚事件、箕面市忠魂碑・慰霊祭事件、自衛官護国神社合祀事件、八街町民葬補助犬支出等事件、愛媛県知事玉串料等奉納事件、鹿児島県知事大嘗祭参列事件、・・・は皆、**神道に関わっている。**ところが、仏教系・キリスト教がらみのものは皆無に等しい。**伝統破壊（＝天皇制廃止）を主義とするマルキストやコミュニストである憲法学者にとって仏教やキリスト教はどうでもよいのである。**

フランスにおいてカトリックはフランス民族のほぼ全員の信仰の対象であり、それを通じてフランスの歴史・伝統・慣習のかなりの部分が形成されている。宗教は各個人の内面の信仰だけでなく、その民族社会全体の文化と深くかかわりあっており、このため既成宗教から国民を切断することは、国民をして、民族の過去からの切断、社会全体からの切断に導く。その結果、国民は人間性を喪失して記憶喪失的な「無機質な人間」に変質する。人間の人間性は、伝統と慣習から形成されている。革命フランスは、伝統を喪失した「新・人間」による「新・宗教（理神教＝無神論）国家」創造へと突っ走っていった。既成宗教カトリックの撲滅が第一段階（1789～93年）である。そしてこの既成宗教カトリックの壊滅とともに、革命は新しいカルト宗教づくりの第二段階（1793～94年）に入って行った。人間の理性を「最高存在（＝神）」として崇める、要するに人間の理性が「神」だと狂妄する新しい宗教（理性教）＝無神論の創造が進んでいった。「最高存在」（＝理性神）は、「国民会議は、最高存在前に、……宣言する」と、すでに1789年8月の**人権宣言の前文で、「国民会議は、最高存在の前に……宣言する」とアピールされていたから、この狂気が着実に計画的に進展していったのである。1789年フランス人権宣言とはモーゼの十戒をイメージして、理神教の経典としてつくられたことがよくわかる。「フランス人権宣言」についての、このような解釈は今日、世界の常識である。**「フランス人権宣言」を何か近代の政治進歩のメルクマール（指標）かのように喧伝し、そう錯覚しているのは、**今日では日本と国連に潜む共産主義者だけ**である。

フランス人権宣言について、日本ではそれを近代的な政治上の宣言だとのプロパガンダが盛んである。日本の憲法学者は読めないふりをして嘘八百の解説をする。しかし、「フランス人権宣言」とは、フランスをもって、この理性神を拝むカルト宗教的な宗教国家に改造すると宣言している宗教宣言の文書であるのは明らかだろう。

世界的古典の一つとなった『**米国デモクラシー**』の著者**トクヴィル**は、別の書でフランス革命を次のように分析している。

トクヴィル曰く、

「フランス革命は、フランスの改革というよりも人類の再生を目指していた節がある……フランス革命はそれ自体、ある種の新しい宗教となった。実に、この宗教には神もなく礼拝もなく、また来世もないけれども、イスラム教と同様、全地上を自らの兵士、布教者、殉教者であふれさせた未完の宗教とな

った」

ドウソンもトクヴィルと同種の観察をなしている。

ドウソン曰く、

「ロベスピエールは新しい教会の法王であったのであって、これまで彼以上に精神的権力の優越性を擁護しようとした法王はいない。……断頭台は『自由の樹』と同様にジャコバン的理想の象徴であり、『自由の女神』は（生贄の血を捧げる）人間の犠牲の伝統的な儀式によるのでなければ、なだめることのできない嫉妬深い神であった。革命の広場の彼女の像の前で毎日絶えず増加する被害者たちの犠牲を捧げられたのであって、……処刑は、その個人的・司法的性格を失って、非個人的・象徴的なものになり始めた」

日本の「政教分離」の学説は、フランス革命から生まれたこの時の既成宗教絶滅の教理をそのまま用いている。フランス革命のキリスト教つぶしをそのまま“神道つぶし”に応用している。革命を成就させる、特定宗教撲滅の政治的詭弁の活用である。

なお、マルクス・レーニン主義は無神論なのか理神論なのかについては、定説はないが、レーニン廟でレーニンのミイラを崇めているロシア共産党員や、金日成の廟で同様なことをしている朝鮮人を見る限り、ロベスピエールと同様に、理神論でないかと思われる。完全な無神論者とは、死後の靈魂を認めず、死体を石や土と同じモノとみるからである。以下、「無神論」で双方を含むものとする。（理神論とは「人間の理性」を「神」とするものであって、一般通念上の宗教における“神”の観念とは異なるため、無神論に分類する）

話をフランス革命に戻せば、そのキリスト教の撲滅の教理が「政教分離」であったように、「政教分離」は「信教の自由」を否定する、悪魔の思想である。**簡単に言えば、「政教分離」とは「国家による無神論の国教化（強制）」である。だから、「信教の自由の否定」である。**

「政教分離」こそ、異論の余地なく、反・憲法原理として排除しなくては
いけない。一方、「信教の自由」は普遍的な憲法原理と考えてよい。故に日本
国憲法の第二十条と第八十九条が「政教分離」を定めていると言うのであれ
ば、そのいずれも「信教の自由」の部分のみを除き、削除しなければならない。

（憲法第二十条）

「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国

から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。」

(憲法第八十九条)

「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」

宗教と国家（政府）の関わり方はすべて伝統と慣習に従うべきものである。この故に憲法を含めて法律がこの「伝統と慣習に基づく、宗教と国家の関係」に反したことを定めるとすれば、それ自体「“憲法”の本義」（＝国家の歴史・伝統・慣習の中に継承されてきた“法”を明文化するもの）に反する。あえて憲法上に定めるとすれば「信教の自由の保障」のみであろう。

このほか、どうしてもと言うならば、米国的な「国教を定めないこと」のほか、信仰の自由を破壊する無神論者などによる宗教破壊活動を禁じることであろう。

(宗教破壊活動の禁止)

「宗教の破壊活動を画策し、これを行うことは認められない」(条文案)

なお、明治政府が国教化した「国家神道」はそれと抵触しない限度内で信教の自由を認めていたが、満州事変から大東亜戦争にかけて国家神道は強化され天皇制イデオロギーと超国家主義と聖戦の根拠となったとする GHQ の見解により、「神道指令」が指示された経緯を踏まえれば、**米国的な「国教を定めないこと」という条文も規定しておく方が望ましいであろう。**

(B) 皇室の祭祀と靖国神社——「政教分離」からいかに守るか

日本では、無神論者は野放しである。「神」を戴かない無神論者とは、必ず自らを絶対神と狂妄しているから、「神と」同じく他の人間の生死を司ることができる信じていることが多い。このため、大量殺戮に至る者がでる。また、無神論者は、すべての既成宗教を破壊せんとする情動をもつ者が多いから、日本で言えば他人の神社仏閣への参詣の行為すら憎悪の対象となる。他者の宗教信仰へのいわゆる“寛容”という人格に欠ける者が多い。

福岡地裁の亀川清長裁判長も、無神論者であろう。このため、小泉首相の2001年8月13日（必ず8月15日に、と公約していたが国民を欺いた）の靖国神社参拝に対して、憲法二十条第三項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」＝「政教分離」に違反した、との**傍論（盲腸意見）**を判決に付けた（2004年4月7日）。なお、主文に関係しない、このような「個人的見解」を判決につけるのは、民事訴訟法を改正して禁止する必要がある。

総理大臣の靖国神社参拝とは“戦没者の英霊”を追悼する気持ちを国家として表明する儀礼である以上、それに宗教性があるのは当然であろう。宗教性の全くない、“英霊”の追悼など存在しえない。だが、**「宗教性」のある追悼をもって、「国家による神道の布教という宗教活動だ」とするのは不見識・非常識の極み**である。“宗教性を帯びること”と「宗教活動」とは全く次元の異なる概念である。総理は、この参拝において、靖国神社への参拝を国民に呼びかけていない。財政的に困窮する靖国神社への資金援助を国民に呼びかけていない。国会議員や裁判官や官僚など数百名とともにそこで追悼式典をしたわけでもない。玉串料十億円を税金から奉納したわけでもない。これのどこが、国家の「宗教的活動」にあたるのか。

あえて、小泉総理が批判を受けるとすれば、自民党総裁選時に「必ず8月15日の“終戦記念日”に参拝する」と公約しておきながら、中国・韓国とそれに内通する（マネートラップかハニートラップにかかって、中国の言いなりの）国会議員及び左翼マスメディアの内政干渉に屈して参拝日を8月13日にずらして国民を欺いておいて、そのことについて国民に謝罪もしなかったことである。

この福岡地裁判決が、無神論者の反・神社（神道）闘争の一翼を担っているのは、この違憲判決が**憲法第二十条第三項**を、捏造に近いほど曲解していることにおいても、明白である。

憲法第二十条はそれを起草した GHQ 民政局の作業において次のように記録されているように、“教会（宗教団体）と国家の分離”を定めた条項であって**「宗教と国家の分離」**ではない。

「本条は、運営委員会により、簡略にされ、修正され、信教の自由を正面か

ら保障し (a straight forward guarantee of freedom of religion)、かつ教会と国家の分離 (the separation of church and state) を規定するものとなった」

つまり、**第二十条の趣旨は「信教の自由の保障」と「国教会（＝国教）の樹立の禁止」のみを定めた米国憲法修正第一条と全く同じではないのか。**

とすれば、国家と宗教の関わりを否定するものではないのではないか。

憲法第二十条第三項とは国家が国家予算で国民に靖国神社参拝を呼びかけるパンフレットを三千部ほど刷り全世帯に配したりすること（神道という国教樹立を呼びかけること）を禁じていると解釈されうるかも知れないが、天皇陛下の御幸（御親拝）や総理や他の大臣の参拝問題に関わるような文言は一切存在しない。「政教分離」という、共産革命のための政治用語は、「**政府と教会（宗教団体）の分離**」という**米国憲法的な意味**から、**日本共産党シンパの憲法学者**によって「**政府と宗教の分離**」へとすりかえられた。歪曲されたのである。この状況の打開と治療は、**この憲法第二十条第三項を削除する**のが確実である。

ちなみに、この 1947 年からの現憲法第二十条のもとですら、次のように、**もともと靖国神社参拝はなんら問題なかった。**参拝が不自由になったのは、隠れ共産主義者で神道絶滅イデオロギーの信徒であった**三木武夫**首相が、1975 年（昭和 50 年）8 月、「**靖国参拝を私人の資格でしました**」と極左マスコミと事前打ち合わせをした上で発言したことに始まった。天皇・皇后両陛下には「私的資格」などはありませんから、その御親拝が不可能となった。

その上に、憲法解釈の問題ではないが、1985 年からは、中国共産党の「A 級戦犯合祀はけしからん！」という単なる内政干渉の戯言が、無視すれば済むのに、わざわざ日本側にそれをもっともだと呼応した**中曽根康弘**（後に詳しく述べているが、**中曽根康弘は保守主義者を演じているが、正体は極左中の極左である。**）のような人物がいたことによって政治問題となった。中国の靖国神社に関する内政干渉は、日本を中国の属国とみなす、**古来からの中華秩序思想による意図**と、**中国共産党政府の失政に対する中国国民の反発をそらし、日本への反発に転化させる意図**からである。中国共産党政府は「大東亜戦争で日本軍ために犠牲になった中国国民の“英霊”に対する冒瀆だ」などと言うが、本心ではそんな事には全く関心など無い。なぜなら、大東亜戦争終結後も中国国内では蒋介石の国民党と毛沢東の共産党が交戦状態にあって多くの自国民

の犠牲を出しているし、中国共産党勝利して中華人民共和国を建国した後も**毛沢東は文化大革命で数千万人（最低二千万人から二千五百万人、最大五千万人位という研究もある）の中国人民を殺戮している**からである。

そんな国に内政干渉を受けてもつともだと呼応し、自国民の“英霊”を国家として追悼できない、日本政府とは恐るべき無能政府としか表現できまい。加えて言えば、いつまで、日本国民に、六十数年前の戦争（それも日中平和友好条約締結（1978年）、日韓基本条約締結（1965年）で戦争処理は完了している）のことを謝罪させ続けるつもりなのか。しかも、なぜ、中国／韓国の虚偽と偽造だらけの歴史の押し付けに反論もせず、謝罪ばかりするのか。日本政府は、中国や韓国の偽造だらけで、真実などほとんどない、歴史教科書の内容を承知しているのか。そして、将来生まれてくる子孫にも未来永劫、偽造の歴史に対して謝罪を繰り返させるのか。国民を馬鹿にするのも程々にしてもらいたい。

話を戻すと、昭和天皇は戦後八回、現憲法下で七回も靖国神社に御親拝されている。今上陛下は、皇太子時代に四回、御親拝されている。

戦没者の御霊を祀る靖国神社は、日本という国家が永続するための生命源の一つである。靖国神社の擁護は、そのことにおいて真正の憲法原理である。

とすれば、現在の憲法第二十条は、わが国の“あるべき憲法”に抵触している。“あるべき憲法”に違反している。“信教の自由の保障”部分を除き現憲法のこれら関連の条項すべてが削除されねばならない。

また、日本国の至宝である、二千年近い伝統において発展してきた皇室の祭祀と儀式に、「政教分離」などという、十八世紀フランス暴力革命の教理を介在させてはならない。つまり、憲法第二十条（第一項前段を除く）と第八十九条を全面削除するのは当然だが、それとともに次の条項を規定しておく必要がある。

（皇室の祭祀と儀式の聖性）

「皇室の祭祀ならびに儀式の聖性は、これを侵してはならない」（条文案）

加えて、英国における慣習法（コモン・ロー）に相当し、明らかに“法”として今も生きている旧・皇室令についても、形式的には「復活」という形になるが、この“法”は明文化され法令にしておくべきであろう。1989年1

月の昭和天皇の崩御に伴う「御代始め」の儀式には五つあった。踐祚、改元、

御大喪、即位の礼、大嘗祭である。ところが政府は、日本国の“法”たるこの諸儀式に関して、共産主義者の巣窟たる朝日新聞ら極左の諸団体からの「政教分離」の大合唱に屈して、この“法”に手を加えたのである。自ら違“法”を犯したのである。やはり旧・皇室令については、政令でよいのであるから、すべて復活しておかねばこのように一時の政治判断で枉げられてしまう恐れが多い。「法の支配」に立つ自由日本も、これでは崩れていくしかない。

以下、例をあげる。

御大喪（1989年2月24日）の“葬場殿の儀”を、姑息にも何と「葬場殿の儀」と「大喪の礼」の二つに分割し、

- イ) 「葬場殿の儀」⇒皇室の儀式
- ロ) 「大喪の礼」⇒国の行事

この儀式の分割の証として、儀式の途中で、鳥居と大真榊を撤去したのである。国民の多くは啞然とした。この鳥居は、神道における神域の標識ではなく、古来より葬儀において天皇の葬儀を象徴するものであったから、これこそ天皇を戴く日本国の国体そのものへの損傷でなくて何であろうか。

次に、同年一月七日の、踐祚の四つの儀式についても、二つを皇室の行事、二つを国事とする、姑息な分割をもって「政教分離」に屈したのであった。

- イ) 「賢所の儀」「皇霊殿・神殿に奉告の儀」⇒皇室の儀式
- ロ) 「剣璽渡御の儀」「踐祚後朝見の儀」⇒国の行事

さて、「三種の神器」、すなわち賢所の“鏡＝八咫鏡（やたのかがみ）”、と“剣＝草薙剣（くさなぎのつるぎ）”“璽＝八尺瓊勾玉（やさかにのまがたま）”とは、その名の通り不可分である。ところが、前の一つ“鏡”を皇室の儀式、後の二つ（剣と璽）を国の行事に分割したのである。どうして「三種の神器」を分割できるのか。さらに、1959年の今上天皇の「結婚の儀」における「賢所の儀」は国の儀式であった。政府の姑息は、明らかに皇室の伝統を破壊している。

また、1990年11月12日の「即位の礼」においても、恥ずべきことがなされた。

イ) 御祝いの言葉を述べる**海部首相**が**燕尾服（洋装）**であった。**東帯の古装束**でないのである。さらに、この儀式において、**伝統をいっさい無視して「臣下」たる海部が宮殿にのぼるという非礼を極めるものをなした。海部俊樹が共産主義シンパであったことと無関係ではない。**

ロ) さらに、**万歳旛**^{ばんざいばん}の「万歳」の文字の上「**巖**」^{いっぺ}の刺繍と**大錦旛**^{だいきんばん}に描かれた**八咫鳥（やたのからす）**と**靈鷲（れいし）**が**記紀（古事記、日本書紀）**の**神武天皇東征の神話**に由来するという理由において削られた。神話は、**神話として事実である。神話は「真実」の物語とは言いきれないが、そのような物語が古来より継承され、信じられてきたという点で神話として“事実”である。また、神話の“事実”が存在した歴史は“真実の歴史”ではないか。神話否定こそ歴史事実の全面破壊へと通じている。**

皇室の祭祀・儀式のすべてに関して、日本国民は最大限にそれを擁護する“世襲の義務”を負っている。二千年近い歴史に息づく皇室の祭祀・儀式に国民が一体となってそれにつつまれるのが、我が日本国の高貴なる伝統であり、それこそが日本の憲法（国体）である。生きている国家は過去の産物であり、過去への尊崇において現在があって、その延長に未来への生命と活力を手にする。それ故に皇室の祭祀・儀式は「時効」の国体である。「時効」に変更を加えることは反憲法の暴力である。

文明の政治とは荘重で伝統的な儀式と不可分であり、これを欠いてはこの文明性を維持できない。そして伝統的な儀式とはいかなるものも**必ず宗教色豊かなもの**であって、**宗教色の一掃は赤い広場の軍事パレードしかなかったソ連のごとくに、必ず非文明の野蛮に退行する。マスゲームと軍事パレードしかない北朝鮮をみてもわかる。しかもこの宗教を絶滅した野蛮なソ連も北朝鮮も国家として存続する能力を喪失した。**

一歩その逆に、世界の科学技術の大半をリードする超大国として発展する**米国**は、**その実態は国あげて宗教的である。もともと宗教的であることを絶対不可欠だと考えて、この宗教重視において建国されたのであるから当然であろう。自由ある文明国として大なる発展をしたいのであれば、米国を見習え、とばかりに国家は宗教性と分離してはならぬことを証明しているのが米国である。「建国の父」ハミルトンは次のように述べた。**

ハミルトン曰く、

「政治的繁栄に導くすべての気質と習慣のなかでも、宗教と道徳こそは欠く

ことのできない支柱である」

「国民的道徳が宗教的原理を排除しても維持できるとは頭で考えても、経験からしても、思えない」

なお、米国憲法のどこにも「政教分離」の条文はない。米国では、四年ごとの大統領就任式も、その他の国葬や戦没者の追悼式典も、すべてキリスト教式でとり行われている。また、教会、裁判所、軍隊などにはすべて専属牧師（チャプレン）が配置されている。連邦議会はキリスト教の礼拝堂がある。また、すべてのドル紙幣にも「我らは神を信ず（In God We Trust）」と印刷されている。米国政府の中に非宗教性を見出すことは不可能である。

宗教性こそ、文明と自由と美徳に欠くことはできない。**国家（政府）から宗教を剥奪したソ連では六千六百万人が殺害された。宗教否定は、野蛮と残虐への人間の退行、いや人間の悪魔的な非人間化を確実にする。**

(4) 亡国に至る、三つの憲法改悪—— 一院制、首相公選、地方分権

日本では今まさに本格的に始まろうとしている憲法改正は、米国社会を追放された「アメリカのはぐれ者たち」が書いた現在のGHQ憲法よりはるかにひどい、“憲法改悪”の方向に突き進むだろう。現に、読売新聞社が社をあげて鳴り物入りで宣伝するその憲法試案は、GHQ憲法を数十倍もひどくした、改悪の見本となった。

例えば、驚くことに、読売試案はその第六十三～六十六条で、「憲法裁判所」という名の下に、数十万人を虐殺したジャコバン党のテロルと独裁の国家機関である「公安委員会」(1793年4月設置)をこの日本に再現しようとしている。ロベスピエールら僅か十名程度からなる「公安委員会」は、「国民公会」(国会)を完全に支配してその残虐なテロルの実行者となったが、**読売の「憲法裁判所」の権限は、これと全く瓜二つである。**

この「憲法裁判所」の九名の裁判官は、日本国全体の条約、法律、命令、規則、処分につき、最高裁判所の権限をはるかに凌駕して、勝手気儘にそれらの無効を宣言する権限を有する(第九十四条)。その決定を“不磨の大典”とすると定めている。(第九十五条)この条文は「その決定は、それ以降、あらゆる国及び地方自治体の機関を拘束する」とし、「憲法裁判所」の決定はそれ以降、**国会の立法によっても最高裁の判決によっても、一切変更（改正）でき**

ないとする「超独裁機関」である。

要するに、最高裁判所を最終審と認めずその地位を下級審にして、また国会の立法を勝手気儘に廃止でき、さらに内閣（行政）の締結した条約をも勝手気儘に廃棄できる、無制限の権力を与えられているのが、読売「憲法裁判所」である。むろん日米安保条約は直ちに「違憲」の一言で廃棄される。象徴天皇制も「国民主権に矛盾するので違憲」の一言で廃止できる。**読売試案は、国民の“自由”にとって非常に危険極まりない「最強の改悪案」であり、すべての日本国民は一切無視すべき類のものである。**

司法による「違憲立法審査権」は米国憲法の「発明」であるが、この米国憲法には憲法裁判所などない。通常の裁判所が、訴えられた具体的な事件ごとに審査して、稀に法律の違憲性が判決とされる。これが違憲立法審査権の実際である。また、米国の立法に対するこの司法審査の制度は、「建国の父」アレクサンダー・ハミルトンの理論に従って、三十四年間も最高裁長官の職にあったジョン・マーシャル（1801～35年）の判決を通じて確立していったものである。が、**日本では東京大学法学部を始め、このハミルトンについてもマーシャルについても戦後一度も講義されたことはない。そもそもハミルトンが「建国の父」であることすら日本では知られていない。トマス・ジェファソンだと虚偽を教えられている。**ジェファソンは、米国が建国される1787～88年にはパリ在住の公使であって、建国の作業には一切かかわっていない。独立宣言（1776年）の思想と、それから十年後の統一国家の建国とは思想的に峻別されるべきである。

米国が、違憲立法審査のアイデアを得たのは、英国のコモン・ローを教養としていたからである。コークの『英国法提要』やその『判例集』を米国のエリートたちが座右の書として精読していたからである。**だか、東京大学ですらコークはまったく授業されたことはない。**コモン・ローの概念やハミルトンの思想に精通することなくして、どうやって違憲立法審査というものを理解できるのでしょうか。

読売試案は読売新聞社調査研究本部が中心となって書き上げたものだが、そこは**社内の共産主義者の巣窟**と言われている。彼らが読売新聞社全体を代表しているわけではないが、社員の一部であっても、憲法改正の動きに便乗して、共産党による国家篡奪に協力しようとしていることで、読売新聞社としての社会的責任が免除されるわけではない。同様に、読売新聞社以外の団

体であれ個人であれ、**憲法改正の推進という仮装（内容は改悪）**において「**変身した共産革命**」「**チャールズ・ライク著『緑の革命』（1970年）**が説く、**暴力を要しない、新世代の革命**」を遂行することは今後ますます増えるものと思われる。国民は油断してはいけない。

以下、憲法改正の動きの中でも、「最も危険な改悪のケース」を幾つか挙げて論及するのは、このような深刻な「憲法改悪論」の横行に対する対処と“憲法改正論”の識別の基礎的知見を提供するためである。

憲法改悪思想（=反・憲法原理）のワースト・セブンは次のようなものである。

- イ) 「首相公選制」
- ロ) 「憲法裁判所」
- ハ) 「地方分権」
- ニ) 一院制（参議院の廃止）
- ホ) 環境権及びその他の無闇矢鱈な「権利」の羅列
- ヘ) 得体の知れない「市民グループ」が地方行政を牛耳れる「情報公開制度」
- ト) 憲法改正手続きを低い敷居にして簡単に憲法改正できるようにすること。

今では、**改正派の過半は、天皇制廃止を真正面の射程**においでいる。「**改正派=保守**」というイメージはもう古い。現実離れしている。護憲からこっそりと移動した「**改正派=極左**」が、**今や改正論者の主流になりつつある。**

上記のホ)「権利」のオンパレード的羅列は、倫理・道徳と不可分の「義務」について、その軽視を今以上に煽ることになるだろう。「**権利のリスト・アップ**」を減らし「**義務のリスト・アップ**」を増やしてこそ“**正しい憲法**”である。憲法はまずもって、**国と国民の倫理・道徳の指針**であるべきで、それが“**憲法**”である。

米国憲法の制定にあつて、ハミルトンが主張したように、そもそも憲法には「権利」など書かないのが正当である。英国もまた、不文憲法であるから当り前だが、日本のような権利の羅列はない。それで、**米国も英国も何か不都合が生じているだろうか。**逆に、米国、英国では憲法に「権利」を書かないことで国家権力が抑制され、国民の「権利」の篡奪がなく、**むしろ世界で最も“自由”**である。

ここでは、「一院制」「首相公選」「地方分権」の三つの謬論を俎上にあげ、その非を明らかにしていく。

①参議院の再生——その役割は、「法の支配」の番人・国の伝統と慣習の守護

日本における参議院廃止論は、二つのグループがある。

- イ) 第一グループ⇒シェイエスの『第三階級とは何か』の煽動に始まる**フランス革命の一院制イデオロギー**が、僅か五年でロベスピエール（ジャコバン党）独裁をつくった歴史から**日本の共産革命のための有効な手段とみなす一院制論である**。殺人鬼ロベスピエールを崇拜する東北大出の憲法学者・**辻村みよ子**は、このグループを代表する。共産党くずれの**菅直人の一院制論**も、ここに属する。
- ロ) 第二グループ⇒**参議院が衆議院のカーボン・コピー的で独自性がなく、また衆議院に対する第二院としての牽制力において非力であることから、侮蔑もあって「不要である」と短絡的に思い込んでいる人々**である。**小泉純一郎**など衆議院議員にかなり多い。

この参議院問題は、GHQが**貴族院の廃止**を命じたが（1945年10月）、貴族院に代わる第二院のアイデアが未熟なままに、どんなものでもとりあえず第二院でありさえすれば良いではないかというちそく拙速でつくったことに最大の原因がある。

衆議院だけでよいとする、危険な極左革命に奉仕する一院制の動きを防止するためにも、**第二院は絶対に堅持しなければならない**。むしろ現在の**参議院を根本的に改良する必要はある**。しかし、戦後日本の憲法学者は九割がマルクス・レーニン主義者及びそのシンパであるために、議会無視論もしくは議会軽視論の学者であるが、議会重視論の学者であっても、それは議会を革命の道具と観る議会重視論でしかない。**第二院を正常に構想するに必要な知見は、日本では、学界・政界ともにいっさい欠いている**。

(A) 大量殺戮に走った一院制の起源

一院制を提唱したシェイエスの著『第三階級とは何か』の、フランス革命への影響力は異常とも言えるほど決定的であった。1789年6月、ルイ十六世が**三部会（＝三院の国会）**を召集したことに乗じて、いっきに第三身分の部会のみが独立し「国民会議」と称し、貴族身分（第一身分）と聖職者身分（第二身分）の部会を崩壊せしめた。このフランス革命の第一幕は、『第三階級とは何か』というマニュアルがなかったならば、決してあり得なかつただろう。

「世紀の詭弁家」**シェイエス**は、一院制のイデオロギーを次のように煽った。

シェイエスは言う、

「第三階級（平民）は国民である。この資格においてその代表者は完全に国民議会を構成する。彼らは国民の全権をもつ」

「第三階級とは何か——すべてである。・・・国民を構成するあらゆる部分の中に、貴族の占める場所を見出すことができない」

このシェイエスを教祖として崇拝する日本の憲法学者は多いが、**その言説の中に一院制議会を正当化する合理的理由は一つもない**。王殺し、反革命派への無差別殺戮と財産没収、独裁党による独裁、議会の篡奪、憲法の凍結・・・と暴力革命にとって、障害物をすべて一掃してくれる働きが、一院制にあることをフランス革命史が証明したことに基づき、日本共産革命を図る憲法学者は詭弁をもって一院制を吹聴するのである。“狂える殺人鬼” ロベスピエールを崇拝する憲法学者辻村みよ子も、1793年のジャコバン憲法を“理想の憲法”と信仰する、われわれ常人にはとても理解しがたい人物だが、やはり一院制主義者である。

ここで、革命フランスの「一院制の歴史」を概観する。

【1789年6月17日】一院制の「国民議会」（非合法組織）の創設（三部会の篡奪）

【1791年9月 3日】「1791年憲法」の「国民議会」による採択

【 〃 10月 1日】一院制の「立法議会」の召集

【1792年8月10日】憲法廃止と王権剥奪

【 〃 9月21日】一院制の「国民公会」（非合法組織）の設立。無憲法状態。

【1793年3月10日】革命裁判所の設置。

【 〃 4月 6日】「国民公会」の上位機関として「公安委員会」を設置。

【 〃 6月24日】「公安委員会」起草の「1793年憲法」の可決

【 〃 8月10日】同憲法の布告。

【 〃 10月10日】公安委員会は、この憲法を凍結し自らが独裁する旨を宣言。

このように、革命フランスにおける一院制の歴史は、憲法との関係で重要なことを明らかにしてくれている。議会である「国民議会」も「国民公会」も憲法に基づかない暴力による権力篡奪でつくられた、恣意的で非合法の機関であ

ったという事実である。“憲法下の議会”は、例外的にたった十一カ月間の寿命の「立法議会」のみであったが、それすら簡単に廃止された。革命フランスには、米国と相違して、「立憲主義」が全く存在しなかった。いやそれ以前に「ルールに従う」という初歩的な文明性がなかった。

そして、憲法が統治機構において憲法らしく機能するものとなったのは、**1875年の第三共和国憲法**からであった。天才革命煽動家シェイエスの狂妄からフランス人がやっと覚醒するのに八十六年という三世代の歳月がかかったといえる。**第三共和国憲法は「人権宣言」と完全に縁を切っていた。**

さて、フランスの**一院制の「国民公会」**について、そのありのままの歴史をたどってみる。**一院制がいかにか法秩序を破壊し尽くし、国民の生命を奪い、財産を奪い、自由を奪うかという客観的史実を知ってもらうためである。**

「国民公会」は、断末魔の「立法議会」において（1792年9月21日）、その**創設が議決された**、と言われているが、嘘である。この日の「立法議会」には定員745名中、248名しか出席しておらず、373名をもって議決できるとする憲法の規定に反する以上、その議決は無効である。「国民公会」は非合法組織であった。

憲法も存在しない上に非合法組織である「国民公会」は、翌年、国民を殺戮する機関として**公安委員会**を設置した(1793年4月6日)。**1793年憲法（ジャコバン憲法）**はこのテロルを主任務とする**公安委員会が起草した**ものであった。公安委員会の「**欽定憲法**」であった。しかし**ロベスピエールは、この新憲法の施行を凍結した。**フランスの無法状況は続くこととなった。

この無憲法の政治は、フランス人権宣言で高らかに謳われた「国民主権」と矛盾するわけではない。米国は「立憲主義」（＝あらゆる権力の暴走に憲法が制限をかける）に立脚することにしたから、「国民主権」（＝憲法をも超越する国民の主権力）を排撃したように、「立憲主義」と「国民主権」は両立しない。革命フランスは「国民主権」を神聖視したから、「立憲主義」を排撃した。
「国民主権」の下では、主権者たる国民は憲法を無視してよいのだから、憲法があることの方がおかしい。米国もフランスも、この意味において、論理的に整合している。日本の憲法学者の多くは、日本は「立憲主義」である、と同時に、「国民主権主義」である、と述べている。この論の方が明らかに論理矛盾である。

ともあれ、公安委員会と革命裁判所と反革命容疑者法（1793年9月17日）とが三位一体となって、国民は無制限に逮捕され無制限に処刑された。近代初の国家権力による悪魔のホロコースト体制の誕生であった。**レーニン、スターリン、毛沢東、ヒトラー、金正日、ポル・ポトの大量殺戮の起源となった。**ポーランドのアウシュヴィッツは、このフランス革命のジャコバン体制の直系によって実行された犯罪の爪跡である。

さて、「国民公会」はすぐに、ジャコバン党の大政翼賛機関になり下がった。「一院制」とは、主権ある国民の意思が無謬であるが故に第二院のチェックは不要とする考えに立脚する以上、「一院制主義」そのものが無謬の独裁機関（＝公安委員会）や独裁者（＝ロベスピエール）正当化する論理となる。「一院制」の国会は、独裁機関を生んで、そのあとは自死するか、この独裁機関の奴隷になる。

「国会とは可謬の民衆の代表にすぎないから、“可謬の法律”“可謬の組織”をつくる可能性こそ大である」、と恐れることがないのであれば、国会の暴走や国会の自死を止めることはできない。「第一院」を牽制する「第二院」、国会を牽制する三権分立、立憲主義、のいずれも国会の暴走に未然にたがをはめて国民の自由を擁護するシステムとして、祖先が考えついた知恵である。また、それこそは国会が自死せずに国会として機能していくために祖先が考えついた知恵でもあった。これ以上の知恵を考えつく知力をいかなる人間ももっていない。我々は、「**国会の二院制**」という英国発祥の叡智を尊重すべきであろう。

(B) 英、米、仏（第三共和国 以降）に学ぶ第二院の神髄

現在もそのままに生きている米国憲法は、デモクラシーを危険視し、それを制限（抑制）することを主眼としてフィラデルフィアで起草された。米国の「**建国の父たち**」が頻繁に用いた「**共和制（republic）**」という言葉は、“**デモクラシーが制限された政体**” という意味であった（米国共和党 the Republican Party⇔米国民民主党 the Democratic Party⇒アメリカには国民主権の概念はないから、「民主」党と訳すのは誤訳ではないか？「民政」党と訳すのが正解ではなからうか）。

革命フランスにおいての、君主制が打倒され排除された、という意味の「共和国」とは全く相違する。

とくに米国は、革命フランスと対極的に、民選政府 (popular government) が「多数者の専制」「民主ラシーの暴政」になることを恐れた。『ザ・フェデラリスト』第十篇は、「多数者の党派」が公共善も少数者の権利も侵害するから、「直接民主ラシーの政体」はまずもって決して認めてはならないと、指摘している。次に、代表者による民主ラシーである議会制の下ですら、立法府による権力篡奪が生じやすいので警戒を怠ってはならないと、警告している。たしかに、革命フランスでは、非合法組織にすぎなかった「国民議会」(1789～91年)や「国民公会」(1792～95年)が、権力を篡奪した。これらの議会は、ギロチンなどの大虐殺を、つまり無制限の無法と暴政を、血の雨の中で遂行した。次のような米国の「建国の父たち」の中の一人である**ジェームス・マディソン**の警告(1788年2月)を、革命フランスの革命屋たちは、まったく読まなかった。フランス革命は、アメリカ建国と思想的に水と油の関係で、実行された。

マディソン曰く

「むしろこの立法府に対してこそ、冒険的な野心をもつことがないように、国民はそのいっさいの猜疑心をそそぎ、警戒をおさおさ怠りのないようにしなければならない」

アメリカの「建国の父たち」は、**立法府(議会)に対して、「三権分立(モンテスキューの『法の精神』の思想)」**ともいわれる、**行政府(大統領)の法案拒否権や司法府の違憲立法審査権**をもって対抗できるようにした。その上に、**立法府を“二院制”の二つに分け(「権力分割」)、相互にチェックできる機能を附与することを考えた。立法府を二重三重のたがでしめあげて、その暴政が万が一にも発生しないようにしたのである。**

日本のように、無制限に民主ラシーを礼讃する思想は、米国には僅かも存在しない。大統領が公文書で民主ラシーという言葉を用いるようになったのは———大統領が民主ラシーという言葉を用いて国民からの信頼にマイナスになることがなくなったのは———第一次世界大戦中の**ウィルソン大統領**からであった。この時初めて、建国以来ずっと米国の伝統であった“反民主ラシーの思想”が、百二十五年の歳月を経て、消えたことになる。米国の民主ラシーは、第一次世界大戦(1914～18年、1919年パリ講和条約)以降に始まった、新しいものである。

要するに、日本国憲法第四十一条「国会は国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」のような、国会を危険視しない国会（立法府）礼讃思想は、米国憲法には無縁である。立法府不信という米国の政治思想の一つは、今も根強く継承されている。

そもそも米国の議会における上院は、一般有権者によって選出される下院というデモクラシーの立法府をいかに抑え込むかを、英国貴族院をモデルにして考案されたものである。このために州から各二名という選出方法にして、有権者の直接投票を排除した。州の有権者が投票できるようになったのは、アメリカがデモクラシーを受容した二十世紀に入った、1913年であった。

つまり、建国時の上院の設置理由は、デモクラシーで選出される下院に対する牽制を主目的としたものであった。

議会は“二院制”でなければならないとしての、上院設置の六つの理由を『ザ・フェデラリスト』第六十二～六十三篇は次のように挙げている。

- イ) 権力篡奪をする側にとって一院より二院の方が困難。
- ロ) 一院の方が、「突発的で激越な感情による衝動に支配される」「党派的な指導者に迷わされて途方もない有害な決議をする」。
- ハ) 下院議員では、公職の余暇を法律研究に没頭するようなことができない。立法における高い知的教養の議員からなる議会の存在は必要。
- ニ) 下院議員は選挙ごとに入れ替わりが激しいから、それだけでは慎重で長期的・安定的な政策が疎外される。
- ホ) 下院だけでは、(国内の有権者の利害に左右され) 諸外国から尊敬される政策を考える余裕がない。
- ヘ) 下院（任期二年）に対しては議会の政策の結果責任を問うことはできない（上院の任期は六年）。

フランスが革命の狂気からようやく覚醒して英米的な憲法観を取り戻したのは、1875年の第三共和国憲法であった。無法者の無法行為にすぎなかった三部会篡奪から八十六年という年月が経っていた。この第三共和国憲法の延長上に今日の第五共和国憲法（1958年）がある。

ところで、フランスの上院である元老院は、日本の参議院改革にとって貴重な参考例である。とくに、その選出方法である。それは二つの特徴をもつ。

- イ) 選挙団による間接選挙であり、一般有権者の投票を排除していること。
- ロ) 地方（田舎）が主としてこの上院議員を選出し、都市選出の上院議員を

確実に少数となるように工夫されていること。

選挙団は、①国民議会（下院）議員②県会議員③市町村会代表で構成されており、その総数十万四千人のうち、市町村会代表が約十万人と九十七パーセントを占める。1968年の数字であるが、市町村会代表の過半数（五十三パーセント）が人口、千五百人以下の田舎村である。これによって元老院議員三百十九名の多くをできるだけ“地方の旧貴族階級”から選出しようと図っているのである。

要するにフランスの上院の制度は、米国の「建国の父たち」と同じく、“民衆への不信”に立脚して“地方名士”のみを選挙人とし、この古き良き伝統と慣習の残る農村部を基盤としている旧貴族をできるだけ議員にすることにした。下院を通過する法案を、上院が古き良き伝統と慣習からチェックしようという制度である。もちろん、英国貴族院のようにすべてが貴族（一代貴族を含む）ではないし、旧貴族は一部でしかない。がフランス革命を愚行として反省している現代フランスは、上院とはどうあるべきかの本質がよくわかっている。なお、フランスの上院の権限は、内閣と組めば、下院とほぼ対等になるようにしている。

英国の**貴族院**については、**これほどデモクラシーと完全に隔絶した上院をもっている国は他になく**、英国の憲法体制が世界の憲法の規範であるという事実を勘案するとき、日本の新しい参議院の道は自ら定まってくるように思える。

(C) 参議院は改善できる——「法の支配」と第二院の復権

日本の参議院には、二院制であるという最小限の機能を果たしている以上のものは何もない。衆議院議員になれなかった政治家の二軍キャンプ的な雰囲気がある。しかし、**参議院は第二院として、衆議院とともに、国会の任務の半分もしくはそれ以上を担う責任がある。**

このためにも、参議院は第二院の存在意義の原点に立ち返らねばならない。

イ) デモクラシーの抑制という任務である。思想的にも制度においてもデモクラシーを制限するものでなくてはならない。

ロ) 国会の枢要な任務の中で第一院（衆議院）が果しえない部分を、参議院こそがそれを中核となって担うということである。

イ) について具体的に言えば、参議院議員は、一般有権者の投票にすべきではない。英国の貴族院議員のごとくデモクラシーから完全に超越することは、

“デモクラシーへの抑制”という点で理想的なものである。あるいは、フランスの元老院や建国から 1913 年までの米国の上院のような、間接選挙による方式もこの“デモクラシーへの抑制”という責任を果たしている。あるいはフランスの元老院の投票の不平等配分による、“大土地所有者のいる、地方（田舎）重視”も第二院として十全の働きに資するものとであろう。

例えば、日本の参議院は、英国型の貴族院とフランス型元老院の折衷型として次のような議員方法が考えられる。

【フランス型による選出】・・・間接選挙型

間接選挙によって選出された、四十七都道府県から各三名の計**百四十一名**をもって参議院議員とする。

【英国型による選出】・・・旧華族互選型

次に、復活した**旧・公家華族の互選**で選出される**五十名**の議員、同じく**旧・大名華族の互選**による**五十名**の議員である。

以上、【フランス型】 + 【英国型】 = 【総計**二百四十一名**】の参議院議員となる。

フランス型の間接選挙の方式は、**県知事及び全地方議員（県、市、町、村）が投票権をもつ**ものとする。一般有権者には投票権を与えない。そして、投票人一人当たりの票数を役職の重要度を考慮して、県知事三十票、県議会議員五票、市町村長五票、市町村議会議員一票などと格差配分する。

そして、最も根本的なことはこの間接選挙で選出される百四十一名の参議院議員の政治家としての質である。それは高い教養と真正のエリート性が要求されるが、都道府県相互で“選出する議員の質” = “都道府県の名誉”の競争のようなものになれば、日本の参議院は実体において衆議院より優位に立つであろう。

さて、今日の日本の問題は、参議院の問題もさることながら、国会そのものが腐敗と墮落の階段を滑り落ちているという、国会全体の問題の方が深刻だろう。

日本の国会の腐敗と墮落の実態と特徴には次の三つがある。

- イ) 国家の永続と子孫に対する現世代の責任意識が完全に欠如している。日本の国会議員は未来を棄てている。現世代が日本の資産を喰いつぶしてもよいというワン・ジェネレーション主義に立脚している。そして、その附けを未来の子孫に先送りしてしる。国会の中に自己破壊に至るニヒリズムの衝動が発生している。
- ロ) 日本の国会は「法の支配」を全く無視している。文字通り無“法”状態になって、無制限に立法（＝法律の制定）をなしている。
- ハ) 二千年の歴史をもつ日本国の伝統と慣習、あるいは祖先の叡智は、“法”の一つである。これらの“法”を尊敬の念をもって保守する、「法の支配」の遵守が、国会の原点である。が、逆に日本の国会はこれらを破壊する方向に精を出している。

衆議院は、国家の永続や子孫のことを必ずしも考えない一般有権者に選出されるのであるから、以上の三点に墮す可能性は高い。よって参議院こそが真正の“立法府の守護神”という意識に立って上記の三点を是正することこそ最優先の任務だと心掛けるべきである。

予算案については、憲法第六十条で衆議院の優位が定まっているが、一般有権者から距離のある、家系の連続が日常の義務意識が旧・公家とか旧・大名家の名門出身者が中核的に活躍する参議院となれば、この衆議院通過の予算案をチェックする質は格段に向上するだろう。子孫に七百兆円を超える借金を遺すという非人間的行為を看過することは決してしないからである。異常を極める日本の大借金財政に健全なメスが入ることは間違いない。

ヨーロッパの貴族であれ、日本の公家・武士であれ、これらの「家」では、ある世代は子孫のために自らの生命の犠牲すらいとわぬ精神が涵養されている。数百年間以上も続く血統の名門においては、この数百年以上にわたる全世代が同一時代の同一家族だと観相されているので、通常の家族における無償の愛情の絆が数百年以上の縦軸に伸びて、幾世代も未来の、未だ生まれていない孫や曾孫や玄孫のために、私的な享樂も自らの人生も犠牲にすることをためらわぬ。ニヒリズムから生まれた、反倫理、反道德の信条に立つ**国債乱発主義のケインズ経済学**とは逆の発想、それが血統の連続というものの働きである。

いまだ生まれていない遠い霞のかなたの子孫への義務観、それは、日本では、皇室について、旧・公家華族と旧・大名華族に最高レベルで培養されている。日本の今日の衰退をとめるためには、日本の国会が彼らを活用するこ

とが急務であろう。

また、参議院が上記のような議員で構成されるならば、“世紀の狂気”「**男女共同参画社会基本法**」(1999年施行)を通過させることは万が一にもなかったはずである。「男女共同参画社会基本法」はその第四条で日本の伝統と慣習の破壊を目指すと定めているのである。自由社会の立法はすべて、伝統と慣習に損傷を与えてはならない。その理由は、伝統と慣習こそ、自由が棲息するための土壌の一つだからである。

あるいは、歴史的な日を無視して勝手に月曜日に移動させたり、日本国の本当の重要な歴史とは無関係な日を祝祭日としたり、今や日本の歴史と伝統の破壊を主目的とした「**国民の祝日に関する法律**」の抜本的な正常化もなされるだろう。そして、「体育の日」「敬老の日」「成人の日」「海の日」などは廃止する(名前は残してもよいが祝日にする歴史的意味がない)のが、常識だろうし、「文化の日」は「**明治天皇誕生日**」、「昭和の日」は「**昭和天皇誕生日**」と正しく表記されるべき(なぜ、堂々と表記しないで姑息で中途半端な表記をするのか理解できない)だが、これらは国の伝統と慣習の保守を一義的に担う新しい参議院の仕事である。

さらに、“**法**”と**法律**はもともと全く異なるものであり、“**法**”は**法律を支配するもの**であるがら、法律に対して上下関係にある。これからの日本の国会は、この“**法**”と**法律**の**区別や差別をすべき**である。“**法**”と**法律**の**区別の衰退が、英国では十九世紀に、米国では二十世紀に入って生じてはいる。**が、それでも、英米ではこの相違は誰にもわかる。とりわけ日本では、「法の支配」を復権して、“**法**”による立法(法律)の制限をしない限り、日本の国会における「**何でも立法できる**」という現状はさらにひどく悪化して、逆差別を正当化する「人権教育推進法」とか、家族解体を秘めた「少子化対策基本法」とか常軌を逸した悪法をますます国中に垂れ流すだろう。

とりわけ、民法と刑法は、必ずしも“**法**”とは言えないが、民族固有の伝統や慣習と不可分である以上、“法”的性格も強く持つ法律である。このため、**他の法律とは同列に扱わず、これらは参議院に先議権を与えて特別な審議の対象にする必要がある。**

加えて、この民法と刑法に関して法務大臣の諮問機関として**法制審議会**があるが、**民法と刑法の改正を独占して、これに関しては国会議員の提案権を慣行と称して奪っている。**国会の上位にあると主張して、公然と三権分立を冒瀆

し憲法第四十一条に違反することをなす。この審議会は即刻廃止するほかない。そして、これからは、民法や刑法の改正にかかわる研究その他の作業すべては、国会（立法府）の任務に属する、と定めなくてはならない。内閣の法案提出権は、民法と刑法に限っては原則禁止すべきである。

また、法務省民事局や人権擁護局などは、極左官僚のたむろする赤色不法廃棄物の投棄場所のようにになっている。これらも法制審議会と一緒に廃止してはどうか。法務省は今や、日本解体の牽引屋たちの居城であり、日本国にとって最悪の癌細胞の一つである。

②中曽根康弘「首相公選」論の正体——（1961年1月1日付『憲法改正試案』）

(A)保守主義を演出する極左主義者——中曽根康弘の『憲法改正試案』（1961年）

1960年の「安保騒動」の翌年、1961年頃に衆議院議員の**中曽根康弘**その他によって、奇妙な四文字スローガン「**首相公選**」がアピールされ始めた。当時はまだ日本に議院内閣制という近代英国によってつくられた政治制度は正しく評価されていたから、中曽根らの「首相公選」は、集中的に非難を浴びて封じ込まれた。

しかし、**小泉純一郎**が総理になった2001年頃から再び軽薄な流行現象となった。

「首相公選」は、あくまで現行憲法第六十七条に違反する。よって、あくまでも「憲法改正の構想全体の中の一つ」であるから、「首相公選」論者の「憲法改正案全体をまずもって吟味すること」を怠ることをしてはならない。そのとき、「首相公選」の問題の核心つまり、その背後に潜む「企図」・「哲学」・「思想」が明らかとなる。**中曽根**が1961年1月1日付起草の『憲法改正試案』を発表したのは、三十六年後の1997年6月1日発売の月刊誌『正論』誌上であった。

つまり、1961年頃の**中曽根**の「首相公選」論は憲法改正の構想の枠組みの一つとして考案されたもので、「首相公選」だけを単なる思い付きで主張したのでなかった点で論議に値する。だがまた、この三十六年以上も『憲法改正試案』を秘匿したまま「首相公選」論のみを宣伝したその意図に潜む何か怪しげなものも充分臭ってくる。「首相公選」論の背後には、何か巨大な“妖怪”がうご

めいている。

中曽根の「憲法改正試案」で判明したことは、その名称が『**高度民主主義民
定憲法草案**』とか、「日本は、**主権**が国民に存する民主主義**共同体**」とか、異
様なほどの「民主主義礼賛」と反日的なムードを醸し出す“国家否定”色が強
い。「**共同体**」などとせず、なぜ素直に「**国**」と言わないのか。**ルソー**は『社
会契約論』の中で、「社会契約」の理想国家のことをしばしば「**共同体**」と呼
ぶ、ことからしても**共産主義の影**が見え隠れする。また、「**国家間の一体的な
平和秩序**」などと、スローガン「**平和**」も乱発する。さらに「**労働**」という二文
字をも中曽根憲法は重視する。ここまできると、「**平和**」(＝レーニンの「平和」
＝「世界共産化」)と「**民主主義**」(＝人民民主主義＝共産主義)「**労働者**(＝
プロレタリアート)」の**共産主義**の臭気が中曽根憲法を包んでいることが明ら
かになってくる。

中曽根の構想する統治機構は「**憲法評議会**」が最高権力機関であり、この「憲
法評議会」の下に、行政の全権を握る「内閣」を置くもので、“**内閣首相**は公
選”される。つまり、「憲法評議会」＝「ソ連共産党政治局」と「内閣首相お
よびその内閣」＝「米国の大統領の行政府」とが共同で独裁するという、何と
も奇妙な政治システムである。しかし、この中曽根の統治機構においては、「**憲
法評議会**」が「**公選首相**」を**支配**しているから、アメリカ大統領的「首相公
選」でカムフラージュした**スターリン体制が主軸**となっている。中曽根は国民
を「労働」に強制的に駆り出すことから、ソ連の計画経済をモデルに考えて
いることがわかるが、このことと中曽根が「理想政治」として描く変型スター
リン体制とは符合する。

中曽根は言う（1997年6月1日、月刊誌『正論』誌上）、

「(首相公選を提唱した理由は) 第一に、現在の日本の議院内閣制は、次の
時代を切り開く原動力である科学と労働を中軸とする長期計画(＝ソ連の五カ
年計画のような計画経済)の推進力となっていない」

「アメリカは国民の直接選挙による大統領制で、任期四年、平均二回当選す
るから在任八年、(計画経済の) 三カ年計画は三回繰り返すことができる。ソ
連においては、権力的強制により、スターリンもフルシチョフも任期はその葬
式まで続く。そして五カ年計画を既に数回繰り返している。このような国が飛
躍的に前進し、日本やイギリスやイタリー、フランスのような国が追いつけな
い原因はここに明らかであろう」

1997年と言え、1991年12月25日のソ連崩壊から約6年半も経っており、ソ連の暗黒の74年間の実態も明らかになっているのに、「**ソ連が飛躍的に前進し**」とは何という不見識であろうか。**科学技術（軍事技術）の発展のために、約六千五百万人の国民を犠牲にしたのが、ソ連の実態である。それも周知のはずである。**

中曽根の「憲法評議会」はまず、「**公選首相**」の独裁を固める機関である。この「憲法評議会」と「公選首相が」組めば、国会の立法をすべて無効にできるようにしている。つまり、「公選首相」の提出する法案のみを無審査で拍手して通過させる“拍手屋”に国会議員を貶めて（＝共産党支配下のソ連邦最高会議のような国会にして）、実質的に国会を形骸化することを定めている。議院内閣制は国会あつての内閣だから、議院内閣制に対する中曽根の憎悪は国会への憎悪になっている。中曽根の議院内閣制の廃止論は、“国会の実質廃止論”となっている。

「**中曽根憲法**」は、このところを、次のように書いている。これでは、**国会はどんな法律を立法しても、「内閣首相」の気に入らなければ「八日以内」に無効にされる。**

「第九十六条・・・内閣首相・・・は、法律については公布前に、条約についてはその発効前に、当該の法律又は条約がこの憲法に違反するかどうかの裁定を、憲法評議会に要求することができる」

「憲法評議会は、要求の日から一箇月以内に裁定しなければならない。ただし、緊急の必要がある時は、・・・当該期間を八日とすることができる」

この「憲法評議会」は「衆・参の両議長（2名）と内閣首相経験者と衆・参議長の推薦する各三名（3+3=6名）からなる」（第九十三条）としているから、この憲法改正直後では「内閣首相経験者」が不在で計8名がメンバーである。**つまり、「内閣首相」と衆・参議長の三名が組めば、他の六名は彼らのイエス・マンを推薦するだろうから、この「憲法評議会」は完全に牛耳れる。日本のすべての法律と条約を支配できる。**

中曽根の「首相公選」制とは、まずは“トロイカ（三者＝公選首相、衆・参議長）独裁”であり、次に最初の「公選首相」が第二代にその席をを譲って、第一代の「内閣首相経験者」となって「憲法評議会」のメンバーになってしまう

えば、あとは実質的に憲法評議会を独裁できるから、このときスターリン体制が確立する。

さらにそうなってしまえば、憲法改正など易々とできるから、共産主義者の中曾根は、自分の憲法試案に嫌々ながら書いている、第一条～第十一条までのいわゆる「天皇の章」をすべて削除する憲法改正をするだろう。

“議院内閣制”と“君主制”とは不可分のものであって、前者の消滅は後者の消滅の口実に必ず至る。

実際に中曾根は、天皇制を廃止することを絶対前提としているから、「首相公選」という言葉を造り、「総理大臣公選」という君主制から生まれた言葉を嫌う。また、珍妙な言葉「内閣**首相**」を造語して「内閣**総理大臣**」も決して用いない。さらにレーニンの独裁行政機関の名称をもじった「**内閣委員**」などという新語を造って「**国務大臣**」という言葉を出固排除している（第七十八条）。

「内閣総理大臣」や「国務大臣」という名称は、“君主の臣下”から生まれた、君主制あつての内閣用語である。君主制廃止を想定して、前もってそれを用いていないのである。実際に共産主義者は、「総理大臣」を嫌い必ず「首相」という、「〇〇大臣」の言葉を嫌い「〇〇相」にこだわる。要するに、君主制の下で自然的に発展して今日に至っている議院内閣制への中曾根康弘の憎悪感情は、「君主制の内閣」を一掃せんとする「**赤い**」情動を原点としている。

なお、今から八十年以上も昔のロシア革命を思い出して欲しい。レーニンがロマノフ王朝を倒し、世界初の共産国家をつくった時、政府の各官僚を「**外務人民委員**（＝外務大臣）」「**内務人民委員**（＝内務大臣）」・・・と命名して、それまでの「大臣」という呼称を廃止した。中曾根は意識してこれを継承している。中曾根の正体がレーニン／スターリンの直系であるのは疑う余地がない。いわゆる「**極左**」である。

また、中曾根は共産主義者の暴力革命を援護する平和運動の担い手の一人として、「反軍隊」「反軍備」も主張する。中曾根憲法改正試案が、日本共産党の「反戦平和」の一分派であるのは、何の不思議さもない。

中曾根はまず、軍隊（国防軍）の章を憲法の末尾にもっていく。（第百一条～七条）しかも、その第一任務が“国防”ではなく、「国際平和機構」への協

力である。(第百十一条)。それは次のような規定であって、この「国際平和機構」は国連を意味していない。

「第百十一条 国は、……国際的な相互集団安全保障制度に参加することができる。……主権の制限に、他国とともに同意することができる」

「主権の制限された相互集団安全保障制度」と言えば、冷戦時代のソ連の植民地としての東欧諸国が強制加入させられた「**ワルシャワ条約機構**」が典型的である。中曽根は、日本が「反軍備」「反軍隊」の状態において、ソ連に無血占領されてソ連の支配下のアジア集団安全保障の軍事機構の一員になることを想定している。「前文」にある「**国家間の一体的な平和秩序**」もこの意味であろう。日本がソ連に占領されてソ連と一体的に「**平和＝共産化**」になると言っているのである。

中曽根康弘の「反軍備」「反軍隊」の共産主義イデオロギーは、彼の防衛庁長官（1970年～71年）として、また、総理大臣（1982年11月～1987年11月）としての“行動”において、もっと鮮明であった。ほんの数例をあげる。

【防衛庁長官時代】

イ) 左派社会党のイデオログの一人で、生涯その本心は**過激な親ソ主義・スターリン崇拝者**であり続けた**猪木正道**を、**防衛大学校校長に起用した**（1970年7月）

【総理大臣時代】

イ) コミュニスト（共産主義者）と広く認知されていた三木武夫の反防衛政策の一つ「防衛費 GNP 一パーセント枠」（1976年11月）をすぐ廃棄するだろうという国民全体の予想に反して、それを断固堅持した。

ロ) 米海軍との五ヶ国共同演習「リムパック'84」への海上自衛隊の参加を禁じる策謀をなした。なお、海自は中曽根の圧力に屈せず、1984年5～6月、艦艇五隻と哨戒機八機を参加させた。

ハ) ヒロシマの反核集会への、自民党総裁としての事実上初めての出席（1983年8月6日）。この時、秘書官等が作成したスピーチに自ら「非核三原則は国是」等を独断で加えた。この1983年秋には米海軍艦隊の核トマホーク搭載とその寄港（トランジット）の問題が予定されており、自民党内はもとより日本国内では、非核三原則の撤廃か、少なくとも「核のトランジット（寄港）は、核の持ち込みとはしない」との政府答弁かは時間の問題とだと予想されていた。これを百八十度逆に裏切ったので

ある。また、このスピーチで「核廃絶は平和」の文言を中曽根自身が挿入した。米国の“核の傘”に依存する日本政府の安全保障政策を「核廃絶」の是認において否定した。

- ニ) 日米同盟の正常化に不可欠な「集団的自衛権の行使は合憲」という政府解釈の変更をすぐするだろうと予測されていたが、中曽根は頑としてそうしなかった。
- ホ) KGB 将校スタニスラフ・レフチェンコの米国亡命（1979 年）と米議会での証言（1982 年 7 月）により、KGB による日本のスパイ組織網に関する KGB 日本人エージェント約二百人のうち、何名かは実名で報道されたりして、自民党はスパイ防止法を議員立法する直前まで準備していた。また、警察庁もいつもとは違って捜査を精力的に進めていた。が、1983 年 5 月、警察庁は捜査打ち切りを発表した。また、自民党内でも同年秋頃には、スパイ防止法制定の動きがぱったりとまった。中曽根総理が中止させたという噂が飛び交った。コード名「クラスノフ」の瀬島龍三をかばうためであったとか、中曽根自身に火の粉が飛ばないようにしたのだという憶測はそれなりに根拠があった。少なくとも、これほどの「証拠」がレフチェンコから出されながら、一人の逮捕者も出ない、自民党のスパイ防止法もお蔵入りしたことにつき、中曽根総理が無関係であったとするのは無理があった。

中曽根とは「右」を演技する天才名優であった。（今でもそう騙されている日本人がほとんどだろう。）その手法は、まっすぐと「右」の“言葉”を発して、「右向け右」のムードをつくって、その中で「極左」の“行動”をするのが常であった。

例えば、**本物の保守主義者**であった**米国大統領レーガン**を騙して「**ロン・ヤス関係**」をつくっておいて、その上で米国との同盟協力を秘かに極力妨害する。例えば、極東のソ連空軍基地を先制攻撃するぞ！と同じ意味をもつ、「ソ連のバックファイアー爆撃機から日本列島を不沈空母にする」という、口先だけのメッセージをレーガンとの首脳会議をしたワシントンでぶちあげておいて（1983 年 1 月）、その半年あとにヒロシマに行き、「核武装は決して致しません」「米国の核トマホーク艦船を入港させません」とソ連に媚を売り、共産党系の平和運動家と見紛うほどの「反核」に戻る。

あるいは、**靖国神社に参拝しておいて**（1985 年 8 月 15 日）、中国共産党からの抗議があると直ちに同意する。そして中共と一緒にあって、A 級戦犯が合

祀されている以上、天皇も総理も参拝はできないと派手に大キャンペーンする。法務死（刑死）となった A 級戦犯の遺族から「分祀」の同意を取り付けようとまでした。“天皇・総理の靖国参拝つぶし”の固定化というより、靖国神社そのものの解体が狙いであろう。

なお、この A 級戦犯合意問題は、官房長官で**コミュニストの後藤田正晴**を通じて中国共産党と事前に打ち合わせたシナリオに従った、いわゆる**自作自演の可能性が高い**。そして執拗にも、2004 年 2 月にまた、中曽根は本件をむし返し、神道そのものの否定に通じる「完全分祀」の圧力をかけた。“靖国神社解体”の手を、無神論者の中曽根はゆるめようとはしない。

戦後日本の政治腐敗の原因は、**中曽根のように自らの信条を隠し有権者を騙し国民を騙す政治家が無数に輩出する**ばかりか、**国民もまた、政治家の発言や行動からその人物の正体を見抜く、政治的知見を欠き、放置してきた**ことが大きい。**むろん、政治家だけでなく、変節の学者や偽装の知識人、偏向マスメディア人は、政治家以上にその数が多い。**

一言で言えば、戦後日本をダメにしたのは米国でもないし、「東京裁判」でもない。**中曽根康弘・後藤田正晴・瀬島龍三・末次一郎・猪木正道の「スターリン五人衆」**を放置したことに見るように、**その腐敗と墮落はすべて日本人の退嬰的な無教養と無責任に発している。**

⇒リンク **中曽根康弘『憲法改正試案（原文）』**（1961 年 1 月 1 日付）

また、**中曽根康弘**が会長を務める、**（財）世界平和研究所**が 2005 年 1 月 20 日付で、**平和研憲法草案**を発表している。この草案は明らかに上記の 1961 年 1 月 1 日付の中曽根試案をベースにしている。問題点をいくつか挙げておくので興味あるひとは研究してみて欲しい。

イ) 国家元首としての地位を第一条で掲げながら、第一章は国民主権の章となっており、第二章に天皇の章を設け、元首（象徴）としての権能以外に実質的な権能を有しないことを示している。⇒「国民主権」＝反・憲法原理、「天皇」＝憲法原理の根幹⇒両者を転倒している。

ロ) 第三章 安全保障及び国際協力

第十一条第一項に現行憲法第九条第一項をそのまま残している。

同条第二項で日本国防衛のための防衛軍を明記。

同条第三項で国連や国際協調の枠組みでの防衛軍の参加を認め、第四項で武力行使も行えること（国会承認必要）を定めている。

→第一項と第三、四項が矛盾しないか。

ハ) 第四章 国民の権利および義務

→自然権としての「人権」は反・憲法原理、(文明社会)の“国民の権利”＝憲法原理を規定すべき。

→外国人に対しても「人権」が保障されるとしている。人類普遍の「人権」などない。あるのは日本国の“国民の権利”だけ。

→「個人として尊重×」「政教分離(第十九条第三項はやや改善されている△が、消去する方がよい)」第二十八条第一項で「家庭は社会を構成する基本的な単位△」と規定はやや前進だが、なぜ「家族」でなく「家庭」なのか。第二項「両性の合意のみ×」、第三項「家族は・・・国はこれを保護する○」＝憲法原理

ただし、第三項、第四項の「個人の尊厳×」「両性の本質的平等×」

→第二十三条(人格権)インターネットや携帯裏サイト・ブログ・プロフの悪質な書き込みを意識した人権か?よくわからない。人格に権利?あるとすれば他人の人格を傷つけない“義務”ではないのか?

→第三十五条「すべて国民は、国の平和と独立を守る責務を負う」とは、徴兵令による徴兵制を念頭においている?第三章と関連していると考えられる。

ニ) 衆議院の優位性の拡大→参議院を改善し第二院の復権を目指すべき。

衆議院選を利用した実質的首相公選制(衆議院選で首相候補の明示の義務付け)

→衆議院選が政党の政策選択の選挙でなくなり、首相候補の人気投票となる。首相公選制は不要。また、公選首相の首相権限が強化され、首相が提出した法案が国会と対立した場合国民投票に付すことを可能としている。首相独裁→国会形骸化

ホ) 憲法裁判所の創設→全く必要ない。現行憲法第八十一条“最高裁の違憲立法審査権”でよい。

本当に必要なのは、防衛軍の防衛官の身分を軍人とし、軍人刑法の制定と軍法会議(軍事法廷)の設置を規定することである。これなしにして第三章の自衛軍は機能しない。

→リンク [\(財\)世界平和研究所 憲法試案](#) (2005年1月20日付)

(B) 死守すべき議院内閣制——「首相公選論」の愚鈍

日本の「首相公選」論には、二つの流れがある。第一は、真意を隠して「首相公選」のジャケットの中では、ソ連型独裁体制(最終段階で天皇制廃止)をめざしているグループ。中曽根康弘はその源流であり、政府の憲法調査会

での討議から。1961年にその宣伝と偽情報活動は始まった。つまり、この第一グループがあげる「首相公選」へ変革する理由などは、あくまで表向きの理屈であって、実際にはすべて嘘にすぎない。

このようなものに生真面目に批判しても何の意味もない。「非武装中立」のイデオログ**土井たか子**のブレーンとしての**山口二郎**（北海道大学教授）は、今もマルクス・レーニン主義者の妄念を棄ててはいない。極左革命なら何でも参加する**佐々木毅（東京大学長）**は、自民党を政権の座から引きずり降ろすことで1993年の「政変」の仕掛け人の一人だったし、2003年秋には「マニフェスト」ブームをつくって菅直人政権を誕生させる大策謀のリーダーであった。この山口二郎と佐々木毅はいずれも極左の革命屋だが、その「首相公選」に関する考え方は、2002年刊の中公新書『首相公選を考える』に示されている。

第二のグループは、中曽根康弘らに刺激されて派生した人々で、彼らの表向きの言葉と真意との間にギャップはなくその主張は本心からのものであろう。社会主義のワイマール憲法に汚染された**小林昭三**の『首相公選入門』（1970年）は、この代表であった。

小林昭三らの首相公選論は、簡単に言えば、時代の流行に浮薄に飛んでいるタンポポの種子のようなもので、無教養を背景にしたものである。悪意はない。が、有害であることは変わらないから、その責任は重い。

彼は首相公選で“民意の統合”を期待するから、国家の政治を小学校の学級会のレベルで把握している。次に、福祉国家という行政権を過剰に増大せしめる“本当の問題”の方にメスを入れるのではなく、次のように、この福祉国家によって不可避となった行政権の増大の方に迎合することを是として、この現状にあう内閣をつくるという発想になっている。

小林は言う、

「今日は**福祉国家**・行政国家の現実は、民主政治（デモクラシー）の必然的帰結と見られている。“しごと”をする政府が期待され、それに伴い議会に対する内閣の優位は、当然のこととされている。……内閣、なかんずく首相の役割が重視されるようになった。……このような指導力への期待に応えるものとして、首相公選が引き合いに出されよう」

小林昭三の思考は、すべて本末転倒している。第一に、福祉国家を全面否定

しない限り、財政的に日本という国家自体の破綻が近付いている。それなのに福祉国家の暴走を是認するとは、無知なのか、国家の破綻を望んでいるのか。第二に、立法において議会在行政への従属的状况（福祉関連法案の原案は「行政＝中央官僚」が作成し、議会はその内容を詳細に吟味することなく、多数決で議決するのみ）から脱出する道は、**ハイエク**（ノーベル経済学賞、政治哲学者）の言う通り、この「福祉国家」という「亡霊」をはらいのけることなくしては不可能である。福祉国家が、“国是”であれば、「**際限のない欲望による民衆の権利の要求⇒行政の肥大⇒国会は行政の下僕となって法律を次々と議決する⇒国家財政の破綻**」のシナリオを断つのは不可能である。つまり、このシナリオをどう断ち切るかこそ今日の日本が直面している国家存亡レベルの急迫の課題ではないか。なのに小林昭三は、この「行政の肥大」を正しいとして、首相権限をそれに比例させて肥大させようとする。行政の肥大も間違っているし、首相権限の肥大も間違っている。

第三に、首相公選の方が首相の権限が強くなり、指導力が発揮できるという、小林の根拠なき思いつきは、その憲法学者としての資質を疑う。例えば、選挙人による間接選挙であるが、事実上の国民の直接選挙によって選出された米国のウィルソン大統領は**国際連盟**をつくったが、**上院の阻止**にあつて、**米国は加盟できなかった。**その権限も指導力も懦弱であつた。逆に、第二次世界大戦中の英国の首相チャーチルの、**あの偉大な指導力は、議院内閣制の下であつた。**1950年代から衰退に下降する英国を救った強烈な指導力をもつ**サッチャー首相の1979年の誕生は、議院内閣制の下であつた。**しかも**十一年間の長期政権**となつた。要は、日本の首相権限はすでに過剰にすぎるほど大きい。これ以上の権限を持たせれば、ヒトラーやスターリンを崇拜したかつての危険な独裁者待望論に与することになる。

国家の危機に際して、逸材を発見し迅速に指導者の地位に就かせうるに適した制度は議院内閣制の方であつて大統領制ではない。このようなことはバジヨットの『英国憲政論』（1867年）でとつくに解決済みの常識ではないか。

バジヨット曰く、

「議院内閣制の下では、突発的な緊急事態には、国民はその事態にふさわしい指導者を選ぶことができる。・・・しかし（アメリカの）大統領制のもとでは、そんなことはできない」

つまり、国家存亡の危機などの緊急事態が発生した場合、議院内閣制であれば、国会議員の中には優れた人材が多数いるから、その中で最も事態解決に

適する人物に首相を交代させることができる。が、大統領制（や首相公選制）ではその大統領（または首相）が愚鈍であっても、即座に交代させることができない。大統領には四年の任期があるし、仮に大統領選を行うとしても、最短でも一年以上の歳月を要する。緊急事態にそんなことをやっている暇はない。

そもそも議院内閣制を貶める、あるいは否定する学説は世界に存在しない。例えば、米国が建国にあたってフィラデルフィアで憲法の起草をするのに（1787年）、議院内閣制への尊敬や憧憬はあってもその逆は存在しなかった。**英国の議院内閣制は君主（国王）あつてのものだったから、王室（ロイヤル・ファミリー）を有しない米国の「建国の父」たちは消極的に大統領制を考案したのである。**

小林昭三らは、憲法学者でありながら、バジヨットの『英国憲政論』も米
国憲法の最高無比の解説書『ザ・フェデラリスト』も読んだことがないよう
である。「首相公選」論とは、このように、歴史の基礎教養も憲法思想の基礎
教養も欠く、無教養の幼児的な思い付きの粹を出ない。

『ザ・フェデラリスト』第十篇は次のように書いている。

「**国民の代表によって表明された公衆の声（＝代議制）のほうが、民意表明を目的として集合した国民自身によって表明される場合（＝直接デモクラシー）よりも、よりいっそう公共の善に合致することが期待される**」

「このゆえに直接民主制はこれまで常に混乱と激論の光景を繰り広げてきた・・・その生命は短く、しかもその死滅に際しては暴力をとまなうものとなってきた」

米国は今でも大統領は直接選出ではない。あくまでも五十の州の選挙人による選出であり、間接選出にしている。それは、世界史の古代から近代に至る経験からの「民意」というものへの警戒であり、「民意」が直接に政治を牛耳ることの危険に対する警戒と慎重が働いているからである。**オルテガの『大衆の反逆』（1930年）やル＝ボンの『群集心理』（1895年）も警鐘したように、二十世紀以降の現代にあつて民衆は「大衆」化しているから、全体主義の危険は背中合わせ存在している。また、煽動の政治家が出現すれば民衆が時として「群衆」と化するの、ワイマール憲法下のヒトラーで体験済みである。**議院内閣制が、これらの危険に対して、完全ではないにせよ、一定以上の防波堤の機能を果たすことは周知ではないか。****

この意味で、1962年に吉村正（当時、早稲田大学教授）が『首相公選論』の編者となって、辻清明、中村哲、カール・レーヴェンシュタイン（ミュンヘン大学名誉教授）、田畑忍らを動員して、**中曽根康弘の首相公選論**を粉砕しようとした。吉村は、日本の“自由”を守るために行動したのである。

レーヴェン・シュタインは、首相公選制を危険なものだとして、いくつもの問題を列挙する。その一つに大臣が矮小化する危険を指摘する。

シュタイン曰く、

「(公選首相の下の大臣は) 責任ある大臣となるかわりに、大臣たちは強力な首相の助手、下僚、さらには道具とすらなるであろう。……ドイツ帝国の実例は、それを繰り返してはならないということを十分教えてくれている」

あるいは吉村正の、中曽根は政治を根本的に見誤っているとして、十項目あげて糾弾している。

吉村曰く、

「中曽根氏は、あれだけ積弊を認めるなら、その根因は**政党**にあり、したがって**政党を改めねばならぬ**というべきが当然であるのに、政党を改めねばならぬとは一言も言わない。……**政党自体の責任を国民全体の肩に転嫁する**……国民としてはまことに迷惑千万な話である」

「首相を公選とすれば、**かえって国民はいよいよ対立して争うことになる。政党の争いの場を国会から国民の間に広げるだけである**」

とりわけ、吉村正の、核心を衝く批判は次の点である。

「**中曽根氏の諸論は、……ムッソリーニやヒトラーのやり方に通ずる独裁主義的臭味ふんぷんたるものを感じしめずにはおかない。……中曽根氏のような考えによるなら、政党をも解消しなければならないのではないか**」

②「地方分権」論の正体は、**国家解体の極左革命である**

1990年代以降の日本における左翼運動は、1991年12月25日のソ連邦崩壊によって日本を社会主義国にする道が不透明になった腹いせとして、**日本の国全体を分解して廃墟に至らしめるアナキズム的な破壊運動に主軸を転換した。**「社会主義国（共産主義）国・日本」を断念する代わりに、「廃墟となった

日本あるいは「日本国の終焉」を追求するものに転換されている。

つまり、“日本国” → 「国家の形態を喪失した日本」 = 「主権のない日本列島」

“日本国民” → 「無国籍の日本人」 = 「地球放浪者（ディアスポラ）」への方向転換である。

この“廃墟となった日本”に至らしめる方法は二つある。

第一は、日本国の国家全体の統治機構を応仁の乱の時代のごとく、バラバラに分解すること。

- イ) 地方分権
- ロ) 男女共同参画社会

第二が次代の日本人の能力と資質を国家の運営ができないレベルにすること。

- イ) ゆとり教育
- ロ) ジェンダー・フリー教育
- ハ) 性器・性交教育
- ニ) 家族解体（夫婦別姓）による子供への躰教育の放棄

これらの反教育のすべてが、1990年代に入ってから本格化したように、**1991年末のソ連邦崩壊によって、ソ連の対日侵略・占領による社共政権樹立の夢が破れた日本の極左勢力が、練りに練った新しい反日革命であった。**共産党政権樹立のための暴力革命的な“赤いマルクス・レーニン主義”の旗を降ろして、文化マルキストによる日本国の破壊に徹する静かな“透明色の（目に見えない）マルクス・レーニン主義”の旗への転換であった。

しかし、一般の日本人は“赤いマルクス・レーニン主義”の旗が見えなくなったら、マルクス・レーニン主義がなくなったと勝手に思い込んでいる。社会主義（共産主義）革命がなくなったと思いついて入っている。しかし、マルクス・レーニン主義とはカメレオンであって、威圧するために派手な赤色が有効である時はそうするが、それが有効でないとせば透明色を選択する。「地方分権」とは“透明色のマルクス・レーニン主義”の典型であった。

実際に「地方分権」も「男女共同参画社会」も、アナーキズムの破壊運動に主軸を転換した**社会党政権（村山富市、1994年6月～96年1月）**時代に、**こ**

の政権下のきもいりで国家の政策となった。

「地方分権」については、1995年5月19日に「**地方分権推進法**」が成立した。同年7月3日に、**七人の地方分権推進委員会**が発足した。**委員会メンバーの半分は「極左中の極左」、残り半分は「リベラル（左翼）」であった。**保守系は一人もいない。

なお、「**リベラル**」とは直訳すれば「自由主義者」という意味であるが、**米国では「リベラリスト」と言い、「左翼的自由主義者」あるいは“保守”に対する蔑視の意味を込めて「左翼」と呼ぶ。**

七名の委員のうち、前者の半分「**極左中の極左**」は
イ) **樋口恵子**（古色蒼然たるマルクス・レーニン主義者、評論家）
ロ) **長州一二**（共産党系共産主義者、元神奈川県知事）
ハ) **西尾勝**（三派全学連出身、東京大学教授）
後者の半分「**左翼**」は**諸井虔**、その他である。

この時日本解体への牽引車が、汽笛を鳴らして出発したのである。**“国家”がわかる人材は一人もいない。むろん愛国者も一人もいない。**

(A)「地方分権」——「**経済が上向く**」、「**バブル景気の復活**」、・・・と信じる妄想

「地方分権」とは、**ポスト・バブル**と**ポスト冷戦**の二つが同時に発生した1991年以降、自我喪失的に茫然となっていた、日本人をタイムリーに襲って成功した革命である。

1986年から1991年にかけての**バブル経済**は、日本人に“**労せずして一攫千金**”を体験させたから、株の大暴落、地価の大暴落に直面した1991年からのバブル崩壊後の日本人は、今度も“**労せずして一攫千金**”としての**制度改革信仰**が広がっていた。**政府が政治制度を少しいじるだけで、頭も使わず汗もかかずに、あのバブル経済がもう一度簡単に蘇ってくる——これを「**制度改革信仰**」という——が国中に蔓延したのである。**そして、この**政治制度をやたらにいじくり回すこと**が日本では「**政治改革**」と呼ばれ、**日本再生の特効薬**だとの“**神話**”が定着した。

その結果、「**政治改革ヒステリー**」が伝染病となって日本を覆ったのである。

この「政治改革ヒステリー」の一つとして正当化された「**地方分権**」は、その中でも、「**地方分権**すれば、**経済が回復する**という**真っ赤な嘘**で粉飾された。この嘘は、経済評論家（という名の経済素人）、経済専門出版社、政府（経済企画庁・・・）から一斉に噴出し国中に流された。日本の政治家はエリートとしての意識も教養も欠いているので、一も二もなくこの「地方分権」という毛鉤の嘘宣伝に喰らいついた。

この時、経済評論家の**大前研一**の著『平成維新』（1989年）が、この「地方分権」フィーバーの経典（バイブル）の一つとなった。この著が直接的に主張しているわけではないが、**道州制など「地方分権」にするとバブル経済が再来する！**かのような錯覚をふくらますムードが、主にこの本で醸成された。『平成維新』の英語タイトルは「Zero-based Organization and Constitution」であるように、この著は“**いったん日本を完全に壊してみよう**”という提案である。大前のもともとの仮題も「**日本政府解体論**」であった。

大前は言う、

「古いアバラ屋を部分的に修繕しても近代建築にはなり得ない。こわれた床にタイルを敷けばその重みで土台まで歪んでしまう、といったところが関の山である。このような家は一回壊してしまい、景色がすっきり見えてきたときに、もう一度はじめから新しいものをつくる方がよほど効率的だし、良いものができる」

「破壊を恐れる人もいるが、わが国の今日の繁栄は、戦後、アンシャン・レジューム（旧体制）の徹底否定と破壊があったからこそ敷くことができた」

大前研一は、破壊主義（ヴァンダリズム）者であり、フーコーのポスト・モダン思想系のアナーキスト（反国家・反政府主義者）である。日本の戦後と戦前は、天皇はむろん国民も連続している。そして戦前の教育を受けたものによって戦後の日本の経済的繁栄は築かれた。しかし、大前は戦前と戦後で日本人の総入れ替えがあったと妄想している。**アナーキストらしく政治に対して盲目性が強い**のだろうか。あるいは、**日本解体を煽動する反日運動化**だからだろうか。次のように「憲法も無視せよ！」とまで絶叫して、徹底的に日本という国家をバラバラに大手術しようとする。国家の連続性を切断したいのである。

大前は言う、

「国家運営の理念としての憲法まで、今までのものに捉われずにゼロベースで見直すのである」

そして、日本国を「地球」に、日本国民を「人類」にしたいと、自らが日本国民になりきれず無国籍のディアスポラ（地球放浪者）であることを白状している。

大前は言う。

「私には、＜君が代は千代に八千代に……＞、と歌う気になれない。……我が地球は、とか、我が人類は、ということならもっと好感がもてる」

また、日本新党の結成に当たって、大前研一と密接な関係にあった**細川護熙**もまた、この「反日」の「地方分権」の煽動では共犯者であった。しかも細川は、「地方反乱」とまで言っているから、日本を国と地方の「内戦・革命運動」的秩序破壊に至らしめることを考えていたようだ。戦国時代でもあるまいに、なぜ地方が反乱する必要があるのか。地方分権すれば何のメリットがあるのか。全く理解不能である。あげくの果てに、能力もないのに小沢一郎の画策で内閣総理大臣になって、すぐに職責に耐えかねて政権を投げ出した。それが、**細川護熙**である。このような人物の唱える「地方分権」に国民が納得する論理があるわけがない。「地方分権」を唱える場合、その必要性の論理をきちんと説明すべきである。

※これは、**橋本徹**大阪府知事の「地方分権論」にもそのままあてはまる。何か「地方分権」をすれば、地方にメリットがある雰囲気だけ醸し出して、国民を煽動しているが、その根拠は全く不明である。**橋本徹「地方分権論」**は、要するに、これまで「地方の政策責任の怠慢（地方官僚の無知・無能・無責任）」によって積み重ねてきた「地方の借金の山」を「国の政策責任に転化」して、「だから、国には任せておけない」という転倒した論理を国民にアピールして、政策権限と財源を地方に移譲すべきであるとする。そうすれば、地方の責任で、国民の税金を自由に借金返済（財政再建）にあてられる、というものであろう。しかし「地方の政策の責任怠慢（無知・無能・無責任）」で積み重ねた「借金の山」を「地方への権限と財源移譲」だけで解決できるとは**論理転倒**であろう。**地方官僚の「施策責任の怠慢（無知・無能・無責任）」が抜本的に改善されない限り、地方へ「財源のみを移譲」すれば、地方の借金はさらに増大するであろう。**行き着く帰結は見えている。

話を細川に戻す。

細川はいう、

「日本新党は、中央に対して地方から反乱の手をあげる〈地方反乱の時代〉を提唱し、常に〈地方分権の確立〉を訴えている」（1993年）

地方分権推進委員会によって法律とまでなった、地方の中央への反乱を煽る「国・地方紛争処理委員会」は、細川的な「地方反乱」ができるよう、それを法的に制度化したものである。

当時の日本の経済界は、「地方分権」がバブル経済を再到来させる特効薬と信じていた。が、「地方分権」を唱える日本新党の党首・細川護熙政権の誕生こそ、日本経済衰退の序曲となった。これが現実である。

(B) 地方への「財源移譲」——日本国の破産から社会（共産）主義革命へ
ひたすら**マルクスとソ連だけを信仰した無教養な社会主義者の村山富市**が総理（1994年6月30日～1996年1月11日）になったことで始まった、日本解体の「地方分権」は、ポスト村山で自民党が政権に復帰したから、つぶすチャンスはいつでもあった。しかし、**世界で唯一例外的に日本人のみに魔力をもつスローガン「地方分権」**に自民党も思考を呪縛された。そして、迷信「地方分権」を法律とした。“日本の国家解体推進法”というべき、「**地方分権一括法**」の成立であり、1999年7月8日のことであった。自民党は社会党化していた。「反日」の革命団体になっていた。

しかも、“日本の共産革命推進法”というべき「**男女共同参画社会基本法**」の成立は、その前月の、1999年6月23日であった。1999年6月～7月にかけて、極左の社会主義革命家たちがつくった「反日」法律がたてつづけに二本も成立したのである。それら日本にとって“悪魔の法律”は、ポスト冷戦の「社会主義の終焉」に**世界で唯一逆流した、村山富市という社会主義政権**が産んだのである。

なお、“上からの共産革命”である「男女共同参画」の始まりは、1994年6月24日の男女共同参画審議会の設置と、それにつづく7月12日の「男女共同参画推進本部」の設置によってである（閣議決定）。この**男女共同参画審議会**は、メンバーの過半が共産党系の活動家と全共闘の活動家であり、**マルクス・レーニン主義信奉者が三分の二以上**を占めていた。

「地方分権一括法」は二十四府省庁・委員会にまたがる、合計四百七十五件

の改正法律からなるものであり、その内容は概説すらできないほど膨大であるが、その基本的な考え方がわかりやすく言えば次のようになる

イ) 国と地方の役割分担の明確な線引き

ロ) 機関委任事務制度の廃止 (=国と地方を「対等」の関係にする)

ハ) 国と地方の間の**紛争・対立の奨励**

日本国民一人ひとりには、国の行政の下にもあるし、都道府県の行政の下にもあるし、市町村の行政の下にもある。国民にとっては、行政サービスはそれらのどれから受けようと、①行政の質が高いこと、②負担する税金が安いこと、③自由が侵害されないこと、が行政への要求であってそれ以外ではない。つまり、国民にとっては、ある行政サービスを国から受けようと、都道府県から受けようと、市町村から受けようと、上記三点が満たされれば、どこからでもよいのである。

また、国民の各個人について言えば、それは一人の個人であるから、「国の個人」と「地方の個人」に分離はできない。あくまでも一個の人間で一個の生命体である。**合理主義的設計主義**を信仰する人物からなる地方分権推進委員会の傲慢な頭においては、国民一人ひとりが「国の個人」と「地方の個人」の二重人格に分離している。

例えば、社会保障は、国民年金をみても厚生年金をみても、それは、全国民の“法(律)の前の平等”において国がやるべきものであるため、「福祉国家」とも言う。「福祉地方自治体」とは決して言わない。が、分権推進委員会は先述のイ)の原則を振り回し、「福祉は地方がすべきだ(=地方の個人である)」と決定した。それなのに、分権推進委員会は「国の社会保障制度(=国の個人である)は全廃せよ」とは言わない。「社会保険庁は四十七都道府県に分割して地方組織とせよ」とは言わない。分権推進委員会の重大な犯罪性は、言っていることとやっていることが“口から出まかせ”であることである。この“出まかせ”の重大な犯罪性とは、上記ハ)の「国と地方の間の紛争・対立」の“種をまいていること”である。

つまり、「地方分権推進委員会」とは「**国と地方の間の紛争・対立**」の**種まき機関である**ということである。

男女共同参画社会基本法とは、徹底した全体主義の、中央命令型の法律である。「地方自治」を全面的に無視し否定する法律である。例えば、第四条で日本の伝統と慣習の全面破壊を定めたその延長上に、第十四条で**地方に対して、**

この国の定める「男女共同参画社会基本計画」に従って、日本の伝統と慣習を破壊せよと定めている。

【男女共同参画社会基本法】

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 **都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。**

2 都道府県男女共同参画計画は、**次に掲げる事項について定めるものとする。**

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 **市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての 基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように 努めなければならない。**

4 **都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。**

つまり、この法律は、地方の独自性や自由をひとかけらも認めてはいない（すべて中央からの命令型である）。とすれば、この十四条をもつ男女共同参画社会基本法は、前述のイ）を絶対視する地方分権推進委員会としては万が一にも許し難いものであるはずであるが、そんなことを一言も述べたことがない。

地方分権推進委員会とは、狡猾な二枚舌を主義にしている人々が集まっている。

そもそも現代の社会において、国民の生活を直撃する社会・経済問題は、金融をはじめ、鳥（豚）インフルエンザや狂牛病の問題、食品の安全問題、食糧・資源問題、環境問題、大規模災害対策であれ、**すべて国レベルにおいて一括して解決するしかない。**“くらし”の根幹は、水道やゴミや警察（治安）や消防などを除けば、「地方」にはその権限は存在しえない。世界がどんどん狭くなっている以上、地方の行政を逆に独自に存在させることの方が、行政コストを巨大につりあげる。**“地方行政を極力簡素にし、残りの大部分は国が責任をもって行政すること”こそ、国民のための二十一世紀の正しい行政と言える。**“地方の大リストラ” + “国の責任行政”、これこそが今日本がとるべき経済再生の近道である。

この意味で、**財源や権限の地方への移譲の方が時代と世界各国の現実に逆行している。**そもそも、国と都道府県と市町村の行政の関係は、**もっと一体化すべき（二重、三重行政を一元化して無駄を省くべき）**であって、それなくして行政の効率化は進まないし、行政のコストの削減も望むべくもない。民間の子会社は親会社との関係において決して平等でないのと同じく（＝親会社が権限や財源を子会社に譲るということなどあり得ないし、親会社が許さないのが常識だろう。）、**地方が国との関係において上下関係である方が正常である。それ以外の統治機構などいかなる国家にも存在しない。**地方分権推進委員会は、**「国と地方が対等の権限と財源をもつ」という、常軌を逸した国が世界百九十ヶ国の中に一ヶ国でも存在するなら、その国名を挙げ、国民に分かりやすく説明する説明責任があるのではないか。**

また、**法律や政令の制定権は憲法により「唯一の立法機関である国会」にしかなく、地方には、この法律及び政令に基づく条例しか定められない。****なのにどうやって国と地方が対等であろうか。**地方分権推進委員会は、しかし、「対等」だと主張する。とすれば、彼らは地方を、法律制定権をもつ統治機構にすることを企図しているとしか考えられない。これは、地方を日本国から独立させること（＝「国家解体」）に他ならない。少なくともそのような騒動を起こすことを狙っていることになる。

昨今の橋本徹大阪府知事の国批判連発の騒動などは、彼らの企図にすっぽりとはまってしまっている典型例である。これがさらにエスカレートしていき、全国へ飛び火していくとすれば、まさに地方分権推進委員会の思うつぼ、“平

成の応仁の乱”状態になっていくだろう。「国・地方紛争処理委員会」という全く不必要で危険な行政組織を新しく新設したのは(地方自治法第二百五十条第七項)、この最たる証左であろう。

さて、**世界の实情はどうか**、ということだが、日本の政治学者は、事実や現実を虚偽をもって歪曲する癖があるものが多い。このため、日本では、外国に関する嘘がつくられ、この嘘が流布して神話となる。**世界には地方分権の国家が一ヶ国もないのが事実である。**

米国は、1789年3月、“先に成立していた十三の邦”がその上に“強力な中央政府(+合衆国憲法)をのっけて”誕生した。このとき十三の邦は十三の州へと形式的には格下げされたが、州の統治機構はそれ以前のままであった。**米国は十三の邦の上に新しく“国”の中央集権機構をつくったのである。先に成立していた一つの国が権力を十三州に分割した(地方分権した)のではない。**ところが、米国は「連邦制だから分権した」などという作り話を展開する奇怪な学者が大手を振って歩いている。

ドイツもイタリアも十九世紀後半に中央政府をつくり統一された中央集権国家である。そこには地方分権は、匂いすらない。フランスも1789年のフランス革命時にロベスピエールらが超中央集権国家を創造して以来、中央集権国家である。1979年に誕生したサッチャー首相率いる英国も、**地方の財源を中央政府に召し上げる方向性を強く打ち出して財政再建に成功したように、財政的に中央集権化を進めるしか窮乏する英国を救う道がないという、常識を政治とした。**近代以降の世界には、日本の「地方分権」に類する前例は一つもない。

また、日本の学界は、歴史と伝統の産物である国家を人為的に手術できる(=改造できる)という、知的傲慢さに自己陶醉している。このため、バジヨットの次のような警告は一顧だにされなくなった。

バジヨット曰く、

「古い制度を完全に変更して、よりよいものに替えるべきであるという考えを即座に放棄しなければならない」

コーク曰く、

「裁判官と賢者の智慧は、コモン・ローの価値を下げることになる新しい革

新をつぶした。・・・裁判官は言った、**変更されたり革新がもたらされるぐらいなら欠陥のあるままにしていた方がましである**」

ハイエクは、人間が合理的な推論によって改革や革新をしてより有効なものにしようとする思考を、**デカルト的な設計主義**と名付け、**それが社会に対して自己破壊の力をもつことを警告した**。**伝統・慣習・歴史（時間の経過）によって発展し機能している多くの文明的「制度」は、理性（人間の知力）には限界があるため、数学的に証明されることはない**。ところが、明示的（数学的）に説明（証明）のつかないものをすべて捨て去る（例えば、神の存在は理性では証明できない。故に神は存在しない。私は無神論である。）**デカルト哲学においては、このような文明的「制度」は当然に排除され、棄てられる**。この結果、社会は自然に発展してきた文明的「制度」を失って、機能不全におちいていく。

日本における、**神話というより事実を転倒させた巨大な嘘**は、「**3割自治**」などという言葉があるように、地方がもっと財源をもってよい、地方がもっと自主的に課税し自主的に支出を決定してもよい、という世界のいづこにも存在しない“狂気の地方行政論”において顕著である。**道楽息子を、親は無限に甘やかして欲しいだけ“小遣い”を与えるべきだという、その家族の解体を狙った悪魔の囁きの国家版が、日本の「地方行政論」の正体である**。

以上のことは、「**地方自治**」の母国である**英国**を参考にすればすぐわかる。英国は日本と違って**地方税**というものは一つしかなかった。伝統的に地方が自主財源を持つことは可能な限り制限されたからである。この地方税を「**レイト (Rate)**」といい、土地・建物等に対する課税であった。日本で言う、固定資産税、家屋税に当たる。

サッチャー首相は、税制改革を行い、「**地方税のサービス料金化**」と「**税制の中央集権化**」を行い、今日の英国には地方税というものは、「カウンスルタックス（財産税的な自治体税のこと）」と「レイト（非住居用資産にかかるレイト）」の“二種類”しかない。しかもそれらは**中央政府の監督下にある**。

しかし、日本では地方税は、直接税のみでも次のごとく、何十もある。

「**都道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉦区税、狩猟者税、狩猟免許税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、鉦産税、特別土地保有税、目的税（自動車取得税、軽油取引税、入湯税を除く。）、国税付加税、特別地税、**

地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、個別割、家屋割、扇風機税、屠蓄税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税、金庫税」

日本の「地方」の課税自主権は、世界の常識において、天文学的に無制限である。日本の地方は、“世界一の道楽息子”である。「これだけの地方自主財源を持ち、それでも足らずの財源を国からの地方交付税で補い、さらに、事業補助金制度で国から多額の補助金を受けているにも関わらず、多額の借金を抱えるに至り、財政再建対策に懸命になるあまり、住民への必要な公共サービスを削減している」のが現在の**“地方の実態”**である。「地方分権」で地方に権限や財源を移譲したからといって、地方は健全な財政運営を執行できる能力があるのだろうか。現状をみる限り、“全く無い”どころか、“ますます借金を膨らませるだろう”としか予見できない。

日本が第一にすべきは、第一に地方の自主財政を徹底的にリストラすることである。次に、国の管轄下におくことである。例えば、都道府県民税や市町村民税は廃止して所得税に一本化するの**は当然であろう。**

英国では、「地方」の歳入に占める自主財源率はほぼ15%以下である。日本流に言えば、「**1.5割自治**」である。つまり、**歳入の85%は中央政府からの助成金である。**そして**歳出のベースで見ると、1993~4年度で、地方の歳出は国全体（「地方」+「中央」）の歳出の28.7%である。**

一方、**日本は、歳入における地方の自主財源率は、地方分権推進委員会が（1995年の）発足時に参照したであろう1993年度の決算ベースで見ると、37.8%である。「約4割自治」である。地方の自主財源率は、英国の2倍以上もある。**

さらに**歳出ベースで見ると、「地方」の歳出は国全体（「地方」+「中央」）の歳出の何と65.6%に当たる。家計に例えると、道楽息子の“小遣い”が所得の3分の2におよび、親は残りの3分の1でやり繰りしている、信じがたい家族、それが日本の真実である。フランスの地方は、英国よりもっと自主財源が貧弱である。州の財政的独立性の強い米国ですら、多少英国よりましな程度である。**

このように、「自主財源の天国」たる日本の「地方」に、「もっと財源移譲を！」

と叫んでいる人々の意図は、それらの人々のほとんどが極左の暴力革命屋で「計画経済」や「計画政治」という超中央集権の信者であることを考えれば、明らかであろう。本心は超中央集権論でありながら、それとは逆の「財源の地方分散」を推進するのは、「地方」という“道楽息子”が財政的に日本を崩壊させることを狙っているからである。“超”中央集権（全体主義体制）論もレーニンやヒトラーでわかるように、究極的には国家の破滅を願望するイデオロギーからつくられている。「超”中央集権論」も「超”地方分権論」も多少色の異なる花だが、反国家（反日）という同根から咲いている。

参考に関の借金状況及び地方の借金状況を見ていただきたい。われわれはこの借金をすべて未来の子孫に押し付けて、現世代のわれわれのみが、借金を重ねて享楽・安寧に一生を終えてよいのだろうか？。未来の子孫である日本国民と未来の日本国との悠久の繁栄を一顧だにせず、自分の世代のみの繁栄を享受して、その借金を子々孫々に押し付ける。無責任と義務感の欠如した、衆愚政治、それが現代日本の政治及び政治家と、そのような政治家しか選出できない知的退廃と無教養の国民、それが現代（現在の）日本国民の実像である。政治家やマスコミは決まり文句のように「日本国民は賢明である。利口である。政治が良く分かっている。国民の良識を信じる。」というが、そんなものは、全くのでたらめであるし彼らも本心では分かっている。はっきりと言うが、日本国民の実像は「政治に対して全くの音痴・無教養・無知である。」「日本国民は政府の政策に対して、何が正しくて何が間違っているかの判断材料となる政治知識を全く持っていない。例えば、立憲政治と国民主権は両立するか？とか、完全平等社会の追求が共産主義の暗黒国家に行き着くのが政治の必然であるとか、象徴天皇制が衆愚政治から自由を守る砦であるとか、共産主義者の唱える平和とは世界共産化のことを意味するとか、1945年の終戦後から福祉国家を目指した英国労働党政権の“ゆりかごから墓場まで”政策が破綻し、1960～70年代の英国は財政が逼迫し、産業も停滞して“英国病”といわれるほど国家が退廃したが、バーク保守主義者を自称サッチャー首相が完全に英国を蘇らせたとか、ベトナム反戦運動期ころから顕在化した米国の教育の退廃と学力の低下に対し、全米の保守主義者の父兄が教育黒書運動を全米に巻き起こし、バーク保守主義者であるレーガンが大統領になり、米国の教育を立て直した、とかレーニン／スターリンに始まる毛沢東／ポル・ポト／金日成などの共産主義国家が合計2億人の自国民を殺戮した事実とか、保守政治家の筆頭をを演ずる中氏根康弘が実は超極左であるとか、人間であるというだけで持つとされる人類普遍の人権などは実は存在せず、あるのは各国家ごとの国民が持つ国民権のみであるとか、・・・・等々（まだまだあるが、あとは本ホームページを

読んでいただければ理解できると思う)をどれだけの日本人が知っているか？」

「日本国民の政治の判断材料は新聞・マスメディアの意図的に偏向した社説や論説、芸能人化した政治家の人気度、その時々政治家の発言に対する一時的な感情的衝動でしかない。そして最大の関心ごとは、どの政党が現世代の日本国民にどれだけの享楽や贅沢を与えてくれるのか、何をどのくらい無料にしてくれるのか、負担を減らしてくれるのかなど、お金の損得に関することばかりである。こうした政策には必ず増税や国債発行による巨額の負担が未来の子孫たちにのしかかるのに、“そんなの関係ねえー”とばかりに無責任を決め込む。そして、その無責任さに気付きもしていない。」

「日本の文明社会は、これまでに約二千年の歴史を持つ。二千年の歴史の末端に現在のわれわれが存在する。われわれの祖先たちが、未来のわれわれを思い、子孫の悠久の繁栄を願って日本国を相続し継承してきたから、現在のわれわれ日本国民が存在しているのである。とすれば、現代のわれわれ日本国民も、祖先がわれわれのためにしてきてくれたのと同様に、これから数千年先の未来の日本国民が悠久の繁栄を享受できることを考慮して政治政策を選択し、政治について考えるのが、われわれの義務ではないか。」

「われわれ一世代が生きている高々80~90年程度のスパンだけの享楽・安寧を求めて、子孫たちの今後数千年の日本未来の悠久の繁栄を考慮もしない、借金まみれの政策や政治家など存在の価値もないし、そのような政治を選択する国民の無知・無能も限界に達している。日本国の将来は極めて危うい状況にある、という自覚をもってもらいたいものである。」

それが、このホームページ作成の第四の意図である。

リンク⇒[国の借金時計](#) リンク⇒[地方の借金時計](#)

(C)「非・国民」への参政権付与——参政権は国籍ある「国民の権利」である

外国人とは日本国民ではない。自明の原理である。しかも、外国人は無国籍ではなく、母国(祖国)の国籍を持っている。地方(都道府県・市町村)であれ国であれ、日本国の統治機構への外国人参政権付与とは、その外国人にとって、二重の参政権を得ることになる。“二重の国籍”は非としておいて“二重の参政権”を是とするのが、「外国人にも参政権を！」の運動の核心である。

しかし、日本では、外国人という「非・国民」に対して、この“二重の参政権”を与えようとしている政党がある。選挙の票欲しさが狙いの政党もあれば、「反日」イデオロギーの実践としてそれをなしている政党もある。

そもそも憲法において、統治機構に参加する選挙権・非選挙権は、ともに

「国民の権利」と定められている。当然に、外国人という「非・国民」が除外されている。この単純なる憲法条文と、国際的にも“二重参政権の禁止”という普遍的なルールが、さも「時代遅れ」かに錯覚されるのは、左翼諸団体の執拗なプロパガンダ（嘘宣伝）もさることながら、**1995年2月28日の最高裁判決（第三小法廷）判決文にある「盲腸意見（傍論）」**で生じた、**大きな誤解である。**

憲法第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

憲法 第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

- 2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

「憲法第九十三条第二項は、日本国籍を有しない在日外国人には参政権は与えられないと解するべきである。」が判決の主文でありながら、それと極度に齟齬をきたした「盲腸意見」が判決文にくっついていた。むろんそれは、判例として法的拘束性を有さないが、そんなことは一般の人にはわからない。この「盲腸意見」とは、「**ただし、永住者等（＝出入国管理法に規定されている「特別永住者など」）の者に法律で選挙権を付与することは憲法上禁止されるものではない**」として、地方レベルの選挙権を認める余地があることを示したものであった。**つまり、外国人参政権は憲法違反と判決しながら、「この憲法を無視した法律を新しく制定し、この憲法違反を可能にしてやれ！」**という、**誰がどう読んでも自己矛盾的な「とんでも判決」**であった。しかもこの判決は、**憲法第十条で定められた国籍法には一切言及していない。**初めから極めて政治的なものであった。

憲法第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

在日コリアンによる地方参政権要求や地方公務員採用要求は、その原点は日本人に対する憎悪に発する「反日」運動であり、日本国の解体運動である。このことに、日本人は気付くべきである。この「反日」を彼らは「共生」という糖衣錠（オブラート）にくるんでいる。もっと、警戒すべきである。これらの問題は、「人間性」とか「同情」とか「侵略の罪意識」とかの“感情”の問題ではない。「立憲主義国」における「法の支配」の根幹に関わる“ルール”の問題である。

外国人という「非・国民」が「日本国民」と同等な権利を行使することは、「日本国民」をして「非・国民」並みにすることであり、**「日本国民」の存在価値そのものを否定すること**に他ならない。しかも、例えば在日コリアンのように、実際には祖国で軍隊に入隊する権利を持っていたり、祖国での参政権を持っている。つまり、参政権付与とは在日の「非・国民」は、「日本国民」の二倍にも及ぶ権利を持つことになる。とすれば、「日本国民」の権利は「非・国民」の半分に差別されることになる。これこそ、「平等」の名の下の“不平等”ではないか。国家間の主権の在り方に関する“不平等”である。

極端な言い方をすれば、「非・国民」が日本国の主権に関わる政治に参加することは、「非・国民」による日本国の主権侵害を可能にする危険性を孕むことを意味する。

「在日コリアン」に対する「国籍条項」の緩和は、1997年から本格化し、実行された。この年に神戸市、大阪市、川崎市が先鞭をつけたからである。**“日本国民からなる国が日本国”という、国家の原点**が根底から破壊されている。そして、「地方」なら、仮に害があってもさほどの害もあるまいとたかをくくって、日本国民のほとんどは気にもかけない。いや、むしろ「平等」や「人権」の誤った概念で“正しいことをしている”とさえ思っている節がある。

日本の亡国、それは「地方」における「国民否定」という暴走によって着実に進展していくだろう。

なお、この「国籍条項」を標的として「非・国民」を反乱させる方便の選挙権問題と公務員問題は、1996年うに組織的にキャンペーンされた。

この1996年の、組織的に展開された国籍条項キャンペーンに抗して、たった一人で「在日」の良心を語った鄭大均は、「**日本で生まれ、生活の場も日本であり、税金も払い、地域の一員になっている・・・人々から見れば、国籍条項が『排除と差別』と映ってきたことも理解しなければならない**」という『朝日新聞』1996年5月18日付け社説に対して次のように語った。

「日本の公務員には日本人をもってあてるとするのは常識的なことであって、外国籍を有する者がここから除外されるのはいわゆる『排除』や『差別』の問題とはいえない」

「また国籍に固執する余裕があるということは、『在日』の彼女が本物の差別とは今や無縁なところで生きていることを示唆するものであろう。つまり、C氏の態度に見てとれるのは差別に対する抗議というよりは遊戯精神の発露であり、それは不遇意識に対する郷愁や自虐趣味をモチーフにしたものではないだろうか」

「国籍条項」が日本では法令で明示的に定まっているため、“日本国民つぶし”に狂奔する「共生」屋たちは、新しい詭弁を模索する。例えば、米国は“Nation”ではなく、“United States”である以上「国籍」を意味する言葉として“nationality”が使えない。代わりに“citizenship”を使う。ここに目をつけ、この“国籍＝citizenship（米国人には常識中の常識）”をわざわざ「市民権」などと巧妙な誤訳をしておいて、米国は参政権について「国籍」が基準ではなく「市民権」を基準にしているのだと、参政権について「国籍（nationality）で論じる必要はない」の根拠にする。米国の法曹家が聞いたら腰を抜かず、悪質な大嘘である。さらに米国で用いられている“civil rights（公民権）”という言葉と、この「国籍」としか訳せない“citizenship”とを意図的に混同させる。しかし、**米国では、参政権は厳格にこの「国籍＝citizenship」保有者のみに限られている。英国も同じである。**

そして、なぜか、文明社会の法体系の発展が未成熟のまま近代に入ったスウェーデンの、永住資格をもつ者を一種の「準・国民」として扱う、国際的には例外な国を過剰に宣伝する。もしそんなスウェーデンを参考にするのであれば、有事に全男児を徴兵し戦闘の軍務に就かせるスウェーデンの「国民皆兵」の制度や全国民への核シェルターの完備などの方も参考にするべきであろう。あるいは、スウェーデンでは、国民の戦闘（国防）意欲を阻害するマスコミ報道は規制されており、この規制を担当する「心理防衛庁」という役所まであるか

ら、この方も日本は参考にすべきだと主張すべきである。防衛反対の**朝日新聞**などは**すぐに廃刊状態になる**。スウェーデンの、ある政策はその他の無数の政策と密接に関連して存在している。「永住市民」だけをつまみ食いの的にとり出すとは、バランスを欠いた、あまりに作為的なやり方で「卑怯」である。